

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と ○○○<（株）ファミリーマート始め5社>（以下「乙」という。）とは、愛知県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。この場合において、乙の有する応急生活物資の所在場所、輸送用道路の状況、その他災害に係る諸状況を考慮して甲が要請先を決定するものとする。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用されない場合に、応急生活物資の供給について被災市町村から甲に要請があったときは、乙を応急生活物資の供給元として被災市町村に斡旋することができるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施及び供給物資の範囲)

第3条 乙は、甲が乙に協力事項の要請を行ったとき、次に掲げる優先供給を運搬が可能な範囲で物資を供給する。

(1) 別表に掲げる品目及び数量の応急生活物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請手続等)

第4条 第2条第1項の要請は、甲が別に定める文書をもって乙に個別に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。また、乙の運搬が困難な場合は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 前3条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、この協定に基づき乙が甲に供給した物資の運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が応急生活物資の運搬及び供給する際には、緊急又は優先車両として通行できるように協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(その他)

第9条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを了承する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示が

ないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。
2 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成21年 3月26日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
知事 神田真秋 印

乙 <協定締結6社、五十音順>
東京都千代田区二番町8番8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 山口俊郎

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社 デイリーヤマザキ(現 山崎製パン株式会社)
代表取締役社長 田嶋誠

東京都豊島区東池袋3-1-1
(現 東京都港区芝浦3丁目1番21号)
株式会社 ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
(現 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1)
ミニストップ 株式会社
代表取締役社長 阿部信行

東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社 ローソン
代表取締役社長 新浪剛

別表

集計分(5社分)

品 目			計	単位	単位 当たりの量
食 料 品	1	おにぎり(おむすび)	40,000	個	
	2	弁当	1,800	個	
	3	パン 菓子パン	7,000	個	
	4	レトルト食品 ごはん	1,200	個	
	5	おかず類	300	個	
	6	カップラーメン	19,300	個	
	7	カップ味噌汁	7,100	個	
	8	缶詰	2,800	個	
	9	牛乳	1,000	本	
	10	お茶	22,800	本	500ml
	11		1,200	本	2L
	12	飲料水	28,100	本	500ml
	13		1,320	本	2L

* 数量は、1日あたりの最大供給可能数量

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）とは、愛知県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。この場合において、乙の有する応急生活物資の所在場所、輸送用道路の状況、その他災害に係る諸状況を考慮して甲が要請先を決定するものとする。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用されない場合に、応急生活物資の供給について被災市町村から甲に要請があったときは、乙を応急生活物資の供給元として被災市町村に斡旋することができるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施及び供給物資の範囲)

第3条 乙は、甲が乙に協力事項の要請を行ったとき、別表に掲げる物資及びその他災害時に甲が指定する物資のうち優先供給及び運搬が可能な物資を供給する。

2 乙は、協定締結後速やかに別表をもって供給可能品目及び1回あたりの最大供給可能数量について甲に報告するものとし、その後は毎年4月に変更の有無について確認を行うとともに、変更があった場合は直ちに甲に報告するものとする。

(要請手続等)

第4条 第2条第1項の要請は、甲が別に定める文書をもって乙に個別に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。
3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、乙が行うものとする。また、必要に応じて甲又は乙の指定するものが行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 前3条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、この協定に基づき乙が甲に供給した物資の運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定の連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

- 2 平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換及び意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成29年3月3日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
知事 大村秀章

乙 千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
(現 東京都品川区南大井6丁目22番7号)
株式会社ケーヨー (現 DCM株式会社)
代表取締役社長 醍醐茂夫

別表

(株式会社ケーヨー) 【現 DCM株式会社】

数量は1回あたりの最大供給可能数量

品目		供給可否	数量	単位	単位あたりの量
食 料 品	1 おにぎり		0	個	
	2 弁当		0	個	
	3 パン	食パン	0	枚	
	4	菓子パン	0	個	
	5	調理パン	0	個	
	6 果物 (バナナ等)		0	個	
	7 レトルト食品	主食	0	個	
	8	副食	0	個	
	9 カップ麺		10,000	個	
	10 カップ味噌汁		0	個	
	11 缶詰		0	個	
	12 ベビーフード		0	個	
	13 粉ミルク		100	kg	
	14 飲料水		14,000	㍑	2㍑
	15 牛乳		0	㍑	
	16 お茶		25,000	㍑	2㍑
	17 スポーツドリンク・ジュース類		0	㍑	
被 服 ・ 寝 具	18 作業服		1,500	着	
	19 軍手		7,000	双	
	20 靴下		5,000	足	
	21 ビニールカッパ (雨具)		1,000	着	
	22 紙おむつ	幼児用	13,000	枚	50枚入り
	23	大人用	1,000	枚	20枚入り
	24 トレーナー (防寒着)		100	着	
	25 シャツ	紳士	2,500	着	
	26	婦人		着	
	27	男児		着	
	28	女児		着	
	29 パンツ	紳士	2,500	着	
	30	婦人		着	
	31	男児		着	
	32	女児		着	
	33 枕		1,500	個	
	34 布団		100	枚	
	35 毛布		600	枚	
	36 寝袋		100	枚	
生活必需品等	37 紙皿		2,000	個	
	38 紙コップ		2,000	個	
	39 茶わん		1,000	個	
	40 割り箸		4,000	膳	
	41 哺乳びん		100	瓶	
	42 スプーン・フォーク		1,000	本	
	43 ポリタンク・ポリ缶		100	個	
	44 なべ		1,000	個	
	45 やかん		800	個	
	46 ポット		100	個	
	47 包丁		700	本	
	48 まな板		1,500	枚	
	49 ラップ		30,000	個	
	50 アルミホイル		7,500	個	

品目		供給可否	数量	単位	単位あたりの量
51 キッチンペーパー			10,000	巻	4個入り
52 ウェットティッシュ			10,000	個	
53 ティッシュペーパー			50,000	箱	5P
54 トイレットペーパー			45,000	巻	18P
55 生理用品			6,500	枚	
56 マスク			9,500	枚	
57 パケツ			2,000	個	
58 洗面器			100	個	
59 石鹼			6,000	個	
60 ハンドソープ			7,500	個	
61 洗顔石鹼			4,000	個	
62 シャンプー			15,000	本	
63 ボディシャンプー			20,000	本	
64 歯ブラシ			8,000	本	
65 歯磨き粉			10,000	本	
66 洗濯用洗剤			140,000	個	
67 洗濯物干し類			4,500	個	角ハンガー
68 パスタオル			1,500	枚	
69 フェイスタオル			3,500	枚	
70 ヘルメット			100	個	
71 運動靴			1,000	足	
72 長靴			3,000	足	
73 ラジオ			400	個	
74 懐中電灯			100	個	
75 乾電池			24,000	本	アルカリ
76 ロウソク			1,500	本	
77 ライター			3,000	個	
78 マッチ			500	箱	
79 ポリ袋・ビニール袋			12,000	袋	
80 ゴミ袋			10,000	袋	
81 ロープ			800	本	
82 ガムテープ			19,000	個	
83 カートリッジコンロ			600	個	
84 カートリッジガスボンベ			5,000	本	
85 扇風機			500	台	
86 使い捨てカイロ			7,000	個	
87 石油ストーブ			200	台	
88 灯油			0	㍑	
89 灯油缶			900	個	
90 除雪等用品 (スコップ等)			500	個	
91 絆創膏			2,000	箱	
92 包帯			100	巻	
93 風邪薬			500	箱	
94 消毒液			200	箱	
95 頭痛薬			200	箱	
96 ビニールシート			0	枚	
97 ブルーシート			3,000	枚	
98 簡易トイレ・携帯トイレ			200	回	
99 テント (ファミリー・レジャー用)			30	張	
100					

数量及び単位は適宜変更し、掲載されていない供給可能品目については「その他」に追加すること。

災害時における応急生活物資等の供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、応急生活物資等の供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力に関する事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力に関する事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用されない場合に、被災市町村が当該市町村の費用負担により応急生活物資等の供給について甲に要請があったときは、甲及び乙が協議のうえ、応急生活物資等の供給元として市町村に斡旋することができるものとする。

(協力の要請及び受諾等)

第3条 甲は、災害時において応急生活物資等を必要とするときは、別に定める文書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、直ちに甲の災害対策本部へ連絡員を派遣し、甲の要請内容を確認するとともに、対応が可能なグループ会社を選定する。

3 乙は、前項に基づきグループ会社を選定し、当該グループ会社の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) グループ会社の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 応急生活物資等の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

4 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、乙を介して、前項の承諾をした乙のグループ会社と応急生活物資等の供給に必要な基本的条件について協議するものとする。

(応急生活物資等供給の協力実施及び供給可能物資の範囲)

第4条 乙は、甲が乙に要請を行ったときは、グループ会社で供給及び運搬が可能な応急生活物資等を供給する。

2 乙は、協定締結後、供給可能な応急生活物資等の項目を甲に報告し、変更があった場合は直ちに甲に報告するものとする。

(応急生活物資等の運搬)

第5条 応急生活物資等の運搬は、原則として乙のグループ会社が行うものとし、運搬が困難な場合は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。

- 2 甲は、乙のグループ会社による運搬が困難な場合かつ代替手段がないと認められるときは、自衛隊等と協議を行い、応急生活物資等の運搬が円滑に進むよう努めることとする。
- 3 乙のグループ会社は、搬送終了後、速やかに別に定める文書により甲に報告するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、前条第1項の規定により応急生活物資等を運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第7条 甲の要請により乙のグループ会社が供給した応急生活物資等の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という）は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲及び乙のグループ会社が協議して決定するものとする。

- 2 前項の規定により決定した経費等については、甲が負担するものとする。
- 3 乙または乙のグループ会社は、第1項の規定により決定した経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙または乙のグループ会社に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有及び訓練の実施等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、本協定が災害時に円滑に実行できるよう、通信訓練を始め、必要に応じて連携を深めるための訓練を実施するよう努めることとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、グループ会社の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 4 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についてグループ会社の理解を深めよう努めることとする。

(実施細目)

第10条 本協定に基づく応急生活物資等の供給等の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲、乙又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間継続するものとし、以後この例による。

2 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約希望日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。なお、乙のグループ会社はこの協定の写しを所持する。

平成29年8月30日

甲　　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大 村 秀 章

乙　　千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1号
イオン株式会社
取締役 兼 代表執行役社長
グループCEO 岡田 元也

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と株式会社ファーストリテイリング（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資の供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対し、応急生活物資の供給に関して協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部を設置し、かつ被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用されない場合に、被災市町村が当該市町村の費用負担により応急生活物資の供給について甲に要請があったときは、甲及び乙が協議のうえ、乙を応急生活物資の供給元として市町村に斡旋することができる。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に協力の要請を行ったとき、乙は次に掲げる物資の優先供給及びその運搬を行う。

- (1) 別表に掲げる応急生活物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 前項に掲げる物資（以下「物資」という。）は、乙及び乙の子会社の保有若しくは調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第4条 第2条第1項の要請は、甲が別に定める文書をもって乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速や

かに文書を交付するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第5条 甲が要請した物資の運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難と認められる場合は、甲が指定する者による運搬ができるものとする。

- 2 物資の引渡場所は甲が指定するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、前条第1項の規定により物資を運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(経費等の負担及び支払)

第7条 甲の要請により乙が供給した物資の対価及び運搬の費用（以下「費用」という）の額は、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙協議の上で決定する。

- 2 前項の規定により決定した費用は、甲が負担するものとする。
- 3 甲は、負担する費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。なお、乙が供給した物資が乙の子会社により調達された物資であるときは、乙から乙の子会社へ物資に係る費用の請求及び支払い権限の委任があるものとし、甲は乙の子会社から直接支払の請求を受け、乙の子会社に費用を支払うことができるものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に文書により通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有及び訓練の実施)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、平時から情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、本協定の実効性を高めるため、必要に応じて連携を深めるための訓

練を実施するよう努める。

(救助実施市)

第10条 災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市を含めた県内複数市町村に災害救助法が適用され、かつ当該救助実施市と乙又は乙の子会社との間で別に締結した応急生活物資の供給に関する協定に基づき協力要請が行われる場合、乙は、当該要請が甲の広域調整の下で行われるものであることに留意する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前に甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

2 この協定を解除又は変更する場合は、甲乙いずれか一方が解除又は変更希望日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月30日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村 秀章

乙 山口県山口市佐山10717-1
株式会社ファーストリティーリング
代表取締役会長兼社長 柳井 正

別表（第3条関係）

物資の種類	品目等
被服（衣料品）	○肌着・下着類（男性用、女性用、子ども用、ベビー用）
	○靴下（男性用、女性用、子ども用、ベビー用）
	○ルームウェア類（スウェットセット等）（男性用、女性用、子ども用）
	○Tシャツ・ズボン（男性用、女性用、子ども用、ベビー用）
	○防寒着（男性用、女性用、こども用）
	○その他衣料品（スリッパ、マスク等）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と中日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な段ボール製品（以下「物資」という。）の調達に関する事項について協定を締結する。

(調達に関する事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の調達に関する事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用されない場合に、物資の供給について被災市町村から甲に要請があったときは、乙を物資の供給元として市町村に斡旋することができるものとする。

(協力の要請及び受諾等)

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、別に定める救援物資供給要請書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

3 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

4 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

(物資の種類)

第4条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド

- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の組合員の取扱商品

(物資の引渡し)

第5条 組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 組合員は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。
- 3 組合員は、搬送終了後、速やかに別に定める救援物資供給完了報告書により甲に報告するものとする。

(物資の回収)

第6条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第7条 甲の要請により組合員が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という）は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲及び組合員が協議して決定するものとする。

- 2 業務に要した経費等については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲が負担する。
- 3 組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよ

う努力するものとする。

(実施細目)

第10条 本協定に基づく災害時における段ボール製品の調達に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲、乙又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間継続するものとし、以後この例による。

2 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約希望日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。なお、乙の組合員はこの協定の写しを所持する。

平成28年11月15日

甲　　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村秀章

乙　　名古屋市中村区竹橋町5-5
中日本段ボール工業組合
理事長 大澤勝弘

災害時における応急対策用資材等の供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と愛知県テント・シート工業組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策用資材等（以下「資材等」という。）の調達に関する事項について協定を締結する。

(要請の実施)

第2条 甲は、災害時において、被災地域の市町村から資材等のあっせん・供給について要請があるときの他、甲が資材等を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

(協力の要請及び受諾等)

第3条 甲は、災害時において資材等を必要とするときは、別に定める応急対策用資材等供給等要請書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急をするときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、対応することが可能な組合員を選定し、供給を行うものとする。
- 3 乙は、前項により組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。
 - (1) 組合員の名称、所在地
 - (2) 提供可能な時期、資材等の種類、数量
 - (3) その他必要な事項

(資材等の種類)

第4条 前条の資材等の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) テント類（組立式パイプテント、大型テント）
- (2) シート類
- (3) 土嚢袋
- (4) 簡易トイレ
- (5) 間仕切り
- (6) その他乙の組合員の取扱商品

(資材等の引渡し)

第5条 資材等の運搬は、原則として組合員が行うものとし、甲の指定する場所にて引き渡しを行うものとする。運搬が困難な場合は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。

- 2 資材等の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、資材等を確認の上、受領又は返還を行うものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 組合員は、資材等の供給を実施した場合は、速やかに別に定める応急対策用資材等供給等完了報告書により甲に報告するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、前条第1項の規定により資材等を運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第7条 甲の要請により組合員が調達した資材等の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という）は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

- 2 乙は、第1項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の供給能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲、乙又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときはが、この協定は更に1年間継続するものとし、以後この例による。

2 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約希望日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を所持する。なお、乙の組合員はこの協定書の写しを所持する。

平成30年12月18日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事
大村 秀章

乙 名古屋市中区栄5丁目7番29号
愛知県テント・シート工業組合
理事長
佐藤 均

第
年 月
号
日

愛知県テント・シート工業組合 理事長 様

愛知県知事

応急対策用資材等供給等要請書

災害時における応急対策用資材等の供給等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

資材等の種類	数量	搬送日 (※1賃貸借期間)	搬送場所	備考
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		

※1 賃貸借による場合は、() 内に期間を記入すること（対象資材等：大型テント）

※2 必要に応じて行を追加すること

（愛知県担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第5条関係）

年　　月　　日

愛知県知事　　様

愛知県テント・シート工業組合 理事長

応急対策資材等供給等完了報告書

災害時における応急対策用資材等の供給等の協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり完了しましたことを報告します。

資材等の種類	数量	搬送日 (※1賃貸借期間)	搬送場所	備考
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		

※1 賃貸借による場合は、() 内に期間を記入すること（対象資材等：大型テント）

※2 必要に応じて行を追加すること

(連絡担当者)	
所 属	
職名・氏名	
電話番号	

災害時における避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用間仕切りシステムの供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛知県域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、避難所用間仕切りシステム等（以下「物資」という。）の供給等に関して協力を求めるときに、必要な事項を定める。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して物資の要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用されない場合に、被災市町村が当該市町村の費用負担により物資の供給について甲に要請があったときは、甲及び乙が協議のうえ、乙を物資の供給元として市町村に斡旋することができる。

（協力の要請）

第3条 前条第1項の要請は、甲から乙に対し文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第4条 甲が乙に対して要請する物資は次に掲げるものとする。

- (1) 避難所用間仕切りシステム
- (2) ダンボール製簡易ベッド
- (3) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲から前項の物資に係る要請を受けたときは、可能な限り当該要請に必要な協力を行うものとする。

（物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が指定する者による運搬が困難な場合は、甲が指定する者による運搬ができるものとする。

2 物資の引渡しにあたっては、乙は、甲が指定する者による確認を受けるものとする。

- 3 乙は、可能な限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣して、必要な説明を行えるよう努めるものとする。
- 4 乙は、物資の引渡しが完了した後、速やかに文書（様式第2号）をもって、甲にその状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、前条第1項の規定により物資を運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（経費の負担及び支払い）

第7条 甲の要請により乙が供給した物資の対価及び運搬の費用（以下「費用」という。）の額は、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙協議のうえで決定する。

- 2 前項の規定により決定した費用は、甲が負担するものとする。
- 3 甲は、負担する費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（情報の共有及び防災訓練等への協力）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、平時から情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 乙は、この協定に基づく物資の供給及び組立て等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、甲が実施する防災訓練等の参加に努める。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、文書（様式第3号）により、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当窓口を変更したときも同様とする。

（協議）

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前に甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

- 2 この協定を解除又は変更する場合は、甲乙いずれか一方が解除又は変更希望日の1か月前までに文書により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年4月24日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事 大村 秀章

乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号

特定非営利活動法人 ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク

代表理事 坂 茂

物資の調達に関する要請書

年　月　日

特定非営利活動法人
ボランタリー・アキテクツ・ネットワーク代表者 様

愛知県知事

災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 要請内容

要請品名・数量	品名 数量
電話等による要請日時	年　月　日　時　分
引渡日時	月　日　時頃
引渡場所	名称 所在地
引渡担当者	部署 氏名 連絡先

3 その他必要な事項

要請担当者：
電話：
FAX：
E-mail：

物資の引渡し完了報告書

年　月　日

愛知県知事 殿

特定非営利活動法人

ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク代表者

災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時、場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他必要な事項

担当者：ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
電 話：
FAX：
E-mail：

災害時応援協定に係る連絡責任者名簿

(年 月 日現在)

1 連絡責任者（窓口）

	愛知県	ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
所 在 地	〒	〒
所 属		
役 職 ・ 氏 名		
連絡先	電 話 番 号	
	F A X	
	E - m a i l	

2 緊急時（時間外及び休日）の連絡先

	愛知県	ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
第一順位	役 職 ・ 氏 名	
	連絡先（携帯）	
第二順位	役 職 ・ 氏 名	
	連絡先（携帯）	
参考	勤 務 時 間	
	休 日	

災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と社団法人全国建設機械器具リース業協会中部支部（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレ等の機材（以下「機材」）の賃貸借に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）における迅速な機材の賃貸借を行うため、必要な手続等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる機材のうち、賃貸借が可能な機材について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 仮設トイレ
- (2) 発電機
- (3) その他、甲の要請に応じられる機材

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時応援協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。

ただし、当該協力要請書により要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時応援協力要請書を乙に送付するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、機材の賃貸借を完了したときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定による賃貸借の費用は甲が負担するものとする。

2 賃貸借の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

(通知)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協定の期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から平成25年3月31日までとする。

ただし、有効期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件を変更した場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中区栄1丁目14番14号
社団法人全国建設機械器具リース業協会中部支部
支部長 榊原章

第1号様式

番 号
平成 年 月 日

災 害 時 応 援 協 力 要 請 書

社団法人全国建設機械器具リース業協会中部支部等 様

愛 知 県 知 事

災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名	電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃	
賃貸借機材・数量	仮設トイレ	
	発電機	
	そのレンタル機材	
履行の場所		
賃貸借期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
備考		

第2号様式

平成 年 月 日

災害時要請業務実施報告書

愛知県知事 殿

社団法人全国建設機械器具リース業協会中部支部長

災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり完了しましたので報告します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名	電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃	
従事者氏名		
賃貸借機材・数量	仮設トイレ	
	発電機	
	そのレンタル機材	
履行の場所		
賃貸借期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
備考		

災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定(県対県エルピーガス協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づく災害時におけるLPガス応急生活物資等（以下「LPガス等」という。）に関して、愛知県（以下「甲」という。）が、社団法人愛知県エルピーガス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「LPガス等」とは、カセットコンロ及びカセットコンロ用ガスボンベとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、LPガス等の提供の要請にあたっては、提供場所等について文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は速やかに乙に文書を提出しなければならない。

(提供)

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、LPガス等を提供するものとする。

(提供の範囲)

第5条 LPガス等の提供の範囲は、カセットコンロ1000台、カセットコンロ用ガスボンベ3000本とする。

(費用)

第6条 第4条及び第5条の規定により、乙が提供したLPガス等及び提供場所への運搬の費用については、乙が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県商工部産業技術課、乙においては社団法人愛知県エルピーガス協会とする。

(提供場所)

第8条 LPガス等の提供場所は甲が指定するものとし、甲は当該提供場所に職員を派遣し、確認のうえ受け取るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成11年8月26日から適用する。

2 この協定を証するため、本書を2通作成し甲乙記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成11年8月26日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市中区大須四丁目15番12号
社団法人愛知県エルピーガス協会
代表者 会長彦坂守

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、愛知県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）の棺等葬祭用品の供給の協力について、必要な手続等を定める。

(協力)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる棺等葬祭用品の供給について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 棺（付属品を含む。）
- (2) ドライアイス
- (3) 骨つぼ及び骨箱
- (4) その他甲の指定した葬祭用品

(協力の要請)

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時応援協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。

ただし、当該協力要請書により要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時応援協力要請書を乙に送付するものとする。

(実施報告)

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施したときは、災害時供給実施報告書（第2号様式）をにより甲に通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙から供給を受けた棺等葬祭用品の費用を甲が負担するものとする。

2 第2条各号の協力に要した対価は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法第23条の基準額を参考にして、甲、乙協議の上決定する。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、前条の規定による対価を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、協力業務を行う場合において知り得えた個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により支援協力できる会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(協定の適用)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県一宮市本町三丁目7番4号
愛知県葬祭業協同組合
理事長 野杁章夫

第1号様式

番 号
平成 年 月 日

災 害 時 応 援 協 力 要 請 書

愛知県葬祭業協同組合理事長 様

愛 知 県 知 事

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名	電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃	
要請理由		
供給用品・数量	棺(付属品を含む)	
	ドライアイス	
	骨つぼ及び骨箱	
	その他葬祭用品	
履行の場所		
履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
備考		

第2号様式

平成 年 月 日

災害時供給実施報告書

愛知県知事 殿

愛知県葬祭業協同組合理事長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり協力しましたので報告します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名 電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
従事者氏名	
供給用品・数量	棺(付属品を含む)
	ドライアイス
	骨つぼ及び骨箱
	その他葬祭用品
履行の場所	
履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備考	

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力並びに 徒歩帰宅者支援に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに徒歩帰宅者支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力業務)

第2条 甲が乙に協力を要請できる業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びにそれに伴う作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送
- (3) 遺体の安置場所等の提供
- (4) 徒歩帰宅者への支援
- (5) その他甲の要請による乙の応諾可能な業務

(実施条件)

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の協力業務の実施に当たり、その手続き及び経費負担等について別途協議し、覚書を交わす。

(協議)

第4条 この協定に定めない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月31日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事　大村秀章

乙　東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長　山下裕史

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する覚書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力並びに徒歩帰宅者支援に関する協定書」（以下（「協定」という。）第2条（1）から（3）及び（5）に掲げる協力業務の実施に関し、愛知県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）における必要な事項を定める。

(要請手続)

第2条 協定第2条（1）から（3）及び（5）に規定する協力業務に係る甲から乙への要請は、災害時応援協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する等やむを得ない事態が発生した時は、電話、電子メール、ファクシミリ等により行うこととし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力業務の内容)

第3条 協定第2条（1）に規定する棺及び葬祭用品は次のとおりとする。

- （1）棺
- （2）ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- （3）骨つぼ及び骨箱
- （4）納体袋
- （5）その他甲の指定した葬祭用品

(協力結果の報告)

第4条 乙は、協定第2条（1）から（3）及び（5）に規定する協力業務を実施したときは、災害時協力要請業務実施報告書（第2号様式）により甲に行うものとする。

(費用負担及び算定方法)

第5条 前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した費用について、甲が負担するものとする。

2 協力業務に要した費用の算定は、第3項及び第4項に定める事項を除き、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 遺体搬送に関する費用の算定は、遺体搬送に使用した車両に係る地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

4 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法の基準額を参考にして、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、遺体搬送等の支援協力をを行う場合において知りえた個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月31日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県防災安全局長 山田 哲夫

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 山下 裕史

第1号様式

番 号
年 月 日

災害時応援協力要請書

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

愛知県知事

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する覚書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容 供給用品名及び数量、 搬送区間(距離及び遺 体数、安置施設及び期 間、その他)	
履行の場所	
履行の期日 又は 期間	期日 : 年 月 日 期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

第2号様式

年　月　日

災害時協力要請業務実施報告書

愛知県知事様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する覚書第4条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので、報告します。

報告担当者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　月　日（　）　時　分頃
文書要請日 及び 文書番号	年　月　日　付　第　号
要請内容 （供給用品名及び数量、搬送区間(距離及び遺体数、安置施設及び期間、その他））	
従事者氏名	会社名 従事者名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は 期間	期日：　年　月　日 期間：　年　月　日～　年　月　日
備　考	

災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等の清掃業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が災害時に愛知県災害対策本部を設置し、かつ、愛知県内に災害救助法が適用された場合において、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「避難所等」とは、災害時の避難所のほか、甲及び市町村が管理又は指定する災害対策上重要な施設をいう。

(要請)

第3条 甲は、災害時において必要と認めるとき又は市町村からの要請を受け、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請するものとする。

(業務の範囲)

第4条 甲の要請に基づき乙が実施する業務は、避難所等の清掃等環境衛生面に係る応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）のほか、甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

(要請手続等)

第5条 第3条の要請は、原則として甲が別に定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請に対する業務の提供を行うものとし、業務の内容について、乙の支援を受ける甲又は市町村と協議するものとする。
- 3 乙は、前項の業務を完了したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の業務の提供に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

ただし、業務の提供に要する消耗品費等の実費相当額については、災害が発生した直前の価格を基準として、乙の支援を受けた甲又は市町村と乙の双方が協議により、乙の請求により乙の支援を受けた甲又は市町村が支払うものとする。

(損害の賠償)

第7条 乙が甲の要請による業務の提供を行う際に、第4条に規定する業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害賠償及び第4条に規定する業務の提供を受けた避難所等が損害を受けた場合（第三者に及ぼした損害を含む。）における損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の前までに、この協定の解除又は変更について、甲と乙いづれからも何らかの意思表示がなされないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛 知 県

愛知県知事 大 村 秀 章

乙 愛知県名古屋市中区栄二丁目1番10号

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会

会 長 加 藤 憲 司

愛知県と公益社団法人C i v i c F o r c e (シビックフォース) との災害時等における相互協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人C i v i c F o r c e（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における応急対策等について、相互に連携・協力して推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は愛知県において大規模な自然災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）及び平時からの事前準備において、甲と乙が相互に連携・協力し、迅速で効果的な被災者支援等を図ることを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲と乙は次の各号に定める事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における情報の収集及び伝達
- (2) 災害時における物資の調達、供給及び緊急輸送
- (3) 被災市町村から要請があった場合等における避難所等での被災者支援
- (4) 平時における甲が主催する防災訓練等への参加
- (5) 定期的な意見交換の実施
- (6) その他、甲又は乙が必要と認める連携・協力事項

(協議事項)

第3条 連携・協力する内容、方法等については、甲と乙で協議するものとし、必要に応じて別途、細目協定等で定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、有効期間は1年間とする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年4月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村秀章

乙 東京都千代田区九段南四丁目7番16号
公益社団法人C i v i c F o r c e
代表理事 大西健丞

愛知 DMAT 設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県内外における地震等による大規模自然災害（以下「大規模自然災害」という。）及び愛知県内外における大規模事故災害等（以下「大事故災害」という。）の発生時において、第7条に定める DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部に所属し災害現場での救命処置や災害拠点病院の支援、重症患者の広域医療搬送などを行う災害派遣医療チーム（以下「愛知 DMAT」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることにより、災害発生時における医療支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

(編成)

第2条 愛知 DMAT は、次に掲げる者（以下「愛知 DMAT 要員」という。）により編成する。

- (1) DMAT 登録者（厚生労働省等が実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者）
 - (2) 愛知 DMAT 隊員養成研修を修了した者
 - (3) 前号に該当する愛知 DMAT 要員の活動については、原則県内に限定するものとする。
- 2 前項の編成は、医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本とする。ただし、状況に応じたチーム人数により編成できるものとする。
- 3 第1項第1号及び第2号に規定する愛知 DMAT 要員については、毎年、4月1日現在の状況を5月末までに別紙様式により知事へ報告するとともに、異動等変更があった場合は速やかに報告するものとする。
- 4 ローカル DMAT の資格更新要件は、以下のとおりとする。
- (1) ローカル DMAT 登録者の資格更新は5年（以下、「資格有効期間」という。）ごとに行われる。ただし、年度途中にローカル DMAT 登録者となった者は、登録を受けた当該年度及びその後5年間をローカル DMAT 登録者の資格有効期間とする。
 - (2) ローカル DMAT 登録者の資格有効期間満了に伴う更新は、前項に定める別紙様式の提出により、資格有効更新要件を勘案して行うこととする。
 - (3) 登録者の資格更新要件は、資格有効期間内に次のいずれか2つを満たすこととする。（重複可）
 - ア 愛知 DMAT 隊員養成研修（技能維持枠）の受講
 - イ 愛知県災害医療コーディネート研修の受講

- ウ 愛知DMAT隊員養成研修のスタッフ参加
- エ 愛知県災害医療コーディネート研修のスタッフ参加
- オ 大規模災害時医療活動訓練（政府訓練）への参加
- カ 愛知県(保健所含む)が主催する訓練への参加

(統括)

第3条 厚生労働省が実施する「統括 DMAT 研修」を修了し、厚生労働省に登録された統括 DMAT 登録者は災害時に DMAT 都道府県調整本部、DMAT 活動拠点本部、DMAT・SCU 本部、DMAT 病院支援指揮所、DMAT 現場活動指揮所、DMAT・SCU 指揮所及び DMAT 域外拠点本部の責任者として活動する。

2 DMAT 都道府県調整本部の責任者は、統括 DMAT 登録者のうち、愛知県災害医療コーディネーター設置要綱に定める本部災害医療コーディネーターとする。

(出動基準)

第4条 愛知 DMAT の出動は、次の各号の基準に基づき、知事から派遣の要請があった場合とする。

- (1) 震度 6 弱以上の地震又は死者数が 2 人以上若しくは傷病者数が 20 名以上見込まれる災害の場合
- (2) 東海地震、東南海・南海地震の場合
- (3) 厚生労働省又は他の都道府県から派遣要請があった場合

(活動期間)

第5条 愛知 DMAT の活動期間は、知事が活動終結を指示するまでの期間とし、DMAT1 隊あたりの活動期間は移動時間を除き 48 時間以内を基本とする。

2 DMAT の活動が長期間（1 週間など）に及ぶ場合には、DMAT2 次部隊、3 次部隊等の追加派遣で対応することを考慮する。

(出動時の移動手段)

第6条 愛知 DMAT の災害現場への移動は、DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部の緊急車輛等によるものとする。なお、県内の災害現場への移動については可能な範囲で、DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部の最寄りの消防本部の緊急車輛並びに愛知県防災ヘリコプター等を利用できる。

(DMAT 指定医療機関の指定等)

第7条 知事は、次の各号の要件を満たす場合には、該当の災害拠点病院を

DMAT 指定医療機関として指定し、指定証を交付する。

- (1) 医療機関として愛知 DMAT 派遣を行う意志を有すること。
- (2) 愛知 DMAT の活動に必要な人員、装備を有していること。なお、装備は、厚生労働省 DMAT 事務局の日本 DMAT 標準資機材に記載してある資器材等を基本とする。

2 DMAT 指定医療機関の指定更新は 5 年ごとに行う。指定更新要件は原則として「DMAT 地方ブロック訓練」に 5 年に 2 回以上参加していることとし、政府総合防災訓練への参加実績を考慮する。

3 知事は、第 1 項の規定により指定した DMAT 指定医療機関（日本赤十字社愛知県支部に所属する病院を除く）及び日本赤十字社愛知県支部と、愛知 DMAT に係る次の各号を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 派遣の要請方法
- (2) 指揮系統
- (3) 要員の身分の取扱い
- (4) 活動内容
- (5) ロジスティクス
- (6) 活動費用
- (7) 活動中の事故等への補償
- (8) その他必要な事項

4 大事故災害の場合の前項第 6 号及び第 7 号の負担については、次のとおりとする。

- (1) 知事は、費用を負担すべき者に負担するよう要請する。
- (2) 知事は、大事故災害が他都道府県で発生し、被災都道府県からの要請により愛知 DMAT の派遣を要請した場合で、費用を負担すべき者の負担能力が著しく低下している等のときは、被災都道府県において負担するよう要請する。

5 大規模自然災害の場合の第 2 項第 6 号及び第 7 号の負担について、知事は、被災都道府県からの要請により愛知 DMAT の派遣を要請した場合は、被災都道府県において負担するよう要請する。

6 前 2 項の場合において、関係者での協議が必要な場合は速やかに協議する。

（研修等）

第 8 条 愛知 DMAT 要員が所属する病院等は、その技術の向上等を図るため、愛知 DMAT 要員の研修及び訓練に努めるものとする。

2 知事は、愛知 DMAT の質的向上を図る研修及び訓練の企画並びに実施に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年9月24日から施行する。

2 この要領施行時に、既にローカルDMAT登録者に係る、第2条第4項の資格有効期間の始期については、令和3年4月1日とする。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

愛知 DMAT に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と、＜病院名及び日本赤十字社愛知県支部＞（以下「乙」という。）とは、愛知DMAT設置運営要領（以下「設置運営要領」という。）に基づく愛知DMATの活動等に関し、次のとおり協定する。

（派遣要請等）

- 第1条 甲は、設置運営要領第4条に基づき、県内において救命活動を行う必要が生じた場合及び県外において救命活動を行う必要が生じた場合で国又は被災都道府県から甲に要請があったときは、甲は乙に対して愛知DMATの派遣要請を行い、乙は、原則として直ちに愛知DMATを派遣させるものとする。
- 2 国から直接乙に愛知DMATの派遣要請があった場合は、乙は、原則として直ちに愛知DMATを派遣させるものとする。この場合、前項の要請があったものとみなす。
- 3 乙は、甲が別に定める規則により消防機関並びに名古屋空港及び中部国際空港の空港管理事務所からの出動要請に基づき愛知DMATを派遣した場合は、甲の要請に基づく愛知DMATの派遣と見なす。
- 4 第1項の派遣要請は、原則として国の広域災害救急医療情報システムDMAT管理メニューの派遣連絡メールにより行うものとする。
- ただし、他の連絡手段により迅速な派遣要請を行うことができる場合又は局地的な災害等の場合は他の連絡手段により派遣要請を行うものとする。
- 5 派遣された愛知DMATの活動終結の指示又は愛知DMAT派遣のための待機要請は、前項と同様とする。

（指揮系統）

- 第2条 愛知DMATは、甲の指示の下で活動することを基本とする。
- 2 愛知DMATが被災都道府県に派遣される場合には、被災都道府県のDMAT等受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

- 第3条 愛知DMATの活動をする者の身分については、派遣元である乙の管理下にあるものとする。

（活動内容）

- 第4条 愛知DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）
- (3) 被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）
- (4) 被災地内で対応困難な重症患者を被災地外へ搬送するための広域搬送拠点臨時医療施設（S C U）でのトリアージ、緊急治療等（S C U活動）
- (5) 前号の重症患者に対する治療等のための被災地外への搬送（広域医療搬送）
- (6) 現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品支給、生活手段等の確保（後方支援）
- (7) 行政機関の災害医療調整本部等での医療調整業務等
- (8) その他災害現場等での救命活動に必要な措置

（報告）

- 第5条 愛知DMA Tが活動した場合、愛知DMA Tの各責任者は、医療救護班日報（日計表）（様式1）及び医療救護班診療記録（兼医薬品等使用簿）（様式2）を整理し、派遣元である乙に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の各様式及び費用明細書（様式3）をとりまとめの上、別紙様式により甲に提出するものとする。

（費用弁償）

- 第6条 甲の要請に基づき、乙が派遣した愛知DMA Tが第4条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が別に定める額の範囲内で負担するものとする。ただし、設置運営要領第7条第3項及び第4項に基づき、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。
- (1) 愛知DMA T派遣に要する経費（旅費、輸送費、器具等修繕費）
 - (2) 愛知DMA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

- 第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣した愛知DMA Tが、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、前条の規定及び救助法第18条の定める範囲で費用を弁償する。

（損害補償）

- 第8条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した愛知DMA Tの隊員が、第4

条に規定する活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、設置運営要領第7条第3項及び第4項に基づき、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償する。

2 前項に定める補償の内容については、甲は保険契約後、乙に通知する。

(待機に係る費用)

第9条 愛知D.M.A.T派遣のための待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

2 この協定の有効期間は、前項の協定の適用の日から令和元年3月31日までとする。

3 前項の有効期間を満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の証とするため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村秀章

乙

「愛知 DMAT に関する協定」締結病院等（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1 平成 20 年 10 月 23 日締結（11 病院及び日本赤十字社）

- (1) 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院
- (3) 名古屋掖済会病院
- (4) 小牧市民病院
- (5) 藤田医科大学病院
- (6) 愛知医科大学病院
- (7) 半田市立半田病院
- (8) 愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院
- (9) 岡崎市民病院
- (10) 愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院
- (11) 豊橋市民病院
- (12) 日本赤十字社愛知県支部

2 平成 21 年 6 月 1 日締結（1 病院）

- (1) 一宮市民病院

3 平成 22 年 7 月 30 日締結（1 病院）

- (1) 総合大雄会病院

4 平成 22 年 8 月 26 日締結（1 病院）

- (1) トヨタ記念病院

5 平成 23 年 3 月 31 日締結（2 病院）

- (1) 刈谷豊田総合病院
- (2) 名古屋市立大学病院

6 平成 23 年 8 月 24 日締結（1 病院）

- (1) 愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院

7 平成 23 年 12 月 13 日締結（1 病院）

- (1) 愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院

8 平成 24 年 1 月 31 日締結（1 病院）

- (1) 公立陶生病院

9 平成 24 年 3 月 26 日締結（1 病院）

- (1) 春日井市民病院

10 平成 24 年 7 月 12 日締結（1 病院）

- (1) 名古屋大学医学部附属病院

11 平成 24 年 11 月 14 日締結（1 病院）

(1) 名古屋記念病院

12 平成 25 年 1 月 4 日締結（1 病院）

(1) 津島市民病院

13 平成 25 年 3 月 28 日締結（1 病院）

(1) 豊川市民病院

14 平成 25 年 6 月 10 日締結（1 病院）

(1) 中部労災病院

15 平成 25 年 7 月 8 日締結（1 病院）

(1) 名古屋市立東部医療センター

16 平成 26 年 3 月 27 日締結（3 病院）

(1) 名古屋市立西部医療センター

(2) 愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院

(3) 新城市民病院

17 平成 28 年 4 月 1 日（4 病院）

(1) 西尾市民病院

(2) 独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター

(3) 愛知県厚生農業協同組合連合会稻沢厚生病院

(4) 公立西知多総合病院

18 令和 5 年 3 月 17 日（1 病院）

(1) 藤田医科大学岡崎医療センター

愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）設置運営要領

（目的）

第1条 この要領は、愛知県内外における地震等による大規模自然災害及び大規模事故災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生時において、精神科医療機関の支援、被災者の心のケア活動などを行う愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）（以下「愛知D P A T」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることにより、災害発生時における心のケア活動の充実強化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「愛知D P A T隊員」とは、知事が実施する養成研修を修了し、知事に登録された者とする。
- (2) 「愛知D P A T先遣隊」とは、愛知D P A Tのうち、発災初期に対応するチームであり、厚生労働省又はD P A T事務局に登録されたものとする。また、愛知D P A T先遣隊は、登録更新のためのD P A T先遣隊隊員技能維持研修を受講するものとする。
- (3) 「D P A T登録機関」とは、D P A T派遣に協力する意思を持ち、厚生労働省及びD P A T事務局又は知事に登録された医療機関等とする。
- (4) 「愛知D P A T統括者」（以下、「D P A T統括者」という。）とは、D P A T統括・事務担当者研修を受講し、知事によって任命された者とする。
- (5) 「D P A Tインストラクター」とは、D P A T事務局が主催する研修の修了者であり、D P A Tの運営全体を把握・理解し、D P A T体制の維持・発展に努めることが求められる。

（活動内容）

第3条 愛知D P A Tの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援
- (2) 被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応
- (3) 避難所及び在宅等の精神疾患を有する被災者への対応
- (4) 被災者支援を行っている者に対する心のケア等の支援
- (5) その他災害時的心のケア活動に必要な措置

（編成）

第4条 愛知D P A Tは、次に掲げる者により編成し、精神科医師をリーダーとし、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

- (1) 精神科医師
- (2) 看護師
- (3) 業務調整員

2 前項の編成は、県機関の職員等で編成するほかに、必要に応じ、県内の大学病院、国立病院機構、公的病院及び民間医療機関等（以下、「関係機関等」という。）に依頼し編成するものとする。

3 第1項の編成は、原則として所属機関ごとに編成する。ただし、同一機関での編成が困難な場合は、チーム編成の調整を行うものとする。

（統括）

第5条 愛知D P A Tが県内で活動する場合、愛知D P A Tの統括は、愛知県D P A T調整

本部が行うものとする。

- 2 愛知県D P A T調整本部は、厚生労働省及びD P A T事務局に登録されたD P A T統括者が統括し、保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室及び県精神保健福祉センターが設置し、D P A T先遣隊とともに業務を行う。
- 3 愛知D P A Tが被災都道府県に派遣された場合は、被災都道府県のD P A T調整本部の下で活動するものとする。

(派遣要請を検討する目安)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合、D P A T先遣隊の派遣要請について検討するものとする。

- (1)県内の精神科医療機関が被災し、診療の継続が困難な場合
- (2)県内において、多数の者が避難を必要とする場合（地震・津波・河川氾濫・土砂災害等で避難生活を余儀なくされる場合）
- (3)県内において、多数の者が生命又は身体に危害を受ける、又は受けるおそれがある場合

(出動基準)

第7条 愛知D P A Tは、次の各号のいずれかに該当し、知事が愛知D P A Tの活動が必要と判断した場合に出動することとし、必要に応じ、関係機関等に派遣を依頼する。

- (1)震度6弱以上の地震の場合
- (2)東海地震、東南海・南海地震の場合
- (3)災害救助法を適用した災害が発生した場合
- (4)県内市町村から派遣要請があった場合
- (5)厚生労働省及びD P A T事務局又は他の都道府県から派遣要請があった場合
- (6)その他知事が必要と判断した場合

(活動期間)

第8条 愛知D P A Tの活動期間は、原則として被災地域の精神保健医療体制が復興するまでとする。ただし、被災地域から引き続き派遣要請がある場合は、活動期間を延長することができるものとする。

- 2 愛知D P A Tの1チームあたりの活動期間は、7日間（移動日2日・活動日5日）を標準とする。

(出動時の移動手段)

第9条 関係機関等により編成した愛知D P A Tの災害現場への移動は、関係機関等の緊急車両等によるものとする。

- 2 知事は前項による車両の確保が困難な場合、公用車等の車両を確保するものとする。

(協定の締結等)

第10条 知事は、愛知D P A Tの派遣に関し、関係機関等と愛知D P A Tに係る次の各号を内容とする協定を締結するものとする。

- (1)派遣の依頼方法
- (2)指揮系統
- (3)身分
- (4)活動内容
- (5)費用弁償
- (6)損害補償

(7) その他必要な事項

- 2 大規模自然災害の場合の前項第5号及び第6号の負担について、知事は、被災都道府県からの要請により愛知D P A Tの派遣を依頼した場合は、被災都道府県において負担するよう要請する。
- 3 大規模事故災害の場合の第1項第5号及び第6号の負担については、次のとおりとする。
 - (1) 知事は、費用を負担すべき者に負担するよう要請する。
 - (2) 知事は、大規模事故災害が他都道府県で発生し、被災都道府県からの要請により愛知D P A Tの派遣を依頼した場合で、費用を負担すべき者の負担能力が著しく低下している等のときは、被災都道府県において負担するよう要請する。
- 4 前2項の場合において、関係者での協議が必要な場合は速やかに協議するものとする。

(研修等)

第11条 愛知D P A Tを編成する関係機関等は、その技術の向上等を図るため、愛知D P A T要員の研修及び訓練に努めるものとする。

- 2 知事は、愛知D P A Tの質的向上を図る研修及び訓練の企画並びに実施に努めるものとする。

(会議)

第12条 知事は、愛知D P A T運営委員会において、愛知D P A Tの運営に関して、必要な事項を協議するものとする。

附 則

この要領は、平成27年2月17日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と＜一般社団法人愛知県精神科病院協会・独立行政法人国立病院機構 東尾張病院始め4病院＞（以下「乙」という。）とは、愛知D P A T設置運営要領（以下「設置運営要領」という。）に基づき、愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）の活動等について協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て行う災害時の心のケア活動等に関する愛知D P A Tの派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の依頼)

第2条 甲は、設置運営要領に基づき、愛知D P A Tによる心のケア活動を実施する必要があると認める場合は、乙に対して、愛知D P A Tの派遣を依頼するものとし、乙は、この依頼を受けたときは、速やかに愛知D P A Tを編成し、甲の指定する場所へ派遣するものとする。

2 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の依頼を受ける前に愛知D P A Tを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の規定により甲が承認した愛知D P A Tの派遣は、甲の依頼に基づく派遣とみなす。

(指揮系統)

第3条 愛知D P A Tは、愛知県D P A T調整本部の下で活動することを基本とする。

2 愛知D P A Tが被災都道府県に派遣される場合には、被災都道府県のD P A T調整本部の下で活動するものとする。

(身分)

第4条 愛知D P A Tの活動をする者の身分については、派遣元である医療機関等の管理下にあるものとする。

(活動内容)

第5条 愛知D P A Tの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援
- (2) 被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応
- (3) 避難所及び在宅等の精神疾患を有する被災者への対応
- (4) 被災者支援を行っている者に対する心のケア等の支援
- (5) その他災害時の心のケア活動に必要な措置

(報告)

第6条 愛知D P A Tのリーダーは、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第7条 甲の依頼に基づき、乙により派遣された愛知D P A Tが第5条に定める活動を実施した場合に要する次の経費等は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の例により甲が負担するものとする。

- (1) 愛知D P A Tの派遣に要する経費（旅費、輸送費、器具等修繕費）
- (2) 乙が供給した医薬品等（愛知D P A Tの携行品を含む。）を使用した場合の実費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(傷害保険)

第8条 甲は、甲の依頼に基づき、乙が派遣した愛知D P A T構成員が、第5条に規定する活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合に備え、傷害保険に加入する。

(待機に係る費用)

第9条 愛知D P A T派遣のための待機に要する費用は、甲からの依頼の有無にかかわらず乙の負担とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(雑則)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日から更に1年間延長され、以後同様とする。

附 則

平成27年3月16日付で締結した「愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）に関する協定書」は、本協定の締結をもって廃止する。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年2月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県

代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市熱田区金山町1丁目3-2
イトーピア紅葉舎金山マンション906号
一般社団法人愛知県精神科病院協会

代表者 会長 舟橋利彦

「愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）に関する協定」締結病院等

1 平成31年2月1日締結

- (1) 一般社団法人 愛知県精神科病院協会
- (2) 愛知医科大学病院
- (3) 独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
- (4) 名古屋市立大学病院

2 平成31年3月1日締結

- (1) 藤田医科大学病院

災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約

第1条 愛知県（以下「県」という。）及び名古屋市（以下「市」という。）（以下、この2者を「甲」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）第16条に基づき、法が適用された災害時に甲が行う救助又はその応援の実施について必要な事項を、日本赤十字社愛知県支部（以下「乙」という。）へ委託する。

第2条 前条に規定する委託事項は、次に掲げるものとする。ただし、災害の状況により、委託事項の種類、内容及び範囲を広げる必要がある場合は、法第4条に規定される救助の範囲において、甲乙が協議の上、それを実施することが出来る。

（1）避難所の設置に係る支援

- ア 救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行う。
- イ 災害の発災直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行う。

（2）医療

- ア 災害により医療の途を失ったものに対する応急的な処置とする。
- イ 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護を範囲とする。

（3）助産

- ア 災害発生の日の以前及び以後7日以内に分べんした者であって、災害により助産の途を失ったものに対する処置とする。
- イ 分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給を範囲とする。

（4）死体の処理

- ア 災害により死亡した者に対する必要に応じた処理とする。
- イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案を範囲とする。

- 2 前項各号に規定する委託事項の実施期間等は、甲乙が協議して定める。
- 3 乙が前項に規定する委託事項を実施する範囲は、甲において法を適用する災害又は甲が他の都道府県又は法第2条の2に規定する他の救助実施市（以下「他の都道府県等」という。）が実施する救助に対してその応援を必要とする災害とする。
- 4 甲は、乙が実施する委託事項について、これを推進し援助するものとする。
- 5 甲は、委託事項の実施について、乙を指導監督できるものとする。

第3条 乙は、甲が法を適用した場合又は他の都道府県等の応援を実施する場合であって、甲が乙に救助又はその応援を要請した場合に、前条の規定による委託事項を実施する。

2 甲が行う前項の要請は、法が適用された災害時に、県の広域調整の下で行われるものとする。ただし、県による市の区域を含めた広域調整を要しない場合に限り、県又は市が要請するものとする。

第4条 乙が実施した委託事項に要した費用は、法第18条から第20条までの規定に基づき、乙がその費用のために集めた寄付金その他収入を控除した額を、乙からの請求により甲の各員がその負担すべき額に応じて乙に支弁する。

2 乙が本契約又は甲乙の協議により定めた委託事項の範囲を超えて実施した事項に係る費用は、乙の負担とする。ただし、災害の状況によっては、甲乙の協議の上、甲において負担することがあるものとする。

3 前項に規定する費用の区分、範囲及び算定の基準については、別表のとおりとする。

4 乙は、委託事項の費用を請求するときは、甲との調整のうえ、費用の負担先（県又は市）を明確に区分した上で、請求書（別紙様式）を作成し、提出する。

第5条 本契約の実施に関して詳細な取り決めが必要となる場合は、甲乙が協議の上、本契約に基づき別途規定する。

第6条 本契約の効力は、本契約の締結後、市が法第2条の2に規定する救助実施市の指定を受け、法が適用された日から発生する。

第7条 本契約は、甲乙が協議の上、変更または解除することができる。

2 本契約に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

昭和24年6月11日付けで県と乙とが締結した「災害救助法による愛知県知事の行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」は、本契約の締結をもって廃止する。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲乙と乙と乙が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和2年3月18日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者　愛知県知事　大村　秀章

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　名古屋市東区白壁1丁目50番地
日本赤十字社愛知県支部
支部長　神田　真秋

別表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当として、委託契約に定めた額によること。ただし、その定めのないときは、日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則等第28条の規定による費用弁償に関する規程及び同時間外手当、深夜手当支給規定による又は準じて算定した額。
救助費	(1) 避難所の設置に係る支援 ・生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費 ・こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費 (2) 医療、(3) 助産 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費 (4) 死体の処理 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置の限度額は、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。 ・検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費 (5) その他必要な事項 ・救護所設置のために使用した救護器材費、消耗機材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費 ・その他、委託した事項の実施のために要した費用の実費
輸送費	委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費
賃金職員等雇上費	委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費
扶助金	委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額
事務費	委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費

別紙様式

災害救助法第19条の規定による補償請求書

災害救助法第16条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（の応援）に係る当社が支弁した費用に対する補償を同法第19条の規定により下記の通り請求します。

年　　月　　日

日本赤十字社 愛知県支部長 氏名印

殿

1 請求金額	金	円也
支弁費用総額		円
寄付金その他の収入額		円

2 救助の種類及び期間

救助の種類	期 間	摘 要

3 支弁費用の明細

支弁費用明細書（別紙）のとおり

(別紙)

支弁費用明細書

区分	金額	備考
1 人 件 費 (1) 旅 費 (2) 役 務 費 (3) 時間外手当及び深夜手当		日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
2 救 助 費 (1) 避難所の設置に係る支援 (2) 医 療 (3) 助 産 (4) 死 体 の 処 理 (5) そ の 他 必 要 な 事 項		
3 輸 送 費		
4 賃 金 職 員 等 雇 上 費		
5 扶 助 金 (1) 療 養 扶 助 金 (2) 休 業 扶 助 金 (3) 障 害 扶 助 金 (4) 遺 族 扶 助 金 (5) 葬 祭 扶 助 金 (6) 打 切 扶 助 金		
6 事 務 費 (1) 消 耗 品 費 (2) 通 信 運 搬 費 (3) そ の 他		
合 計		

(注意)

この費用明細書の各費目の明細は内訳をとして添付すること。

災害用医薬品等の供給に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と、東海歯科用品商協同組合愛知県支部（以下「乙」という。）は、災害用医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、又は市町村より甲に対し供給の要請があったときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ第3条に規定する医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は別表のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（供給要請の方法）

第4条 前条に掲げる甲の医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は乙の加入会員に対し直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の加入会員は、甲の要請を受け、加入会員に対し、要請された数量の確保に最大限努めることとするが、加入会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、甲の供給要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙の加入会員とは、東海歯科用品商協同組合愛知県支部の会員たる卸売一般販売業者又は特例販売業者をいう。

（医薬品等の引き取り）

第6条 医薬品等の引き取り場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第8条 供給要請した医薬品等の代価については、医薬品等の供給を受けた者が、災害発生直前の適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれからも申し出がない場合は継続するものとする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成11年6月10日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 神田真秋

乙 愛知県名古屋市千種区春岡1-2-3岩成202号室

東海歯科用品商協同組合愛知県支部

支部長 鈴木重徳

別 表

災害備蓄用医薬品

一般的名称	商品名・規格	備考
歯科用歯肉包帯剤	サージカルパックN	
歯科用脱脂綿	ポールメン	
歯科用表面麻酔剤	歯科用キシロカインポンプスプレー	
歯科用浸潤・伝達麻酔剤	キシロカインカートリッジ	
(雑品)	ローラーコットン	

災害備蓄用医療用具

一般的名称	商品名・規格	備考
歯鏡	歯科用平面ミラー	
刃	替刃メス	
その他の非吸収性縫合糸	ナイロン製縫合糸	
滅菌済プラスチック製縫合糸	滅菌済針付縫合糸	
歯科用滅菌済注射針	歯科用注射針	
手術用手袋	手術用手袋	
歯鏡柄	ミラー ホルダー	
歯科用探針及び歯周ポケット探針	片頭エキスプローラー	
ピンセット	治療ピンセット	
その他の注射器具	浸潤麻酔用カートリッジ	
歯科用スپーンエキスカベーター及びチゼル	エキスカベーター	
歯科用起子及び剥離子	歯齦剥離子	
歯科用てこ及びエレベーター	エレベーター 直、反	
鉗子	抜歯鉗子 1.8 10S 21 27 32	
鉗子	破骨鉗子	
鉗子	新型残根鉗子	
やすり	片頭骨やすり 3本組	
せん刀	歯肉切除バサミ 直、曲	
刀	替刃メス用ホルダー	
ピンセット	外科用ピンセット	
鉗子	止血鉗子	
持針器	持針器	
のみ	片頭骨のみ 3本組	
つち	外科用マレット	
開孔器	開口器	
縫合糸	縫合針	
(雑品)	外科用バット	
(雑品)	のう盆	

災害用医薬品等の供給に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部（以下「乙」という。）は、災害用医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、又は市町村より甲に対し供給の要請があったときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ第3条に規定する医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）酸素、亜酸化窒素、窒素、二酸化炭素、エチレンオキサイド

（2）その他ガス供給機器

（供給要請の方法）

第4条 前条に掲げる甲の医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は乙の加入会員に対し直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の加入会員は、甲の要請を受け、加入会員に対し、要請された数量の確保に最大限努めることとするが、加入会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、甲の供給要請を受け入れないことができる。なお、この場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙の加入会員とは、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部の会員たる卸販売業（旧法の卸売一般販売業者又は特例販売業者）をいう。

（医薬品等の引き取り）

第6条 医薬品等の引き取り場所及び供給の方法については原則として、災害拠点病院等・保健所・広域避難場所（救護所）とし、供給方法については甲が乙と事前に協議するものとする。また、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第8条 供給要請した医薬品等の代価については、医薬品等の供給を受けた者が、災害発生直前の適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれからも申し出がない場合は継続するものとする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年6月8日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 神田真秋

乙 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目25番17号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
東海地域本部
医療ガス部門
本部長 南部 淳

災害用医薬品等の供給に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と、愛知県医薬品卸協同組合（以下「乙」という。）は、災害用医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(甲の要請)

第1条 甲は、災害用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、又は市町村等より甲に対し供給の要請があったときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

(医薬品等の範囲)

第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療機器
- (4) 前各号のほか、甲から特に供給要請のあった関連物品

(供給要請の方法)

第4条 前条に掲げる甲の医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

(緊急措置)

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は甲乙の事前の定めにより乙の加入組合員に対し直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の加入組合員は、甲の要請を受け、加入組合員に対し、要請された数量の確保に最大限努めることとするが、加入組合員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、甲の供給要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙の加入組合員とは、愛知県医薬品卸協同組合の組合員たる卸売販売業者をいう。

(医薬品等の引き取り)

第6条 医薬品等の引き取り場所及び供給の方法については原則として、災害拠点病院等・保健所・広域避難場所（救護所）とし、供給方法については甲が乙と事前に協議するものとする。また、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

(供給の緊急措置)

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

(費用負担)

第8条 供給要請した医薬品等の代価については、医薬品等の供給を受けた者が、災害発生直前の適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれからも申し出がない場合は継続するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月26日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目8番8号

愛知県医薬品卸協同組合
理 事 長 中北 馨介

災害用衛生材料等の供給に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と、中部衛生材料協同組合（以下「乙」という。）は、災害用衛生材料等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害用衛生材料等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、又は市町村等より甲に対し供給の要請があったときは、乙に対し衛生材料等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（衛生材料等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する衛生材料等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 衛生材料
- (2) 医療機器
- (3) 前各号のほか、甲から特に供給要請のあった関連物品

（供給要請の方法）

第4条 前条に掲げる甲の衛生材料等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は甲乙の事前の定めにより乙の加入組合員に対し直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の加入組合員は、甲の要請を受け、加入組合員に対し、要請された数量の確保に最大限努めることとするが、加入組合員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、甲の供給要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙の加入組合員とは、中部衛生材料協同組合の組合員をいう。

（衛生材料等の引き取り）

第6条 衛生材料等の引き取り場所及び供給の方法については原則として、災害拠点病院等・保健所・広域避難場所（救護所）とし、供給方法については甲が乙と事前に協議するものとする。また、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

(費用負担)

第8条 供給要請した衛生材料等の代価については、衛生材料等の供給を受けた者が、災害発生直前の適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれからも申し出がない場合は継続するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月26日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市西区浄心二丁目7番26号

中部衛生材料協同組合
理 事 長 長谷川 浩

災害用医療機器等の供給に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と、愛知県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害用医療機器等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(甲の要請)

第1条 甲は、災害用医療機器等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、又は市町村等より甲に対し供給の要請があったときは、乙に対し医療機器等の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

(医療機器等の範囲)

第3条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療機器

(2) 前号のほか、甲から特に供給要請のあった関連物品

(供給要請の方法)

第4条 前条に掲げる甲の医療機器等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

(緊急措置)

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は甲乙の事前の定めにより乙の加入会員に対し直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の加入会員は、甲の要請を受け、加入会員に対し、要請された数量の確保に最大限努めることとするが、加入会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、甲の供給要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙の加入会員とは、愛知県医療機器販売業協会の会員をいう。

(医療機器等の引き取り)

第6条 医療機器等の引き取り場所及び供給の方法については原則として、災害拠点病院等・保健所・広域避難場所（救護所）とし、供給方法については甲が乙と事前に協議するものとする。また、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

(供給の緊急措置)

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

(費用負担)

第8条 供給要請した医療機器等の代価については、医療機器等の供給を受けた者が、災害発生直前の適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれからも申し出がない場合は継続するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月26日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区千代田二丁目16番30号

愛知県医療機器販売業協会
会長 大森 森次

愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県（以下「県」という。）及び名古屋市（以下「市」という。）が、災害の発生時における医療救護活動に必要な医薬品、医療機器及び衛生材料の円滑かつ安定した供給を図るため必要な事項を定める。

(資源配分等)

第2 県と市の資源配分の基準は7対3とし、当該基準に基づき県及び市は備蓄等委託費用を負担するものとする。

(備蓄等委託)

第3 県及び市は、災害発生時における医薬品及び衛生材料の安定供給の確保のため、県が指定する一定数量の流通過程にある医薬品、医療機器及び衛生材料（以下「備蓄医薬品等」という。）の備蓄並びに災害発生時における備蓄医薬品等の搬出及び輸送を委託するものとする。

2 前項に定める備蓄医薬品等の品目及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 災害用医薬品 別表1-1のとおり
- (2) 災害用医療機器 別表1-2のとおり
- (3) 災害用衛生材料 別表2のとおり

(指定備蓄業者等)

第4 備蓄医薬品等を委託される者（以下「受託者」という。）は、備蓄医薬品等を備蓄する者及び備蓄場所を選定し、別紙様式1により県に推薦するものとする。

また、推薦時に備蓄場所ごとの備蓄予定数量を別紙様式2により報告するものとする。

2 前項に定める備蓄場所の数は、次のとおりとする。

- (1) 災害用医薬品 10か所
- (2) 災害用医療機器 10か所
- (3) 災害用衛生材料 5か所

3 県は、受託者からの推薦に基づき、備蓄医薬品等を備蓄する者（以下「指定備蓄業者」という。）及び備蓄場所（以下「指定備蓄場所」という。）を指定するものとする。

(保管管理)

第5 指定備蓄業者は、備蓄医薬品等を常に良好な状態で指定備蓄場所において保管管理するものとする。

2 指定備蓄業者は、備蓄医薬品等を供給したときは、速やかに補てんするものとする。

(供給)

第6 県は、災害の発生に際し、市町村等から備蓄医薬品等の供給の要請があつたとき又は備蓄医薬品等の供給の必要があると認められるときは、受託者に対し備蓄医薬品等の供給要請を行うものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合等においては、県は、指定備蓄業者に対し直接供給要請を行うことができるものとする。

2 市は、災害の発生に際し、備蓄医薬品等の供給の必要がある場合は、県を通じて受託者又は指定備蓄事業者に対し備蓄医薬品等の供給要請を行うものとする。

3 災害の発生に際し、県において資源配分上の調整を行う必要がある場合は、備蓄医薬品等の資源配分について県市で協議を行った上で、県が決定するものとする。

4 指定備蓄業者は、県の供給要請に基づき、速やかに備蓄医薬品等を指定備蓄場所から搬出し、県が指定する場所に輸送しなければならない。

ただし、道路閉鎖等の理由により、県が指定する場所に供給することが困難なときは、これを県に依頼することができる。

5 指定備蓄業者は、備蓄医薬品等を供給したときは、速やかに県に報告するものとする。

(代金の請求)

第7 指定備蓄業者は、供給した備蓄医薬品等の代金について、当該医薬品等の供給を受けた者に請求するものとする。

(備蓄状況報告)

第8 受託者は、指定備蓄場所ごとに9月30日及び3月31日現在における備蓄医薬品等の備蓄状況を、別紙様式2により県に報告するものとする。

2 県及び市は、指定備蓄場所の保管状況について、必要に応じて検査を実施する。

(変更等の承認)

第9 受託者は、備蓄医薬品等の製造販売中止等の理由により備蓄数量の確保が困難となるおそれが生じるときは、あらかじめ別紙様式3により県の承認を得て代替品に変更するものとする。

2 受託者は、指定備蓄業者又は指定備蓄場所に変更が生じるときは、あらかじめ別紙様式4により県の承認を得て変更するものとする。

(協議事項等)

- 第10 県は、第3第1項における備蓄医薬品等の指定、第4第3項における指定備蓄業者及び指定備蓄場所の指定、第9第1項における備蓄医薬品等の代替品の承認、第9第2項における指定備蓄業者及び指定備蓄場所の変更の承認を行うに当たっては、市と協議した上で、決定するものとする。
- 2 県は、第6第4項における備蓄品の供給報告、第8における備蓄状況の報告を受けた場合は、市へ情報提供するものとする。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

災害用医薬品備蓄一覧表

番号	薬効分類	製剤名又は品名	剤型	規格単位	備蓄数量	備蓄数量 (県分再掲)	備蓄数量 (市分再掲)	備考
1	全身麻酔剤	チアミラールナトリウム 500mg	注射剤	1V	300	210	90	
2	催眠鎮静剤・抗不安剤	フェノバルビタール 100mg	注射剤	1A	390	273	117	
3		ジアゼパム 10mg	注射剤	1A	1,390	973	417	
4		ミダゾラム 2mL	注射剤	1A	2,050	1,435	615	
5		ジアゼパム 2mg	錠剤	1T	17,600	12,320	5,280	
6		プロチゾラム 0.25mg	錠剤	1T	46,600	32,620	13,980	
7	解熱鎮痛消炎剤	スルビリン注射液 25%1mL	注射剤	1A	1,650	1,155	495	
8		ペントゾシン 15mg	注射剤	1A	1,540	1,078	462	
9		ジクロフェナクナトリウム坐剤 25mg	坐剤	1個	6,850	4,795	2,055	
10		アセトアミノフェン坐剤 100mg	坐剤	1個	3,100	2,170	930	
11		ロキソプロフェンナトリウム 60mg	錠剤	1T	85,800	60,060	25,740	
12	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩 2%5mL	注射剤	1A	1,060	742	318	
13		リドカイン塩酸塩 1%10mLシリンジ		1本	380	266	114	
14		リドカイン塩酸塩 2%30ml	ゼリー	1本	2,670	1,869	801	
15		リドカインスプレー 8%80g	スプレー	1瓶	60	42	18	
16	骨格筋弛緩剤	ロクロニウム臭化物 25mg	注射剤	1V	300	210	90	
17	鎮けい剤	アトロピン硫酸塩注射液 0.05%1mLシリンジ	注射剤	1本	280	196	84	
18	強心剤	ドバミン塩酸塩 100mg5mL	注射剤	1A	760	532	228	
19		ドバミン塩酸塩 0.3%200mL		1袋	220	154	66	
20		ドブタミン塩酸塩 100mg		1A	660	462	198	
21	不整脈用剤	ベラバミル塩酸塩 5mg2mL	注射剤	1A	520	364	156	
22	利尿剤	フロセミド 20mg	注射剤	1A	3,580	2,506	1,074	
23	血圧降下剤	ニカルジピン塩酸塩 2mg2mL	注射剤	1A	220	154	66	
24	血管拡張剤	ニトログリセリン 5mg10mL	注射剤	1A	530	371	159	
25		ジルチアゼム塩酸塩 10mg	注射剤	1V	170	119	51	
26		ニトログリセリン舌下錠 0.3mg	舌下錠	1T	4,200	2,940	1,260	
27		ニトログリセリン貼付剤 25mg(27mg)	貼付剤	1枚	8,540	5,978	2,562	
28	その他の循環器官用薬	D-マンニトール 20%300mL	注射剤	1本	150	105	45	
29		ポリスチレンスルホン酸ナトリウム(カルシウム) 5g/包	散剤	5g1包	2,520	1,764	756	
30	気管支拡張剤	プロカテロール塩酸塩水和物エアゾール 10μg	吸入剤	5mL1個	880	616	264	
31	副腎ホルモン剤	アドレナリン注射液 0.1%1mLシリンジ	注射剤	1本	240	168	72	
32		ノルアドレナリン注射液 0.1%1mL		1A	2,740	1,918	822	
33		ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム 100mg	注射剤	1V(A)	120	84	36	
34		ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 100mg		1V	1,020	714	306	
35		メチルブレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム 125mg		1V	280	196	84	
36	その他のホルモン剤	ヒトインスリン(速攻型) 100単位/1mL (10mL)	注射剤	1V	380	266	114	

番号	薬効分類	製剤名又は品名	剤型	規格単位	備蓄数量	備蓄数量(県分再掲)	備蓄数量(市分再掲)	備考
37	外皮用殺菌消毒剤	消毒用エタノール 500ml	液剤	500mL1本	1,790	1,253	537	
38		クロルヘキシジングルコン酸塩 0.5%500mL	液剤	500mL1本	1,290	903	387	
39		クロルヘキシジングルコン酸塩 0.05%500mL	液剤	500mL1本	1,200	840	360	
40		ベンザレコニウム塩化物液 0.05%500mL	液剤	500mL1本	40	28	12	
41		ポピドンヨード 10%250mL	液剤	250mL1本	1,230	861	369	
42	化膿性疾患用剤	ゲンタマイシン硫酸塩 0.1%1g (10g/本)	軟膏剤	10g1本	1,950	1,365	585	
43		フラジオマイシン硫酸塩 10.8mg 10cm × 10cm (枚)	貼付剤	1枚	2,030	1,421	609	
44	鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤	フルルビプロフェン テープ10cm × 14cm フェルビナク テープ10cm × 14cm インドメタシン テープ10cm × 14cm ジクロフェナクナトリウム テープ10cm × 14cm ロキソプロフェンナトリウム テープ10cm × 14cm	貼付剤	7枚1袋	10,500	7,350	3,150	
45		ベタメタゾン・ゲンタマイシン軟膏 (5g/本)	軟膏剤	5g1本	3,530	2,471	1,059	
46	糖類剤	ブドウ糖注射液 5%500mL	注射剤	1袋	3,700	2,590	1,110	
47		ブドウ糖注射液 50%20mL	注射剤	1A	2,400	1,680	720	
48	血液代用剤	生理食塩液 500mL	注射剤	1袋	2,680	1,876	804	
49		生理食塩液 100mL	注射剤	1本	7,760	5,432	2,328	
50		乳酸リンゲル液 500mL	注射剤	1袋	3,600	2,520	1,080	
51		電解質輸液(維持液) 500mL	注射剤	1袋	5,180	3,626	1,554	
52	止血剤	トラネキサム酸 10%10mL	注射剤	1A	1,150	805	345	
53		スponゼル (枚)	吸収性スponジ	1枚(1袋)	150	105	45	
54	解毒剤	炭酸水素ナトリウム注射液 7%20mL	注射剤	1A	2,530	1,771	759	
55		炭酸水素ナトリウム注射液 7%250mL		1袋	140	98	42	
56	主としてグラム陽性・陰性 菌に作用するもの	セファゾリンナトリウム 1g	注射剤	1V	1,670	1,169	501	
57		セフメタゾールナトリウム 1g		1V	1,070	749	321	
58		セファクロルカプセル 250mg	カプセル剤	1cp	7,600	5,320	2,280	
59		(小児用)セファクロル 100mg/1g	細粒剤	1g	5,000	3,500	1,500	
60	合成抗菌剤	レボフロキサシン水和物 500mg	注射剤	1V(1袋)	130	91	39	
61		レボフロキサシン水和物 500mg	錠剤	1T	7,600	5,320	2,280	
62	毒素及びトキソイド類	沈降破傷風トキソイド 0.5mL	注射剤	1本	600	420	180	
63	血液製剤類	抗破傷風人免疫グロブリン 250国際単位	注射剤	1本	30	21	9	
64		乾燥抗破傷風人免疫グロブリン 250国際単位		1本	30	21	9	
65	カルシウム剤	塩化カルシウム 2% 20mL	注射剤	1A	100	70	30	
66	マグネシウム製剤	硫酸マグネシウム 1mEq/mL 20mL	注射剤	1A	420	294	126	
67	溶解剤	注射用水 20mL	注射剤	1A	2,320	1,624	696	
68	眼科用剤	レボフロキサシン水和物 0.5% (本)	点眼用剤	5mL1本	1,460	1,022	438	

災害用医療機器備蓄一覧表

番号	分類	品名	規格	備蓄数量	備蓄数量 (県分再掲)	備蓄数量 (市分再掲)	備考
1	(医療機器) 輸血・輸液器具	輸液セット(50セット)	静脈針付チューブ ISA-200A21Z	40	28	12	
2		小児輸液セット(50セット)	静脈針なし TK-U200L	10	7	3	
3		輸血セット(50セット)	静脈針付 TB-U800L	10	7	3	
4		留置針(50本入)	18G SR-OT1851C	10	7	3	
5		留置針(50本入)	22G SR-OT2232C	10	7	3	
6	(医療機器) 注射用器具	注射器(ディスポ)(100本入)	5ml 22G針付	40	28	12	
7		注射器(ディスポ)(100本入)	10ml 21G針付	30	21	9	
8		注射器(ディスポ)(50本入)	20ml 針なし	110	77	33	
9		注射針(ディスポ)(100本入)	18G	180	126	54	
10		注射針(ディスポ)(100本入)	20G	10	7	3	
11		インスリン皮下投与用針付シリンジ (84本入)	30G 1mL(100単位)用	10	7	3	

災害用衛生材料等備蓄一覧表

番号	分類	品名	規格	(規格の目安)	備蓄数量	備蓄数量 (県分再掲)	備蓄数量 (市分再掲)	備考
1	(医療機器) 固定器具	副木	大	2.5cm × 10cm × 81cm 10本入り	100	70	30	
2			中	2cm × 8cm × 62cm 10本入り	90	63	27	
3			小	2cm × 6cm × 50cm 10本入り	130	91	39	
4	(衛生材料) 三角巾	三角巾	大	105cm × 105cm × 150cm	1,890	1,323	567	
5	(衛生材料) 綿球	滅菌綿球	径 1.4cm	径1.4cm10球×12袋入	10	7	3	
6			径 2cm	径 2cm 10球×12袋入	10	7	3	
7	(衛生材料) 絆創膏	絆創膏(微小孔付)(12巻入)	2.5cm × 9m		10	7	3	
8		絆創膏(紙テープ)(10巻入)	9mm × 10m		100	70	30	
9		粘着性伸縮包帯	25mm × 5m	25mm × 5m(12巻入)	170	119	51	
10			50mm × 5m	50mm × 5m(6巻入)	580	406	174	
11		絆創膏(1巻)	12mm × 5m		30	21	9	
12			25mm × 5m		50	35	15	
13			50mm × 5m		60	42	18	
14		救急絆	S	S 12mm × 55mm(300枚入り)	10	7	3	
15			M	M 19mm × 72mm(200枚入り)	60	42	18	
16			L	L 25mm～55mm × 72mm(100枚入り)	10	7	3	
17	(衛生材料) 包帯	伸縮包帯(10巻入)	5cm × 9m		120	84	36	
18			7.5cm × 9m		130	91	39	
19			9cm × 9m		70	49	21	
20		包帯	4裂反巻(1巻)28cm × 9m		230	161	69	
21			5裂反巻(1巻)28cm × 9m		180	126	54	
22			6裂反巻(1巻)28cm × 9m		130	91	39	
23		綱包帯 肘・足・腕用(1巻)		3cm × 20m	20	14	6	
24		綱包帯 膝・大腿用(1巻)		4cm × 20m	20	14	6	
25		綱包帯 手用(1巻)		5cm × 20m	10	7	3	
26	(衛生材料) 脱脂綿	カット綿	4cm × 4cm 500g		160	112	48	
27		カット綿	8cm × 16cm 500g		160	112	48	
28	(衛生材料) ガーゼ	滅菌ガーゼ(1枚袋入100袋)	5cm × 5cm	5cm × 5cm 8又は12枚重(1枚袋入100袋)	430	301	129	
29			7.5cm × 7.5cm	7.5cm × 7.5cm 8又は12枚重(1枚袋入100袋)	370	259	111	
30			10cm × 7.5cm	10cm × 7.5cm 8又は12枚重(1枚袋入100袋)	100	70	30	
31		ガーゼ四ツ折(300枚1袋)	30cm × 30cm 四つ折		670	469	201	
32		ガーゼハツ折(300枚1袋)	30cm × 30cm ハツ折		670	469	201	
33	(衛生材料) 綿棒	綿棒 片綿(10袋)		処置用15cm 100本袋入	10	7	3	
34	(衛生材料) 油紙	油紙(100枚入)	38cm × 26.5cm		20	14	6	
35	(衛生材料) シーツ	防水シーツ(滅菌済)	1m × 1.2m		370	259	111	
36	(衛生材料) 手袋	手術用手袋(20双函入)	No.7		50	35	15	
37		手術用手袋(20双函入)	No.7.5		50	35	15	
38		プラスチック手袋(100枚函入)	Mサイズ		120	84	36	
39	(衛生材料) マスク	サーナカルマスク(50枚函入)	レギュラーサイズ		190	133	57	

災害時の医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）及び愛知県地域防災計画（昭和 38 年作成。以下「防災計画」という。）に基づき愛知県が医療救護の万全を期するため愛知県知事（以下「甲」という。）と社団法人愛知県医師会長（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関して協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

- 2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。
- 3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、派遣する。

- 2 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、乙は救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の他県からの受入及び他県への派遣）

第3条 甲は、災害により、県内の医療救護班のみでの救護活動が困難と認めたときは、他県に医療救護班の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図るものとする。

- 2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療救護班の派遣を要請することができる。
- 3 乙は、他県の災害に際し、出動が必要と認められるときは、甲の承認を得て出動することができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、出動後、速やかに甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療救護）

第5条 医療救護は、医療救護班によることを原則とする。

- 2 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要のある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。なお、その実施にあたっては、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）第 5 条に定めるところによる。

- (1) 診察（トリアージを含む）
- (2) 傷病者に対する処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (4) 死体の処理（死体検査を含む）
- (5) その他医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第7条 乙の医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

- 2 甲は、医薬品等の補給、また医療救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第8条 救護所及び収容医療施設における医療費等（助産費を含む）は、災害救助法施行細則（昭和 40 年規則第 60 号）に基づくものとする。

（報告）

第9条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙または医療救護班の班長は、医療救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙により派遣された医療救護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等(医療救護班の携行品を含む)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

3 甲は、第3条第2項において他県からの要請を受けて派遣した医療救護班に係る費用弁償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払いを行うものとする。

4 甲は、第3条第3項において出動した乙の医療救護班に係る費用弁償については、出動先の自治体において負担するよう要請し、出動先の自治体が乙に支払いを行うものとする。

5 前2項の場合において医療救護班に係る費用を派遣先又は出動先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することとなった場合は、救助法又は災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年条例第35号)に基づきあるいは別に財源を確保し損害を救助法の例により補償する。

2 甲は、第3条第2項において他県からの要請を受けて派遣した医療救護班に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に損害を補償するものとする。

3 甲は、第3条第3項において出動した乙の医療救護班に係る損害補償については、出動先の自治体において負担するよう要請し、出動先の自治体が乙に損害を補償するものとする。

4 前2項の場合において医療救護班に係る損害補償を派遣先又は出動先の自治体が損害を補償をしない場合は、第1項の規定を適用する。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(実施細目)

第13条 医療救助の実施に関し必要な細目は、別添の「災害医療救助実施細目」のとおりとする。

(雑則)

第14条 この協定は、平成16年11月1日から適用する。

2 本協定発行と同時に、平成元年5月16日付で締結した災害救助に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成17年3月31日までとする。

4 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年11月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市中区栄四丁目14番28号
社団法人 愛知県医師会
会長 大輪次郎

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）及び愛知県地域防災計画（昭和 38 年作成。以下「防災計画」という。）に基づき愛知県が医療救護の万全を期するため愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県病院協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関して協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施するため、必要に応じて乙に対して、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、公益社団法人愛知県医師会と連携して、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所へ派遣する。

3 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の他都道府県からの受入及び他都道府県への派遣）

第3条 甲は、他都道府県に医療救護班の派遣を要請したときは、乙にその旨を伝え、救護活動が円滑に実施できるように図るものとする。

2 甲は、他都道府県からの支援要請により、乙に対して医療救護班の派遣を要請することができる。

3 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、公益社団法人愛知県医師会と連携して、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所へ派遣する。

4 乙は、他都道府県の災害に際し、出動が必要と認められるときは、甲の承認を得て出動することができるものとする。

（指揮命令及び連絡調整）

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他甲が指示する場所において救護活動を実施するものとする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。なお、その実施にあたっては災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号。以下「救助法施行細則」という。）第 5 条に定めるところによる。

- (1) 傷病者の診察（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する処置及び治療
- (3) 傷病者の医療機関への搬送
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な事項

（医薬品等の供給）

第6条 乙の医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材等は、原則として救護活動を行う場所の設置者から供給を受けることとするが、緊急の場合には、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の補給、また医療救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(傷病者の受入れ医療機関の選定)

第7条 甲が救護所等からの傷病者の受入れ医療機関の選定を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所及び収容医療施設における医療費等（助産費を含む。）は、救助法施行細則に基づくものとする。

(報告)

第9条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙または医療救護班の班長は、医療救護班員に業務災害及び物的損害が発生した時は、甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙により派遣された医療救護班が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）医療救護班の派遣に要する経費

（2）乙が供給した医薬品等（医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の実費

（3）医療救護班の班員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合の損害補償費

（4）前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償等の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

3 甲は、第3条第2項及び第3項において他都道府県からの要請を受けて派遣した乙の医療救護班に係る費用弁償等は、派遣先の自治体において負担するよう要請する。

4 甲は、第3条第4項において、出動した乙の医療救護班に係る費用弁償等については、派遣先の自治体において負担するよう要請する。

5 前2項の場合において、医療救護班に係る費用弁償等を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(雑則)

第12条 この協定は、平成27年3月16日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

3 前項の有効期間を満了する1ヶ月までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年3月16日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村秀章

乙　名古屋市中区栄四丁目14番28号
一般社団法人愛知県病院協会
会長 加藤林也

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び愛知県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき愛知県が実施責任を負う医療救護の万全を期するため愛知県（以下「甲」という。）と社団法人愛知県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関し協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定める。

(薬剤師班の派遣)

第 2 条 甲は、医療救護活動を実施するため、災害救助法及び防災計画に基づき、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請する。

2 乙は、前項により、甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し派遣する。

(薬剤師班の活動場所)

第 3 条 薬剤師班は、避難所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

(薬剤師班の業務)

第 4 条 薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

(指揮命令及び連絡調整)

第 5 条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第 6 条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。

ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携帯するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

(活動記録及び報告)

第 7 条 薬剤師班の代表者（班長）は、医療救護活動に係る記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

(業務災害報告)

第 8 条 乙または薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

(実費弁償等)

第9条 災害救助法に基づき、甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動で要した次の実費弁償は、同法の定めるところにより甲が負担する。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する実費弁償
- (2) 緊急の場合に、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の実費弁償

(扶助費)

第10条 災害救助法に基づき、甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係る業務災害に対しては、同法の定めるところにより甲が扶助金を支給する。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(雑則)

第13条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

- 2 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成18年3月31日までとする。
- 3 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月25日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市中区丸の内二丁目3番1号
社団法人 愛知県薬剤師会
会長 森公作

災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び愛知県地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）に基づき愛知県が歯科医療救護の万全を期するため愛知県知事（以下「甲」という。）と社団法人愛知県歯科医師会長（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の歯科医療救護に関して協定を締結する。

（総 則）

- 第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療に関する救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める歯科医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。
- 3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（歯科医療救護班の派遣）

- 第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し、派遣する。
- 2 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班の他県からの受入及び他県への派遣）

- 第3条 甲は、他県に歯科医療救護班の派遣を要請したときは、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図るものとする。
- 2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請することができる。

（歯科医療救護班に対する指揮命令）

- 第4条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（歯科医療救護）

- 第5条 歯科医療救護は、歯科医療救護班によることを原則とする。
- 2 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要のある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

- 第6条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。なお、その実施にあたっては、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号。以下「救助法施行細則」という。）第5条に定めるところによる。
- (1) 診察
(2) 傷病者に対する処置
(3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
(4) 死体の処理（死体検査を含む）
(5) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

- 第7条 乙の歯科医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。
- 2 甲は、医薬品等の補給、また歯科医療救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

- 第8条 救護所及び収容医療施設における医療費等は、救助法施行細則に基づくものとする。

(報 告)

第9条 歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙または歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費 用)

第10条 甲の要請に基づき、乙により派遣された歯科医療救護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 乙が供給した医薬品等（歯科医療救護班の携行品を含む）を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

- 2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。
- 3 甲は、第3条第2項において他県からの要請を受けて派遣した歯科医療救護班に係る費用弁償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払いを行うものとする。
- 4 甲は、第3条第3項において出動した乙の歯科医療救護班に係る費用弁償については、出動先の自治体において負担するよう要請し、出動先の自治体が乙に支払いを行うものとする。
- 5 前2項の場合において歯科医療救護班に係る費用を派遣先又は出動先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の歯科医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することとなった場合は、救助法の例により又は別に財源を確保し損害を補償する。

- 2 甲は、第3条第2項において他県からの要請を受けて派遣した歯科医療救護班に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に損害を補償するものとする。
- 3 甲は、第3条第3項において出動した乙の歯科医療救護班に係る損害補償については、出動先の自治体において負担するよう要請し、出動先の自治体が乙に損害を補償するものとする。
- 4 前2項の場合において歯科医療救護班に係る損害補償を派遣先又は出動先の自治体が損害を補償しない場合は、第1項の規定を適用する。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(実施細目)

第13条 歯科医療救助の実施に関し必要な細目は、別添の「災害歯科医療救助実施細目」のとおりとする。

(雑 則)

第14条 この協定は、平成18年3月31日から適用する。

- 2 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成19年3月31日までとする。
- 3 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月31日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
社団法人 愛知県歯科医師会
会長 宮村一弘

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書

災害時において、愛知県が柔道整復救護の万全を期するため愛知県知事（以下「甲」という。）と社団法人愛知県柔道整復師会長（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の救護活動に関して協定を締結する。

(柔道整復救護班の派遣)

第1条 甲は、救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に柔道整復救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに柔道整復救護班を編成し、派遣する。

(柔道整復救護班に対する連絡調整)

第2条 柔道整復救護班に係る救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(救護活動)

第3条 救護活動は、柔道整復救護班によることを原則とする。

2 柔道整復救護班は、救護所又は避難所等において、医療救護班等における医師の監督の下、柔道整復業務を行うものとする。

(衛生材料等の供給)

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

(報告)

第5条 柔道整復救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙または柔道整復救護班の班長は、柔道整復救護班員に業務災害及び物的損害が発生した時は、甲に報告するものとする。

(費用の弁償)

第6条 甲は、柔道整復救護班が救護活動のために携行した衛生材料等を使用した場合は、その実費を弁償する。

(扶助金)

第7条 甲は、柔道整復救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定は、平成21年7月23日から適用する。

- 2 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。
- 3 前項の有効期間を満了する1ヶ月までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年7月23日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市中区金山五丁目13番12号

社団法人愛知県柔道整復師会

会長 佐久間稔晴

災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び愛知県地域防災計画（昭和38年作成。）に基づき、愛知県が救護の万全を期するため、愛知県知事（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会長（以下「乙」という。）及び一般社団法人愛知県鍼灸師会長（以下「丙」という。）との間において、次のとおり災害時の救護活動に関して協定を締結する。

（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう救護班の派遣）

第1条 甲は、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師による救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙及び丙にあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙及び丙は、この要請を受けたときは、速やかに救護班を編成し、派遣する。

（救護班に対する連絡調整）

第2条 救護班に係る救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（救護活動）

第3条 救護活動は、救護班によることを原則とする。

2 救護班は、医療救護班等の医師の指示の下、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の範囲内で業務を行うものとする。

（衛生材料等の供給）

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙及び丙の所有又は所持するものを使用するものとする。

（報告）

第5条 救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙又は丙に報告するものとする。

2 乙、丙又は救護班の班長は、救護班員に業務災害及び物的損害が発生した時は、甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙及び丙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護活動に必要な会員の派遣に要する経費
- (2) その他直接要する経費（衛生材料等）

2 前項の規定による補償等の範囲及び額については甲、乙及び丙で協議の上、別に定める。

(扶助金)

第7条 甲は、救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、救助法の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙及び丙に支給するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲、乙及び丙で協議して定める。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定は、令和4年3月16日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

3 前項の有効期間を満了する1ヶ月までに、甲、乙又は丙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書3通を作成し甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年3月16日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中川区柳川町4番24号
一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会
会長 中川徹

丙 名古屋市西区押切二丁目2番5号
一般社団法人愛知県鍼灸師会
会長 長谷川栄一

災害時の看護救護活動に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）及び愛知県地域防災計画（昭和 38 年作成。以下「防災計画」という。）に基づき愛知県が医療救護の万全を期するため愛知県知事（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県看護協会会長（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の看護救護に関して協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。
- 3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（看護師等の派遣）

- 第2条 甲は、救護活動を実施するため、必要に応じて乙に対して、看護師、准看護師、保健師、助産師（以下「看護師等」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに看護師等で構成する救護班（以下「看護師等救護班」という。）を編成し、甲の指定する場所へ派遣する。
- 2 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、看護師等救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（看護師等救護班の他都道府県からの受入及び他県への派遣）

- 第3条 甲は、他都道府県に看護師等救護班の派遣を要請したときは、乙にその旨を伝え、救護活動が円滑に実施できるように図るものとする。
- 2 甲は、他都道府県からの支援要請により、乙に対して看護師等救護班の派遣を要請することができる。
- 3 乙は、他都道府県の災害に際し、出動が必要と認められるときは、甲の承認を得て出動することができるものとする。

（指揮命令及び連絡調整）

- 第4条 看護師等救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（看護師等班の業務）

- 第5条 乙が派遣する看護師等救護班は、甲又は市町村が災害現場等に設置する救護所若しくは避難所、その他甲が指示する場所において救護活動を実施するものとする。
- 2 看護師等救護班の業務は次のとおりとする。なお、その実施にあたっては災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）第 5 条に定めるところによる。
- （1）傷病者に対する応急看護及び看護
- （2）傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- （3）その他必要な事項

（医薬品等の供給）

- 第6条 乙の看護師等救護班が使用する医薬品及び医療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合には、当該看護師等救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。
- 2 甲は、医薬品等の補給、看護師等救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

- 第7条 看護師等救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。
- 2 乙又は看護師等救護班の班長は、看護師等救護班員に業務災害及び物的損害が発生した時は、甲に報告するものとする。

(費用の弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙により派遣された看護師等救護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

(1) 看護師等救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等（看護師等救護班の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

3 甲は、第3条第2項において、他都道府県からの要請を受けて派遣した看護師等救護班に係る費用弁償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が支払いを行うものとする。

4 甲は、第3条第3項において、出動した乙の看護師等救護班に係る費用弁償については、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が支払いを行うものとする。

5 前2項の場合において、看護師等救護班に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第9条 甲は、甲が乙に看護師等救護班の派遣を要請し、又は乙の出動を承認した救護活動において、乙の看護師等が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、救助法の例により又は別に財源を確保し損害を補償する。

2 甲は、第3条第2項において、他都道府県からの要請を受けて派遣した乙の看護師等救護班に係る損害補償は、派遣先の自治体において補償するよう要請し、派遣先の自治体が損害を補償するものとする。

3 甲は、第3条第3項において、出動した乙の看護師等救護班に係る損害補償については、出動先の自治体において補償するよう要請し、出動先の自治体が損害を補償するものとする。

4 前2項の場合において、看護師等救護班に係る損害補償を派遣先の自治体が補償しない場合は、第1項の規定を適用する。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成25年3月28日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

3 前項の有効期間を満了する1ヶ月までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年3月28日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市昭和区円上町26番18号
公益社団法人愛知県看護協会
会長 中井加代子

災害時における動物救護活動に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県獣医師会（以下「乙」という。）とは、県内で発生した災害時において、被災した動物や、その飼い主及び飼養管理者（以下「飼い主等」という。）に対して必要な支援を行うために実施する動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき、災害時に甲と乙が行う動物救護活動の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、乙と県内市町村との間で、災害時の動物救護活動に関する協定を締結している場合は、乙と当該市町村の協定内容を優先するものとする。

(対象動物)

第2条 活動の対象となる動物は、愛玩動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管されている動物で、被災したもの（以下「被災動物」という。）とする。

2 この協定書において「負傷動物」とは、飼い主等が不明な動物で、災害による負傷等により治療が必要な動物とする。

なお、飼い主等が判明している動物は、原則として飼い主等が自ら飼育動物の診療施設にて治療させることとする。

(相互協力の内容)

第3条 相互協力の活動内容は、次に掲げる事項とし、甲が必要と認めたときは、甲が乙に活動を要請し、甲乙が連携して活動するものとする。

- (1) 飼い主への啓発
- (2) 被災動物の保護、搬送及び飼養管理並びに動物救護施設の設置・運営
- (3) 避難所から動物救護施設への動物の受入れ
- (4) 動物に関する相談の実施
- (5) 被災地域の飼い主等からの受託動物の飼養管理
- (6) 行政が行う規制区域内などに残された動物への給餌活動の支援
- (7) 負傷動物の治療
- (8) 収容した動物の飼い主等への返還
- (9) 収容動物等の新しい飼い主探し等の調整
- (10) 関係団体等への支援の要請
- (11) その他必要な事項

(要請手続等)

第4条 第3条の活動の要請については、次の事項を明らかにして、甲が別に定める文書により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、後日、文書を提出するものとする。

(1) 要請理由

(2) 要請内容

(3) 活動の場所

(4) 活動の期日又は期間

(5) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

2 甲は、前項の規定により活動の要請を行った後に重要な変更が生じたときは、その都度、また、その活動が必要でなくなったときには、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(活動の履行)

第5条 乙は、第4条第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 本協定に基づき実施した動物救護活動で使用する備品、飼料、医薬品及びその他必要な資材等の費用については、動物救護活動終了後に、甲乙が協議して定めるものとする。

ただし、所有者又は占有者が判明した動物については、原則として、その者に当該動物の飼養管理等に要した経費負担を求めるものとする。

2 乙は、企業等からの寄付物品等を活用することにより、経費の負担を軽減するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては愛知県健康福祉部保健医

療局生活衛生課、乙にあっては公益社団法人愛知県獣医師会事務局とする。

ただし、甲において、部局の改変等により名称が変更になった場合には、当該業務を引き継いだ担当課が連絡窓口業務を行うものとする。

- 2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。
- 3 甲と乙は、災害時の連絡体制について、平時から明確にするものとする。
- 4 甲と乙は、連携体制の確認等のため、少なくとも年1回以上連絡会議を開催するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は協定の成立した日から平成30年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了日までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除又は変更について何らの意思表示がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

公益社団法人愛知県獣医師会

代表理事 清水敏光

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県栄養士会（以下「乙」という。）との間に、災害時における栄養・食生活支援活動にかかる協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき、甲が行う避難所及び仮設住宅等の被災者に対する健康対策のうち巡回栄養相談等（以下「巡回栄養相談」という。）にかかる乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、愛知県地域防災計画に基づき、巡回栄養相談を行う必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に規定する甲の協力要請は、愛知県保健医療局長が行う。

3 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に取消を通知するものとする。

（派遣）

第3条 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）の派遣調整を行うとともに、被災地域に管理栄養士・栄養士（以下「管理栄養士等」という。）を派遣するものとする。

2 甲は、想定される活動内容及び被災地状況等の情報の乙への提供と収集に努めるものとする。

（指揮命令系統等）

第4条 乙が派遣する管理栄養士等に対する指揮命令は、甲が指定するものが行うものとする。

（活動）

第5条 乙が派遣する管理栄養士等は、原則、被災地域において医療救護班や保健活動と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 被災者（要配慮者を含む）への巡回個別栄養相談
- (2) 避難所での食事状況調査や栄養健康教育
- (3) 特殊栄養食品（アレルギー対応、母乳代替、高齢者用、病者用等の食品）の提供にかかる支援
- (4) その他必要な事項

2 乙は、自ら移動や生活手段等を確保し、継続した活動を行うことを基本とする。

（報告）

第6条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づく活動に要する費用については、栄養・食生活支援活動終了後に、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（体制の整備）

第8条 乙は、災害時に迅速な対応をとることができるよう、派遣体制の整備と甲との連携体制に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長、乙においては会長とする。

(紛争処理)

第10条 この協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(訓練、研修)

第11条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

2 甲は、乙の人才培养、技術向上等を図るため、乙が行う研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲、乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事

大村 秀章

乙 名古屋市中区伊勢山一丁目1番4号 DAIビル4階

公益社団法人愛知県栄養士会

会長

柵木 嘉和

水道災害相互応援に関する覚書（県内市町村等）

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。
地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。
支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。
- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。

ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するも

のとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田 雅雄

愛知用水北部地域

関係会員 濑戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 濑戸市長 増岡 錦也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町

東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市

愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋 誠晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市
小牧市 岩倉市 清洲町 木曽川町 七宝町 美和町
蟹江町 佐織町 春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道企業団 海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合
地域会長 尾張水道連絡協議会
会長 春日井市長 鵜飼 一郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市
高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町
小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団
地域会長 西三河水道事業連絡協議会
会長 岡崎市長 柴田 紘一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町
一宮町 小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町
豊根村 富山村 津具村 凰来町 作手村
地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
会長 豊橋市長 早川 勝

立会人

愛知県健康福祉部長 新家 正義

(別表第1)

救 援 体 制 表

水道事業者名		所 在 地		電話 (昼間) (夜間)					
〔1〕 応 急 給 水 用 具		〔2〕 緊 急 連 絡 先		〔4〕 緊 急 工 事 指 定 業 者					
品 名	車種 容 量	數 量	摘 要	事 業 名	所 在 地				
給水タンク車		台	(水道事業管理者)		専門とする業種				
撤 水 車		台	(緊急連絡担当者)		電話				
消防タンク車		台							
給水タンク	基	基							
"	車	な							
ボリ 容 器	20 バル	個							
水 袋	2 バル	個							
		〔3〕 備 蓄 資 材		〔その他〕					
管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よく とりまとめた一覧表を別表で提出する。									
(摘要)									

東海四県水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「四県」という。）の水道用水供給事業において、災害その他非常の事態等（以下「災害等」という。）が発生し、被災県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災県が他の県に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 四県が相互に実施する応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律等に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、四県が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(応援県)

第3条 大規模な災害等が発生した場合においては、災害応急活動等を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援県は、相互に連絡をとり、主たる応援県（以下「応援主管県」という。）を決定する。

3 応援主管県は、速やかに他の県と協力して被災県に対する応援活動等を行うものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣
- (2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする県は、別途定める内容を明らかにして、他の県に応援を要請するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援職員が応援業務より負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、被災県の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災県が、又、被災県への往復の途中において生じたものについては応援県が賠償の責に任ずる。

4 被災県が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合には、応援県は当該費用を一時立替支弁するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県と応援県が協議して定める。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係県が協議して定めるものとする。

(情報交換)

第7条 四県は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この覚書に定めのない事項は、その都度、関係県が協議して定める。

附則

この覚書は、平成7年12月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年12月1日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森本 安彦

静岡県公営企業管理者

企業局長 岩淵 昌弘

愛知県公営企業管理者

企業庁長 加藤 幸一

三重県公営企業管理者

企業庁長 藤原 康司

東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業を行う事業体において、地震等の災害が発生し、被災事業体独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災事業体が他の事業体に要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援事業体)

第2条 応援事業体は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援事業体は、相互に連絡をとり、主たる応援事業体(以下「応援主管事業体」という。)を決定する。

3 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供

(2) その他被災事業体から要請のあった事項

(応援の要請)

第4条 被災事業体は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合には、この限りでない。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。

3 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業体から要請があった場合には、応援事業体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費については、被災事業体と応援事業体が協議して定める。

(情報の交換)

第6条 各事業体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成9年3月1日から施行する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森本 安彦

静岡県公営企業管理者

企 業 局 長 藤木 紀男

愛知県公営企業管理者

企 業 庁 長 原田 昌衛

三重県公営企業管理者

企 業 庁 長 増田 保正

名古屋市工業用水道事業管理者

水道局長 中野 道孝

公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）及び中部地方支部内の県支部（以下「県支部」という。）間における相互応援活動に係る体制並びに公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）への応援要請に係る中部地方支部及び県支部の体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 中部地方支部内において災害が発生した場合には、当該災害に被災した事業体が属する県支部の支部長は、県、その他関係機関と調整を図り、他の協定を考慮した上で、必要と認めたときは、公益社団法人日本水道協会中部地方支部長（以下「中部地方支部長」という。）に対して応援の要請を行うことができる。

(要請方法)

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を中部地方支部長に提出する。

- (1) 被災の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 前条の要請を受けた中部地方支部長は、国、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、中部地方支部内の他の県支部長（以下「応援県支部長」という。）に対して応援を要請する。
- 3 中部地方支部長は、前条の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めたときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。
- 4 中部地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、前条の要請の連絡を待たずに、応援県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。
- 5 前3項中、中部地方支部長が行う要請については第1項の規定を準用する。

(代理)

第4条 中部地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、新潟県支部長がこの協定における中部地方支部長の事務を代理するものとする。

- 2 県支部長は、県支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする県内の事業体をあらかじめ決めておくものとする。
- 3 県支部長である事業体が被災し、かつ、前項に基づき当該代理をする事業体も被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表により、該当する代理県支部長がこの協定における県支部長の事務を代理するものとする。

(応援体制)

第5条 応援県支部長は、中部地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

- 2 第3条に定める応援の要請の連絡を受けた応援県支部長は、直ちに県支部内の事業体に対し、応援の要請を行う。
- 3 中部地方支部長は被災県支部長、協会本部と協議し応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(応援内容)

第6条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動

- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 非常用発電設備等の運転に必要な燃料の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受け入れ)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災県支部長は、応援を受ける事業体（以下「被災事業体」という。）と協議の上、応援活動に従事する事業体（以下「応援事業体」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援事業体及び現地対策本部に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(中継水道事業体)

第8条 中部地方支部長は、中部地方支部内で大規模広域災害が発生した場合、中部地方支部内の被災県支部以外の県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となったとき、遠方からの応援事業体の移動補助を目的とした活動を行う事業体を、関係する県支部長と協議の上定めることができるものとする。

(支援拠点水道事業体)

第9条 中部地方支部長は、中部地方支部内で大規模広域災害が発生した場合において、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う事業体を、関係する県支部長と協議の上定めることができるものとする。

(費用負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、被災事業体の負担とすることを原則として、応援事業体と被災事業体とが協議して定めるものとする。

- 2 被災事業体の負担とすべき費用であっても被災事業体が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第11条 中部地方支部長及び各県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(中部地方支部防災連絡協議会の設置)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、中部地方支部長及び各県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる中部地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

第13条 中部地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から中部地方支部長に対し応援活動の協力要請があったときは、この協定による中部地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

- 2 中部地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各県支部長と協議するものとする。
- 3 中部地方支部長が、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 4 中部地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により全面的に協力するものとする。

(日本水道協会正会員以外の水道事業体等への応援)

第14条 中部地方支部内の各県支部長若しくは各県等の行政機関、協会本部又は他の地方支部から、日本水道協会正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体に対する応援活動の協力要請があつた場合は、中部地方支部長と関係する県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、中部地方支部長及び各県支部長が協議してこれを定める。

- 2 各県支部長は平常時から県支部内の事業体に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成29年10月15日から適用する。

- 2 この協定の締結をもって平成27年4月1日締結の「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結の証として、本書10通を作成し、中部地方支部長及び各県支部長押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月 6日

公益社団法人日本水道協会中部地方支部長

名古屋市長 河村 たかし

公益社団法人日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 佐原 光一

公益社団法人日本水道協会三重県支部長

津市長 前葉 泰幸

公益社団法人日本水道協会静岡県支部長

静岡市長 田辺 信宏

公益社団法人日本水道協会岐阜県支部長

岐阜市長 細江 茂光

公益社団法人日本水道協会福井県支部長

福井市長 東村 新一

公益社団法人日本水道協会石川県支部長

金沢市長 山野 之義

公益社団法人日本水道協会富山県支部長

富山市長 森 雅志

公益社団法人日本水道協会長野県支部長

長野市長 加藤 久雄

公益社団法人日本水道協会新潟県支部長

新潟市長 篠田 昭

別表

被災県支部長名	代理県支部長名
愛知県支部長	福井県支部長
三重県支部長	石川県支部長
静岡県支部長	長野県支部長
岐阜県支部長	富山県支部長
福井県支部長	愛知県支部長
石川県支部長	三重県支部長
富山県支部長	岐阜県支部長
長野県支部長	新潟県支部長
新潟県支部長	静岡県支部長

愛知県公共土木施設防災安全協定書(標準例)

愛知県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する公共土木施設の△△△、〇〇〇工区において特に緊急性を要する業務又は工事（以下「業務等」という。）を、甲が乙に対して発注し、乙が受注する場合の取り決めとして、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台風、豪雨、地震等の災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合並びに障害物や積雪等により交通渋滞や事故等が発生するおそれのある場合等に、甲が管理する公共土木施設について、以下の業務等により、二次災害の防止や迅速な災害活動の実現等に努め、もって県民の安全の確保を図ることを目的とする。

- 一 巡視業務
- 二 災害応急工事
- 三 緊急維持修繕工事
- 四 道路雪氷対策業務

（定義）

第2条 この協定において「巡視業務」とは、災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合等に行う公共土木施設の被災状況等を把握する業務をいう。

- 2 この協定において「災害応急工事」とは、災害に際し、緊急に機能回復し又は障害を除去しなければ県民の生活や災害活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合に行う必要かつ最低限の工事をいう。
- 3 この協定において「緊急維持修繕工事」とは、甲の管理する公共土木施設の維持修繕工事で、緊急を要し、かつ、小規模な工事をいう。
- 4 この協定において「道路雪氷対策業務」とは、甲の管理する道路の積雪又は路面凍結による交通渋滞や車両スリップ事故等を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するための業務をいう。

（協定期間）

第3条 この協定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（業務等の履行）

- 第4条 甲が巡視業務を乙に発注する場合は、乙は可能な限り受注するものとする。この場合において、甲及び乙は巡視業務契約約款に基づいて、これを誠実に履行しなければならない。
- 2 甲が災害応急工事の施工を乙に発注する場合は、乙は可能な限り受注するものとする。この場合において、甲及び乙は愛知県公共工事請負契約約款に準じて、これを誠実に履行しなければならない。
- 3 甲が緊急維持修繕工事の施工を乙に発注する場合は、乙は可能な限り受注するものとする。この場合において、甲及び乙は愛知県緊急維持修繕工事施工契約約款に基づいて、これを誠実に履行しなければならない。
- 4 甲が道路雪氷対策業務を乙に発注する場合は、乙は可能な限り受注するものとする。この場合において、甲及び乙は道路雪氷対策業務契約約款及び道路雪氷対策業務仕様書に基づいて、これを誠実に履行しなければならない。
- 5 乙がこの協定の応募にあたって提出した技術提案書に記載された内容については、気象条件等により不測の事態に陥った場合を除き、その履行を約束するものとする。
- 6 乙は災害時に道路、河川、港湾等の甲が管理する公共土木施設の迅速な状況把握及び応急復旧等を実施するため乙が使用する車両の緊急通行車両等の事前届出の手続きを行い交付された届出済証を適切に管理、保管しなければならない。

(費用の積算)

第5条 甲は、業務等に要した費用について、前条において実施された業務等の内容を確認し、甲の積算基準及び設計単価をもって決定するものとする。

(相互協力)

第6条 乙は担当工区において、気象条件等により業務等の対応が不能となった場合は、速やかに甲に状況を報告するものとする。

2 甲は乙との協議によって、隣接工区のみならず、当該建設事務所管内の他工区における業務等を乙に発注できるものとする。

(協定の解除)

第7条 甲は、第3条の協定期間内の初年度及び二年度目において、入札参加資格、履行状況等を評価した上で、乙に対し協定継続の意向確認をするものとする。その結果、協定継続が困難な場合には、甲乙協議の上、協定を解除できるものとする。

2 協定締結後、乙が正当な理由なくこの協定を履行しなかった場合、及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、甲はこの協定を解除することができるものとする。

3 前項の規定によりこの協定を解除した場合に、乙に損害が生じても甲はその責めを負わないものとする。また、この場合「総合評価落札方式」における評価及び「建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数」の算定における実績の対象外とする。

(連絡連携体制の整備等)

第8条 乙は、大規模地震等に備え甲が整備する連絡連携体制等マニュアルの作成に協力するとともに、甲が連絡連携体制等マニュアルに基づき出動依頼した場合には、誠実に履行するものとする。

2 乙は、甲が開催する防災訓練への参加及び保有資機材等の調査に協力するものとする。（被害状況の収集等を目的としてインターネットを使用した訓練を実施する場合にかかる費用も含む）

(暴力団等排除に係る解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。また、この場合「総合評価落札方式」における評価及び「建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数」の算定における実績の対象外とする。

一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

二 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 六 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 乙が、第一号から第五号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 八 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第一号から第五号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前各項の規定によりこの協定を解除したことにより甲に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(妨害等に対する報告義務等)

- 第10条 乙は、この協定の履行にあたって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、甲の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(あっせん又は調停)

- 第11条 この協定に関して甲と乙との間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停を請求することができる。

(仲裁)

- 第12条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合にあっては、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

- 第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議して定める。

この協定を証するため協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
愛知県
代表者〇〇建設事務所長

乙

災害時における公共土木施設の緊急対応に関する事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 災害時における公共土木施設の緊急対応に関する事務取扱要領（以下「この要領」という。）は、台風、豪雨、地震等の災害による建設局及び都市・交通局の管理する道路、河川等の公共土木施設の早期状況把握及び緊急に対応する必要がある施設の機能回復工事等を行うための事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(管理者の責務)

第2条 建設局及び都市・交通局各地方機関の長（以下「地方機関の長」という。）は、関係法令や愛知県災害対策実施要綱等の定めに従い、災害の際に公共土木施設の管理者として施設の状況を早期に把握し、関係機関に報告するとともに、必要に応じた措置を講ずるものとする。

(業務内容)

第3条 地方機関の長は、災害が発生したとき又は相当程度の災害の発生が予測されるときにおいて必要があると認める場合は、管轄する公共土木施設の状況を早期に把握するため業者に対して巡回業務を依頼することができる。

2 地方機関の長は、状況の把握により緊急に機能回復又は障害を除去しなければ県民の生活や災害活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合は、必要かつ最低限の工事（以下「災害応急工事」という。）を業者に発注することができる。

(協定の締結)

第4条 地方機関の長は、前条に規定する業務を行う場合は、適当と認められる業者と別に定める協定書式により協定を締結するものとする。

2 協定期間は、原則として3年間とする。

第2章 巡視業務

(執行伺)

第5条 第3条第1項に基づく巡回業務の執行伺については、巡回業務執行伺書（様式第1）により行うものとする。

2 巡視業務実施の判断基準、対価等については、各公共土木施設の管理を総括する主務課ごとに別に定める。

(依頼通知)

第6条 巡視業務の依頼は、巡回業務依頼通知書（様式第2）により行うものとする。

(巡回業務の完了)

第7条 巡視業務が完了したときは、ただちに巡回業務完了報告書（様式第3、以下「完了報告書」という。）を業者に提出させるものとする。

2 完了報告書が提出された場合は、内容を確認のうえ巡回業務に伴う対価を業者に通知するものとする。
(支出負担行為の時期)

第8条 支出負担行為として整理する時期は、業者から請求書が提出されたときとし、完了報告書を添付のうえ、支出金調書により支払手続きを行うものとする。

第3章 災害応急工事

(施工伺等)

第9条 第3条第2項に基づく災害応急工事の施工伺については、災害応急工事施工伺書（様式第4）により行うものとする。

(発注通知及び工事の仕様)

第10条 災害応急工事の発注は、災害応急工事発注通知書（様式第5）により行うものとする。

2 災害応急工事の仕様は、別に定める愛知県土木工事標準仕様書によるものとする。

(発注後の事務手続き)

第11条 災害応急工事を発注したときは、すみやかに予算執行書等により通常の契約締結事務を行うものとする。

この場合において、起案日、支出負担行為決議日等の整理は、前条により業者に通知した日とする。

第4章 雜則

(事前事後の措置)

第12条 この要領に定める巡視業務及び災害応急工事の実施にあたって勤務時間外等で第5条第1項、第6条、第9条及び第10条第1項の手続きができない場合において、当該非常配備員を統括する者(以下「班長」という。)は、巡視業務を実施しようとするときは、維持管理を担当する課長に、災害応急工事を実施しようとするときは、当該地域の建設工事を担当する課長に了解を得て、業者に指示を行うものとする。

2 前項の場合においては、所定の手続きが可能となった時点で速やかに書類を整えるものとし、その整理日は前項により業者に指示した日とする。

3 前項により業者に指示をした場合は、班長は、当該非常配備業務が終了するまでに、前項により了解をした課長に業者が実施した巡視業務及び災害応急工事の結果を報告するものとする。

(契約方法及び指名停止)

第13条 協定を締結した業者との契約については、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約とする。

2 協定業者が、愛知県建設工事等指名停止取扱要領(以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けた場合において、その者に巡視業務及び災害応急工事を発注する必要があると認められるときは、指名停止要領第10条但し書きにより、指名停止が措置された時点で各地方機関の入札・指名審査会に諮るものとする。

(土木工事施工に関する他の事務取扱要領の準用)

第14条 この要領に定めのない事項については、土木工事施工に関する他の事務取扱要領の関係規定を準用するものとする。

2 この要領に定めのない請求書等の様式については、土木工事施工に関する他の事務取扱要領に定める様式を適宜改めて使用するものとする。

附則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

(様式第1)

巡視業務執行伺書
(施行指示報告書)

起案	年月日	整理番号			
決裁	所長	担当			
下記のとおり巡視業務依頼通知書により施行してよろしいか。 (施行の指示をしたので、報告します。)					
予算	年度	目	細目 (細々目)	節	
	予算配分額		執行済額	今回執行見込額	残額
巡視実施日					
巡視対象施設					
確認内容					
状況確認箇所					
その他の 指示事項					

(様式第2)

巡視業務依頼通知書

依頼	年月日	整理番号
様		
(事務所長) 印		
下記のとおり巡視業務を施行してください。 なお、業務が完了したときは、完了報告書を提出してください。		
受領者		
巡視実施日		
巡視対象施設		
確認内容		
状況確認箇所		
その他の指示事項	(ただし、巡視者の安全が確保できない場合には巡視の実施を見合わせること)	
監督員		

(様式第3)

巡視業務完了報告書

年　月　日

事務所長 殿

請負者 住所

氏名

下記のとおり巡視業務を完了しました。

業務施行日時		天候	
業務実施者名			
状況確認箇所			
業務実施中の 措置内容			
経費積算資料			
特記事項			

上記のとおり業務を完了したことを認める。

年　月　日

金額 円

検査員 職 氏名

必要に応じて報告内容を補完する資料を添付すること。

(様式第4)

災害応急工事施行伺書 (施工指示報告書)

起案	年月日	整理番号
決裁	所長	担当
下記のとおり災害応急工事通知書により施行してよろしいか。 (施行の指示をしたので、報告します。)		
工事名		
路線等の名称		
工事場所		
工事概要		
位置図		
発注業者名		
監督員		

(様式第5)

災害応急工事発注通知書

発注	年　月　日	整理番号
様		
(事務所長)		印
下記の工事を施行してください。		
受領者		監督員
工事名		
路線等の名称		
工事場所		
工事概要		
位置図		

災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策 支援に関する協定書（県対県建設業協会）

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県建設業協会（以下「乙」という。）とは災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、愛知県建設部が管理する公共土木施設が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し人員・資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（応急措置の手続き等）

第2条 甲は、管理する公共土木施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

- 2 甲は乙の会員に出動の要請を行った際、その状況を乙に通知するものとする。
- 3 乙の会員は、甲からの出動要請に応じる場合は、様式第2号により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに当該災害に関する応急措置を実施するものとする。
- 4 前項の応急措置は、被災箇所の応急対策等の業務をいう。
- 5 甲は、乙の会員を特定する際に使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を必要に応じて、様式第3号により乙に求めることができる。
- 6 乙は、乙の会員への連絡体制及び会員が有する建設機材の数量及び作業員の員数について第5条に基づき協定の期間を延長した場合、毎年、6月末までに甲に報告するものとする。
- 7 甲と乙は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、乙の会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 8 乙の会員は、業務を迅速に実施できるよう、建設資機材及び必要な人員の確保に努め、第5項の報告に大幅な変更が生じた場合は乙を通じて速やかに甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第3条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅延なく契約手続きを進めるものとする。

(応急措置の特例)

第4条 甲は、愛知県境付近での災害の対応として特に必要と判断した場合、乙の会員に県外への出動要請を行うことができるものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の期間は、協定締結日より平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第6条 応急措置の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成25年3月21日

甲 愛知県
代表者
愛知県知事

乙 一般社団法人 愛知県建設業協会
会長

出動要請書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

愛知県 建設部長

印

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名 _____

住所 _____

要請の理由			
所在地	市・郡	町・村	地内・地先
摘要 (見取図等)			
担当課／担当者名	/		

出 動 応 諾 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、平成 年 月 日 第 号により出動要請のあったことについて応諾する。

会社名

代表者役職者名

印

住 所

樣式第3号

平成 年 月 日 時現在

愛知県建設業協会 動員可能報告書

下記のとおり報告します。

受付 月 日 時 分 確認者

災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策 支援に関する協定書（県対県土木研究会）

愛知県（以下「甲」という。）と社団法人愛知県土木研究会（以下「乙」という。）とは災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策の支援に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、愛知県建設部が管理する公共土木施設が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に關し人員・資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（応急措置の手続き等）

第2条 甲は、管理する公共土木施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

- 2 甲は乙の会員に出動の要請を行った際、その状況を乙に通知するものとする。
- 3 乙の会員は、甲からの出動要請に応じる場合は、様式第2号により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに当該災害に関する応急措置を実施するものとする。
- 4 前項の応急措置は、被災箇所の応急対策等の業務をいう。
- 5 甲は、乙の会員を特定する際に使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を必要に応じて、様式第3号により乙に求めることができる。
- 6 乙は、乙の会員への連絡体制及び会員が有する建設機材の数量及び作業員の員数について第5条に基づき協定の期間を延長した場合、毎年、6月末までに甲に報告するものとする。
- 7 甲と乙は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、乙の会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 8 乙の会員は、業務を迅速に実施できるよう、建設資機材及び必要な人員の確保に努め、第5項の報告に大幅な変更が生じた場合は乙を通じて速やかに甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第3条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅延なく契約手続きを進めるものとする。

(応急措置の特例)

第4条 甲は、愛知県境付近での災害の対応として特に必要と判断した場合、乙の会員に県外への出動要請を行うことができるものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の期間は、協定締結日より平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第6条 応急措置の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成25年3月21日

甲 愛知県
代表者
愛知県知事

乙 社団法人 愛知県土木研究会

会長

出動要請書 第号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

愛知県建設部長

印

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名

住所

要請の理由			
所在地	市・郡	町・村	地内・地先
摘要 (見取図等)			
担当課／担当者名	/		

出 動 応 諾 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、平成 年 月 日 第 号により出動要請のあったことについて応諾する。

会社名

代表者役職者名

印

住 所

樣式第3号

平成 年 月 日 時現在

愛知県土木研究会 動員可能報告書

下記のとおり報告します。

受付 月 曜 時 分 確認者

災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策 支援に関する協定書（県対日本建設業連合会中部支部）

愛知県（以下「甲」という。）と社団法人日本建設業連合会中部支部（以下「乙」という。）とは災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、愛知県建設部が管理する公共土木施設が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し人員・資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（応急措置の手続き等）

- 第2条 甲は、管理する公共土木施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。
- 2 甲は乙の会員に出動の要請を行った際、その状況を乙に通知するものとする。
 - 3 乙の会員は、甲からの出動要請に応じる場合は、様式第2号により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに当該災害に関する応急措置を実施するものとする。
 - 4 前項の応急措置は、被災箇所の応急対策等の業務をいう。
 - 5 甲は、乙の会員を特定する際に使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を必要に応じて、様式第3号により乙に求めることができる。
 - 6 乙は、乙の会員への連絡体制及び会員が有する建設機材の数量及び作業員の員数について第5条に基づき協定の期間を延長した場合、毎年、6月末までに甲に報告するものとする。
 - 7 甲と乙は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、乙の会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
 - 8 乙の会員は、業務を迅速に実施できるよう、建設資機材及び必要な人員の確保に努め、第5項の報告に大幅な変更が生じた場合は乙を通じて速やかに甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第3条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅延なく契約手続きを進めるものとする。

(応急措置の特例)

第4条 甲は、愛知県境付近での災害の対応として特に必要と判断した場合、乙の会員に県外への出動要請を行うことができるものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の期間は、協定締結日より平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第6条 応急措置の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成25年3月21日

甲 愛知県
代表者
愛知県知事

乙 社団法人 日本建設業連合会 中部支部
支部長

出動要請書 第号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

愛知県建設部長

印

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名

住所

要請の理由			
所在地	市・郡	町・村	地内・地先
摘要 (見取図等)			
担当課／担当者名	/		

出 動 応 諾 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、平成 年 月 日 第 号により出動要請のあったことについて応諾する。

会社名

代表者役職者名

印

住 所

樣式第3号

平成 年 月 日 時現在

日本建設業連合会 中部支部 動員可能報告書

下記のとおり報告します。

受付 月 日 時 分 確認者

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設について、愛知県（以下「甲」という。）及び救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 愛知県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前2項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

2 丁は、前項の住宅建設に当たって、愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条第1項の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県建築局公共建築部公営住宅課、乙においては名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当部員名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した昭和55年3月21日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号

一般社団法人 プレハブ建築協会

代表者 会長 芳井 敬一

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設について、愛知県（以下「甲」という。）及び救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）が一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 愛知県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前2項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

2 丁は、前項の住宅建設に当たって、愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条第1項の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県建築局公共建築部公営住宅課、乙においては名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課、丙においては一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当部員名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成24年3月16日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

丙 名古屋市中区丸の内三丁目19番14号

一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会東海支部

代表者 支部長 木野村 好己

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設について、愛知県（以下「甲」という。）及び救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 愛知県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前2項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

2 丁は、前項の住宅建設に当たって、愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条第1項の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県建築局公共建築部公営住宅課、乙においては名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課、丙においては一般社団法人全国木造建設事業協会愛知県協会とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当部員名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成24年3月16日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

丙 東京都中央区八丁堀三丁目4番10号
一般社団法人 全国木造建設事業協会
代表者 理事長 大野 年司

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設について、愛知県（以下「甲」という。）及び救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 愛知県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前2項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

2 丁は、前項の住宅建設に当たって、愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条第1項の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県建築局公共建築部公営住宅課、乙においては名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課、丙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会中部支部とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当部員名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

丙 東京都港区六本木一丁目7番27号
一般社団法人 日本木造住宅産業協会
代表者 会長 市川 晃

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設について、愛知県（以下「甲」という。）及び救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 愛知県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前2項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

2 丁は、前項の住宅建設に当たって、愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条第1項の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県建築局公共建築部公営住宅課、乙においては名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課、丙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会担当部とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当部員名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和3年1月20日（以下「発効日」という。）から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各1通を保有する。

令和3年1月20日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

丙 北海道千歳市泉沢1007番地168

一般社団法人 日本ムービングハウス協会

代表者 理事長 佐々木 信博

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害発生時において、被災した県民の住宅の早期復興に資するよう、甲が実施する施策に対する乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(住宅相談窓口の開設)

第1条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

第2条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

(住宅ローン返済中の県民への支援)

第3条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第4条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第1条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第5条 甲及び乙は、災害時における住宅の早期復興に資するため、甲が実施する施策により乙の融資等において課題が生じるおそれがあるときは、早期に協議を行うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、次の情報を適時適確に交換するものとする。

一 被災した住宅の再建、住宅の事前防災対策等に関する甲の施策及び乙の融資制度

二 災害発生時における住宅の被災状況及び被災した県民からの住宅復興等に関する要望

三 その他住宅の早期復興への支援に關し必要な事項

2 甲及び乙は、前項の情報を交換するための連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成27年12月14日から適用する。

なお、愛知県知事と住宅金融公庫名古屋支店長との間で締結した平成15年1月16日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は本協定の適用をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月14日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛 知 県

代表者 愛知県知事 大 村 秀 章

乙 東京都文京区後楽一丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構

代表者 理事長 加 藤 利 男

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）、救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）及び公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会（以下「丙」という）の間において、愛知県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲乙丙が協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害（以下「災害」という。）により被災し、自らの資力では住家を確保できない者のため、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の確保、情報提供及び借上等（以下「住宅の提供等」という。）の協力を、甲による連絡調整の下で、甲又は乙が丙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「応急仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第3条 甲又は乙は、災害が発生し、応急仮設住宅の供与を行う場合において、丙に対し、一時入居住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を行う場合は、甲の連絡調整の下で行うものとする。

（協力）

第4条 丙は、前条に基づく要請があった場合、住宅の提供等について、甲又は乙に可能な限り協力するものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室、乙においては名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課、丙においては公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会事務局とする。

(連絡調整)

第6条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、今後甲乙丙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定は、令和2年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。
3 甲と丙との間で締結した平成17年11月10日付け「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、この協定の発効日をもって、失効する。

令和2年3月19日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

丙 愛知県名古屋市西区城西五丁目1番14号
公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
代表者 会長 岡本 大忍

本協定については、愛知県及び名古屋市と、次の4団体との間で個別に締結されている。

協定締結団体	連絡窓口
愛知県名古屋市中区栄五丁目27番14号 公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部 代表者 本部長 萩原 幸二	公益社団法人 全日本不動産協会愛知県本部事務局
愛知県名古屋市中区橘一丁目26番18号 公益社団法人 愛知共同住宅協会 代表者 会長 梅村 忠直	公益社団法人 愛知共同住宅協会事務局
愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAグループ愛知 代表 愛知県農業協同組合中央会 代表理事長 長谷川 浩敏	愛知県農業協同組合中央会 総務企画部
東京都千代田区大手町二丁目6番1号 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 代表者 会長 三好 修	公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会事務局

注 愛知県農業協同組合中央会のみ、令和2年10月30日付けで締結（同日付で発効）

災害時における被災住宅・建築物復旧相談業務に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき、大規模災害時における復旧相談業務について、愛知県（以下「甲」という。）が社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「復旧相談業務」とは、大規模災害時における被災住宅又は被災建築物（以下「建築物等」という。）の所有者から補修、復旧方法等について相談に応ずることをいう。

(復旧相談業者名簿の提供)

第3条 乙は、復旧相談業務に係る担当者（復旧相談業務を行うことができる者に限る。以下「復旧相談員」という。）の名簿及び復旧相談員が所属する乙の会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、市町村から復旧相談窓口を設置する旨の報告があった場合速やかに、建築物等の被災状況、復旧相談業務の実施方針その他必要な事項を乙に連絡し、協力要請を行うものとする。

(協 力)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、甲に対し対応可能な復旧相談員のあっせん、復旧相談員に対する技術支援その他必要な協力をを行うものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づく復旧相談業務に要した費用は、乙が負担するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、平成24年3月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年3月16日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事

乙　名古屋市中区栄四丁目3番26号
社団法人愛知県建築士事務所協会
代表者 会長

災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）について、愛知県（以下「甲」という。）及び救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）が一般社団法人愛知県建設業協会（以下「丙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「応急修理」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(応急修理業者名簿の提供)

第3条 丙は、応急修理に係る業務担当者名簿及び丙に加盟する会員（応急修理を行うことができる者に限る。以下「応急修理業者」という。）の名簿を毎年1回甲に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲又は乙は、応急修理の実施にあたっては、被災後速やかに、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を丙に連絡し、協力要請を行うものとする。なお、緊急の場合は電話等によることができる。

2 乙が前項の要請を行う場合は、甲を経由するものとする。

(協力)

第5条 丙は、前条の要請があったときは、被災後も対応可能な応急修理業者のあっせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力をを行うものとする。

(応急修理)

第6条 応急修理業者は、甲（甲が応急修理を市町村（乙を除く。）の長に委任した場合は、当該市町村。以下この条及び次条において同じ。）又は乙の指示に従い応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る）は、甲が負担するものとする。ただし、乙にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(事前の実施方針)

第8条 甲及び乙は、応急修理の実施に係る事前準備と実施体制に関する方針を作成または改正した場合は、速やかに丙に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の方針を作成または改正するにあたり、お互い協議するものとする。

(連絡調整)

第9条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう乙及び丙との連絡調整を行うものとする。

2 乙及び丙は、連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和2年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成18年3月23日付け「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし

丙 名古屋市中区栄三丁目28番21号

一般社団法人愛知県建設業協会

代表者 会長 藤本和久

丙計13団体（別紙）

	前協定 締結年月日	団体名	今回協定 締結年月日
1	昭和55年3月21日 (平成18年3月23日)	一般社団法人 愛知県建設業協会	
2	平成18年3月23日	愛知県建設組合連合	
3	平成18年3月23日	全愛知建設労働組合	
4	平成18年3月23日	愛知県建築組合連合会	
5	平成18年3月23日	愛知建設組合	
6	平成20年3月25日	愛知県建築技術研究会	
7	平成20年8月29日	尾張設備安全防災協議会	令和2年3月19日
8	平成20年8月29日	三河管工事業者協議会	
9	平成20年8月29日	一般社団法人 名古屋設備業協会	
10	平成21年1月15日	一般社団法人 愛知電業協会	
11	平成21年1月15日	愛知県電気工事業工業組合	
12	平成22年12月20日	一般社団法人 愛知県空調衛生工事業協会	
13	平成27年1月22日	愛知県管工事業協同組合連合会	

災害時における県営住宅の被災調査業務に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県公営住宅営繕協議会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等で甲が管理する県営住宅、共同施設及び附帯施設（以下「県営住宅等」という。）が被災した場合における被災調査業務について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の協力のもとに、大規模地震等で被災した県営住宅等の被災調査を迅速かつ的確に実施し、もって早期機能回復等災害応急対策の充実及び強化を図ることを目的とする。

(対象業務)

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した県営住宅等の被災調査とし、甲が必要と認めた範囲とする。

(被災調査支援体制)

第3条 乙は、あらかじめ被災調査を迅速に実施できるよう、連絡系統及び被災調査支援体制を編成して甲へ報告するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度速やかに甲へ報告するものとする。

(被災調査の要請)

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めたときは、災害の実情に応じ、乙に対して被災調査を要請するものとする。

(被災調査の実施)

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な限り他の業務に優先して被災調査を実施するものとする。

2 前項の被災調査に要する経費は、乙の負担とする。

(被災調査結果の報告)

第6条 乙は、被災調査の終了後、その結果について、内容が確認できる写真等の資料を添付し、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、被災状況を把握する必要があると認めたときは、隨時に、乙に対して報告を求めることができる。

(協定の効力)

第7条 この協定の期間は、締結の日から、その日の属する年度の末日とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからも文書による申し出がないときは、引き続き同一条件によりさらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙別途協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成18年7月26日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市瑞穂区大殿町三丁目4番1号
愛知県公営住宅営繕協議会
代表者 幹事長 服部孝雄

災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等 の支援に関する協定書（県対県測量設計業協会）

愛知県（以下「甲」という。）と社団法人愛知県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策並びに浸水被害対策及び土砂災害対策等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、県内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、愛知県建設部が管理する公共土木施設が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し人員・資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

(応急措置の手続き等)

第2条 甲は、管理する公共土木施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

2 甲は、乙の会員を特定する際に使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を必要に応じて乙に求めることができる。

3 乙の会員は、甲から出動要請がありそれに応じた場合は、速やかに当該災害に関する応急措置を実施するものとする。

4 前項の応急措置は、被災箇所の測量、設計、調査等の業務をいう。

(契約の締結)

第3条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅滞なく契約手続きを進めるものとする。

(応急措置の特例)

第4条 甲は、愛知県境付近での災害の対応として特に必要と判断した場合、乙の会員に県外への出動要請を行うことができるものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の期間は、協定締結日より平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第6条 応急措置の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成23年 3月25日

甲 愛知県 代表者

愛知県知事 大村 秀章

乙 社団法人 愛知県測量設計業協会

会長 二村 貴和

出 動 要 請 書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

愛知県 事務所長・港務所長 印

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等の支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名

住 所

要請の理由			
施設名等			
場所	市・郡	町・村	地内・地先
摘要 (見取図等)			
担当課／担当者名	/		

出 動 応 請 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

上記出動について応諾する。

会社名 代表者役職者名 印
住所
電話番号

災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等の支援 に関する協定書（県対全国地質調査業協会連合会）

愛知県(以下「甲」という。)と社団法人全国地質調査業協会連合会 中部地質調査業協会 愛知県支部 愛知県地質調査業協会(以下「乙」という。)とは、災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的応急対策ならびに浸水被害対策及び土砂災害対策等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、県内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生じる被害(以下「災害」という。)が発生し、愛知県建設部が管理する公共土木施設が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し、人員、資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

(応急措置の手続き等)

第2条 甲は、管理する公共土木施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは被災状況に応じて、乙の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

- 2 甲は、乙の会員を特定する際に使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を必要に応じて乙に求めることができる。
- 3 乙の会員は、甲から出動要請がありそれに応じた場合は、速やかに当該災害に関する応急措置を実施するものとする。
- 4 前項の応急措置は、被災箇所の点検・調査(土質・地質調査、計測管理等)・設計等の業務をいう。

(契約の締結)

第3条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅滞なく契約手続きを進めるものとする。

(応急措置の特例)

第4条 甲は、愛知県境付近での災害対応として特に必要と判断した場合、乙の会員に県外への出動要請を行うことができるものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の期間は、協定締結日より平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第6条 応急措置の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成 24年 2月16日

甲 愛知県 代表者
愛知県知事 大村 秀章

乙 社団法人 全国地質調査業協会連合会
中部地質調査業協会愛知県支部
愛知県地質調査業協会
会長 小川 博之

出動要請書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

愛知県 事務所長・港務所長 印

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等の支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名
住 所

要請の理由			
施設名等			
場所	市・郡	町・村	地内・地先
摘要 (見取図等)			
担当課／担当者名	/		

出動応諾書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

上記出動について応諾する。

会社名 代表者役職者名 印
住所
電話番号

災害又は事故における橋梁緊急点検等に関する協定

愛知県（以下「県」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部（以下「協会」という。）は、災害又は事故における橋梁緊急点検等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・大雨等、異常な自然現象及び予期できない災害又は事故が発生し、愛知県建設部が管理する橋梁が被災した場合などにおいて、緊急的な点検業務に関し人員・資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

(出動要請)

第2条 県が緊急点検を必要と判断した場合は、被災状況に応じて、県は協会の会員を特定し、様式第1号の点検業務出動要請書により出動の要請を行うものとする。

- 2 協会の会員は、県からの要請に応じる場合は、様式第2号の点検業務出動応諾書により県に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに当該災害に関する緊急点検を実施するものとする。
- 3 協会の会員から応諾があったときは、県は第1項及び第2項に基づき取り交わした、様式第1号及び様式第2号により協会に連絡するものとする。

(緊急点検業務の連絡体制)

第3条 協会は、あらかじめ緊急点検を早急に実施できるよう、会員への連絡体制及び会員が有する技術員の員数について県に報告するものとする。また、報告に変更が生じた場合には、その都度、県に報告するものとする。

(緊急点検を行う橋梁)

第4条 緊急輸送道路に架かる15m以上の橋梁、跨線橋・跨道橋、その他県が特に必要と認める橋梁の内、県が要請した橋梁とする。

(緊急点検業務の内容)

第5条 協会の会員は、県の要請を受け被災調査、通行可否に関する助言、応急復旧対策等に関する助言等を行うものとする。

(緊急点検結果の報告)

第6条 協会の会員は、緊急点検結果について、様式第3号により、速やかに県に報告す

るものとする。

(緊急点検の費用負担)

第7条 本協定に基づく緊急点検等に要する費用は、県が負担するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに県、協会いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

(損害の負担)

第9条 緊急点検の実施に伴い、県又は協会の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、協会の会員は、その事実の発生後遅延なく、その状況を書面により県に報告し、その措置について県と協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、県と協会が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本通2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。
なお、この協定の締結をもって、平成17年3月25日付け締結した「異常気象時における橋梁緊急点検等に関する協定」を廃止する。

平成26年7月1日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目1番2号

愛知県 代表者

愛知県知事 大村 秀章

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目4番12号

一般社団法人 建設コンサルタント協会中部支部

支 部 長 田部井 伸夫

点検業務出動要請書

依頼	年 月 日 時 分	整理番号
様		
愛知県 建設事務所長 印		
「災害又は事故における橋梁緊急点検等に関する協定」第2条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。		
なお、応諾の際は上記協定第2条第2項に基づき、様式第2号を提出して下さい。		
要 請 の 理 由		
施 設 名 等		
路 線 名		
場 所		
摘 要 (見取り図等)		
担当課／担当者名		

点検業務出動応諾書

応諾	年月日時分	整理番号	
「災害又は事故における橋梁緊急点検等に関する協定」第2条第2項に基づき、 年月日 整理番号 により出動要請のあったことについて応諾します。 なお、点検終了後は上記協定第6条に基づき、速やかに様式第3号により報告します。			
施設名等			
路線名			
場所			
点検予定日時	年月日時分		
出動技術員名			

会社名 _____

代表者役職者名 _____ 印 _____

連絡先 _____

点検業務完了報告書

平成 年 月 日

愛知県 建設事務所長 殿

受注者 住所

氏名 印

「災害又は事故における橋梁緊急点検等に関する協定」第6条に基づき、下記のとおり点検業務を完了したことを報告します。

	整理番号	
点 檢 日 時	平成 年 月 日 () : から 平成 年 月 日 () : まで	天候
出動技術員名	印	
施 設 名 等		
路 線 名		
場 所		
点 檢 結 果	概要	
	チェックシート	
別途、様式第3-1号及び様式第3-2号のとおり。		
備 考		

愛知県建設部が管理する橋梁の緊急的な応急対策の支援に関する協定書

(県対日本橋梁建設協会)

愛知県（以下「県」という。）と、一般社団法人日本橋梁建設協会（以下「協会」という。）とは、災害又は事故（落橋の恐れのあるもの。）における県が管理する橋梁の緊急的な応急対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨・大雪等異常な自然現象及び予測できない災害又は事故により、県の管理する橋梁が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し、人員・資機材等（以下「建設資機材等」という。）の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（支援の対象）

第2条 支援の対象は、県の管理する橋梁とする。

（支援の内容）

第3条 協会の会員が行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 建設資機材等の確保及び応急復旧工事等に関する事項
 - 二 前号に関する被害状況の点検・調査及び技術的な助言・提案
- 2 県から派遣の要請を受けた協会の会員は、出来る限り速やかに橋梁の損傷状況を把握し、県の指示により、当該橋梁の応急措置を実施するものとする。
- 3 協会は応急復旧を早急にできるよう、前もって協会の会員名簿を県へ通知するとともに実施体制を取りまとめ、県に報告するものとする。
- 4 前項の実施体制は、協会の連絡系統図及び編成表とし、編成表には協会の会員の動員できる建設資機材等を記載するものとする。
- 5 協会は、連絡体制、建設資機材等の数量など実施体制に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

（支援の手続き）

第4条 県は、管理する橋梁が被災又は被災の恐れがある場合において必要と認めるときは、協会の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

2 県は、協会の会員を特定する際に必要に応じて、使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を協会に求めることができる。

（契約の締結）

第5条 県は、協会の会員に出動を要請し、協会の会員が応じたときは、遅延なく協会の会員と契約手続きを進めるものとする。

（損害の負担）

第6条 支援の実施に伴い、県又は協会の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、協会の会員の建設資機材等に損害が生じた場合及び協会の会員の技術者や作業要員等に労働災害が生じた場合には、協会の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により県に報告するものとする。

- 2 県と協会の会員は、前項の損害又は労働災害の対応、処理については協議のうえ決定するものとする。
- 3 協会の会員は、その技術者や作業要員等に労働災害が発生した場合、原則として自らの労災保険により労働災害補償を行うものとする。

(有効期限)

- 第7条 この協定期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までの期間とする。
- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに県、協会いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

(その他)

- 第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、県、協会が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、県、協会が、押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県 代表者
愛知県知事 大村秀章

東京都港区西新橋1丁目6-11
一般社団法人日本橋梁建設協会
会長 藤井久司

様式第1号

出 動 要 請 書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

愛知県

事務所長・港務所長

印

「愛知県建設部が管理する橋梁の緊急的な応急対策の支援に関する協定書」第4条第1項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名

住 所

要 請 の 理 由			
施 設 名 等			
場 所	市・郡	町・村	地内・地先
摘要 (見取図等)			
担当課／担当者名	／		

出 動 応 請 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

上記出動について応諾する。

会 社 名

印

住 所

電話番号

※出動応諾書の会社名については 代表者役職者名を記載して下さい。

愛知県建設部が管理する橋梁の緊急的な応急対策の支援に関する協定書

(県対プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部)

愛知県（以下「県」という。）と、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部（以下「協会」という。）とは、災害等における県が管理する橋梁の緊急的な応急対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨・大雪等異常な自然現象及び予測できない災害等により、県の管理する橋梁が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し、人員・資機材等（以下「建設資機材等」という。）の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（支援の対象）

第2条 支援の対象は、県の管理する橋梁とする。

（支援の内容）

第3条 協会の会員が行う支援の内容は次のとおりとする。

- 1 建設資機材等の確保及び応急復旧工事等に関する事項
- 2 前号に関する被害状況の点検・調査及び技術的な助言・提案
- 3 県から派遣の要請を受けた協会の会員は、出来る限り速やかに橋梁の損傷状況を把握し、県の指示により、当該橋梁の応急措置を実施するものとする。
- 4 協会は応急復旧を早急にできるよう、前もって協会の会員名簿を県へ通知するとともに実施体制を取りまとめ、県に報告するものとする。
- 5 前項の実施体制は、協会の連絡系統図及び編成表とし、編成表には協会の会員の動員できる建設資機材等を記載するものとする。
- 6 協会は、連絡体制、建設資機材等の数量など実施体制に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

（支援の手続き）

第4条 県は、管理する橋梁が被災又は被災の恐れがある場合において必要と認めるときは、協会の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

2 県は、協会の会員を特定する際に必要に応じて、使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を協会に求めることができる。

（契約の締結）

第5条 県は、協会の会員に出動を要請し、協会の会員が応じたときは、遅延なく協会の会員と契約手続きを進めるものとする。

（損害の負担）

第6条 支援の実施に伴い、県又は協会の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、協会の会員の建設資機材等に損害が生じた場合及び協会の会員の技術者や作業要員等に労働災害が生じた場合には、協会の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により県に報告するものとする。

- 2 県と協会の会員は、前項の損害又は労働災害の対応、処理については協議のうえ決定するものとする。
- 3 協会の会員は、その技術者や作業要員等に労働災害が発生した場合、原則として自らの労災保険により労働災害補償を行うものとする。

(有効期限)

- 第7条 この協定期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までの期間とする。
- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに県、協会いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

(その他)

- 第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、県、協会が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、県、協会が、押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県 代表者
愛知県知事 大村秀章

愛知県名古屋市中村区名駅3丁目25番9号
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会
中部支部
支部長 浅井純

様式第1号

出動要請書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

愛知県

事務所長・港務所長

印

「愛知県建設部が管理する橋梁の緊急的な応急対策の支援に関する協定書」第4条第1項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名

住 所

要請の理由			
施設名等			
場所	市・郡	町・村	地内・地先
摘要 (見取図等)			
担当課／担当者名	／		

出動応諾書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

上記出動について応諾する。

会社名

印

住所

電話番号

※出動応諾書の会社名については 代表者役職者名を記載して下さい。

災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定（県対日本自動車連盟中部本部愛知支部）

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部（以下「乙」という。）は、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における緊急通行車両の通行確保に伴う放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、甲が乙に対して要請する業務の内容及び手続きの方法を定め、円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に対して要請する業務は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6に基づく車両等の移動とする。

2 業務の実施については、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（平成26年11月、国土交通省道路局）により行うものとする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は、甲が管理する道路を原則とする。

2 災害等の状況により、他の機関から甲に要請があり、甲が必要と認めた場合は、他機関が管理する道路であっても実施区間に含め、要請することができるものとする。

3 乙は、原則として前項の要請に応じるものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲及び乙は、応急対策を速やかに実施できるよう、連絡窓口の情報共有を図るものとし、乙は、連絡体制に関して、毎年、4月末までに甲へ報告をするものとする。また、報告内容に変更が生じた場合は、その都度報告をするものとする。

2 乙は、災害発生時における実施体制について、次の各号により確保するものとする。

（1）甲からの要請に迅速に対応できるよう、自ら主体的に被害状況等の情報収集に努めること。

（2）応急対策を迅速に実施できるよう、必要な人員の確保に努めること。また、自主訓練等を実施し、対応の強化を図るものとする。

（3）前項の人員、訓練内容等を、毎年、4月末までに甲へ報告をするものとする。また、報告内容に大幅な変更が生じた場合は、その都度報告をするものとする。

（4）甲が主催または参加する防災訓練等への参加依頼があった場合には、出来る限り協力するものとする。

(業務の要請)

第5条 甲が乙に業務を要請する場合は、原則として、様式第1号の出動要請書に次の事項を付して出動の要請を行うものとする。

- (1) 災対法第76条の6第1項に基づく指定区間の範囲
- (2) 被災の態様と要請概要
- (3) 集結場所
- (4) 担当者連絡方法、その他必要な事項

2 甲は、派遣可能人員及び資機材に関する情報等を必要に応じて乙に求めることが出来る。

3 乙は、前項により甲の地方機関から要請があり応諾する場合には、様式第2号の出動応諾書により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに支援作業を実施するものとする。

(委託証明書の発行)

第6条 甲は乙に対して、「委託証明書」を発行するものとし、乙は、業務実施の間、これを携帯するものとする。

(車両等の移動)

第7条 乙は、業務実施時における車両等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

(費用の負担)

第8条 業務の実施に伴う乙の費用は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。ただし、第3条第2項に規定する、他の機関が管理する道路において業務を実施した場合の乙の費用は、原則として甲に要請した他機関が負担するものとする。なお、他機関が負担する場合については、次条及び第10条に定める甲を、他機関と読み替えるものとする。

(契約の締結)

第9条 甲、乙は、前条第1項に規定する協議後、遅滞なく、甲を発注者、乙を請負者とする委託契約を締結するものとする。

(損失補償)

第10条 業務実施の際に、やむを得ない限度において移動した車両等に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により、甲が運転者等に損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

第11条 業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の責に帰するもの以外は、甲乙協議の上、甲が解決するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結日より平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成29年3月22日

甲 愛知県

代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 一般社団法人 日本自動車連盟 中部本部 愛知支部

事務所長 渡辺敬一郎

出 動 要 請 書

依頼	平成 年 月 日 時 分	整理番号	
様			
愛知県 建設事務所長 印			
<p>「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。</p> <p>なお、応諾の際は上記協定第5条第3項に基づき、様式第2号を提出して下さい。</p>			
指定区間の範囲			
被災の態様と概要			
集結場所			
摘要 (必要事項等)			
担当課／担当者名			
連絡先			

出動応諾書

応諾	年月日時分	整理番号	
「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第3項に基づき、 <u>年月日</u> 整理番号 <u> </u> により出動要請のあったことについて応諾します。			
指定区間の範囲			
集結場所			
集結予定日時	平成 年 月 日 時 分		
出動技術員名			

会社名 _____

代表者役職者名 _____ 印 _____

連絡先 _____

災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定（県対全日本高速道路レッカー事業協同組合）

愛知県（以下「甲」という。）と全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における緊急通行車両の通行確保に伴う放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、甲が乙の会員に対して要請する業務の内容及び手続きの方法を定め、円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が乙の会員に対して要請する業務は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6に基づく車両等の移動とする。

2 業務の実施については、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（平成26年11月、国土交通省道路局）により行うものとする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は、甲が管理する道路を原則とする。

2 災害等の状況により、他の機関から甲に要請があり、甲が必要と認めた場合は、他機関が管理する道路であっても実施区間に含め、要請することができるものとする。

3 乙の会員は、原則として前項の要請に応じるものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲及び乙は、応急対策を速やかに実施できるよう、連絡窓口の情報共有を図るものとし、乙は、連絡体制に関して、毎年、4月末までに甲へ報告をするものとする。また、報告内容に変更が生じた場合は、その都度報告をするものとする。

2 乙及びその会員は、災害発生時における実施体制について、次の各号により確保するものとする。

（1）甲からの要請に迅速に対応できるよう、自ら主体的に被害状況等の情報収集に努めること。

（2）応急対策を迅速に実施できるよう、必要な人員の確保に努めること。また、自主訓練等を実施し、対応の強化を図るものとする。

（3）前項の人員、訓練内容等を、毎年、4月末までに甲へ報告をするものとする。また、報告内容に大幅な変更が生じた場合は、その都度報告をするものとする。

（4）甲が主催または参加する防災訓練等への参加依頼があった場合には、出来る限り協力するものとする。

(業務の要請)

- 第5条 甲が乙に業務を要請する場合は、被害状況に応じて、乙の会員を特定し、原則として、様式第1号の出動要請書に次の事項を付して出動の要請を行うものとする。
- (1) 災対法第76条の6第1項に基づく指定区間の範囲
 - (2) 被災の態様と要請概要
 - (3) 集結場所
 - (4) 担当者連絡方法、その他必要な事項
- 2 甲は、乙の会員を特定する際に、派遣可能人員及び資機材に関する情報等を必要に応じて乙に求めることが出来る。
- 3 乙の会員は、前項により甲の地方機関から要請があり応諾する場合には、様式第2号の出動応諾書により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに支援を実施するものとする。

(委託証明書の発行)

- 第6条 甲は乙の会員に対して、「委託証明書」を発行するものとし、乙は、業務実施の間、これを携帯するものとする。

(車両等の移動)

- 第7条 乙の会員は、業務実施時における車両等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

(費用の負担)

- 第8条 業務の実施に伴う乙の会員の費用は、甲及び乙の会員協議の上、甲が負担するものとする。ただし、第3条第2項に規定する、他の機関が管理する道路において業務を実施した場合、乙の会員の費用は、原則として甲に要請した他機関が負担するものとする。なお、他機関が負担する場合については、次条及び第10条に定める甲を、他機関と読み替えるものとする。

(契約の締結)

- 第9条 甲、乙の会員は、前条第1項に規定する協議後、遅滞なく、甲を発注者、乙の会員を請負者とする委託契約を締結するものとする。

(損失補償)

- 第10条 業務実施の際に、やむを得ない限度において移動した車両等に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により、甲が運転者等に損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

- 第11条 業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の会員の責に帰するもの以外は、甲及び乙会員協議の上、甲が解決するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結日より平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成29年3月22日

甲 愛知県

代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 全日本高速道路レッカー事業協同組合

理事長 亀山善之

出 動 要 請 書

依頼	平成 年 月 日 時 分	整理番号	
様			
愛知県 建設事務所長 印			
<p>「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。</p> <p>なお、応諾の際は上記協定第5条第3項に基づき、様式第2号を提出して下さい。</p>			
指定区間の範囲			
被災の態様と概要			
集結場所			
摘要 (必要事項等)			
担当課／担当者名			
連絡先			

出 動 応 諾 書

応諾	年 月 日 時 分	整理番号	
「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第3項に基づき、_____年 月 日 整理番号_____により出動要請のあったことについて応諾します。			
指定区間の範囲			
集 結 場 所			
集 結 予 定 日 時	平成 年 月 日 時 分		
出 動 技 術 員 名			

会社名 _____

代表者役職者名 _____ 印 _____

連絡先 _____

災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定（県対愛知レッカ一事業協同組合）

愛知県（以下「甲」という。）と愛知レッカ一事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における緊急通行車両の通行確保に伴う放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、甲が乙の会員に対して要請する業務の内容及び手続きの方法を定め、円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が乙の会員に対して要請する業務は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6に基づく車両等の移動とする。

2 業務の実施については、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（平成26年11月、国土交通省道路局）により行うものとする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は、甲が管理する道路を原則とする。

2 災害等の状況により、他の機関から甲に要請があり、甲が必要と認めた場合は、他機関が管理する道路であっても実施区間に含め、要請することができるものとする。

3 乙の会員は、原則として前項の要請に応じるものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲及び乙は、応急対策を速やかに実施できるよう、連絡窓口の情報共有を図るものとし、乙は、連絡体制に関して、毎年、4月末までに甲へ報告をするものとする。また、報告内容に変更が生じた場合は、その都度報告をするものとする。

2 乙及びその会員は、災害発生時における実施体制について、次の各号により確保するものとする。

（1）甲からの要請に迅速に対応できるよう、自ら主体的に被害状況等の情報収集に努めること。

（2）応急対策を迅速に実施できるよう、必要な人員の確保に努めること。また、自主訓練等を実施し、対応の強化を図るものとする。

（3）前項の人員、訓練内容等を、毎年、4月末までに甲へ報告をするものとする。また、報告内容に大幅な変更が生じた場合は、その都度報告をするものとする。

（4）甲が主催または参加する防災訓練等への参加依頼があった場合には、出来る限り協力するものとする。

(業務の要請)

- 第5条 甲が乙に業務を要請する場合は、被害状況に応じて、乙の会員を特定し、原則として、様式第1号の出動要請書に次の事項を付して出動の要請を行うものとする。
- (1) 災対法第76条の6第1項に基づく指定区間の範囲
 - (2) 被災の態様と要請概要
 - (3) 集結場所
 - (4) 担当者連絡方法、その他必要な事項
- 2 甲は、乙の会員を特定する際に、派遣可能人員及び資機材に関する情報等を必要に応じて乙に求めることが出来る。
- 3 乙の会員は、前項により甲の地方機関から要請があり応諾する場合には、様式第2号の出動応諾書により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに支援を実施するものとする。

(委託証明書の発行)

- 第6条 甲は乙の会員に対して、「委託証明書」を発行するものとし、乙は、業務実施の間、これを携帯するものとする。

(車両等の移動)

- 第7条 乙の会員は、業務実施時における車両等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

(費用の負担)

- 第8条 業務の実施に伴う乙の会員の費用は、甲及び乙の会員協議の上、甲が負担するものとする。ただし、第3条第2項に規定する、他の機関が管理する道路において業務を実施した場合、乙の会員の費用は、原則として甲に要請した他機関が負担するものとする。なお、他機関が負担する場合については、次条及び第10条に定める甲を、他機関と読み替えるものとする。

(契約の締結)

- 第9条 甲、乙の会員は、前条第1項に規定する協議後、遅滞なく、甲を発注者、乙の会員を請負者とする委託契約を締結するものとする。

(損失補償)

- 第10条 業務実施の際に、やむを得ない限度において移動した車両等に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により、甲が運転者等に損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

- 第11条 業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の会員の責に帰するもの以外は、甲及び乙会員協議の上、甲が解決するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結日より平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成29年3月22日

甲 愛知県

代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 愛知レッカ一事業協同組合

代表理事 森清文

出 動 要 請 書

依頼	平成 年 月 日 時 分	整理番号	
様			
愛知県 建設事務所長 印			
<p>「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。</p> <p>なお、応諾の際は上記協定第5条第3項に基づき、様式第2号を提出して下さい。</p>			
指定区間の範囲			
被災の態様と概要			
集結場所			
摘要 (必要事項等)			
担当課／担当者名			
連絡先			

出 動 応 諾 書

応諾	年 月 日 時 分	整理番号	
「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第3項に基づき、_____年 月 日 整理番号_____により出動要請のあったことについて応諾します。			
指定区間の範囲			
集 結 場 所			
集 結 予 定 日 時	平成 年 月 日 時 分		
出 動 技 術 員 名			

会社名 _____

代表者役職者名 _____ 印 _____

連絡先 _____

災害時における愛知県が管理する港湾・漁港施設の緊急的な応急対策の支援に関する協定書（県対県港湾空港建設協会）

愛知県（以下「県」という。）と、愛知県港湾空港建設協会（以下「協会」という。）とは、災害時における県が管理する港湾・漁港施設の緊急的な応急対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、県内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、県の管理する港湾・漁港施設が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し、人員・資機材等（以下「建設資機材等」という。）の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

(支援の対象)

第2条 支援の対象は、県の管理する港湾・漁港施設とする。

(支援の内容)

第3条 協会の会員が行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 建設資機材等の確保及び応急復旧工事等に関する事項
- 二 前号に関する被害状況の点検・調査及び技術的な助言・提案
- 2 県から派遣の要請を受けた協会の会員（以下「会員」という。）は、出来る限り速やかに港湾・漁港施設の損傷状況を把握し、県の指示により、当該港湾・漁港施設の応急措置を実施するものとする。
- 3 協会は応急復旧を早急にできるよう、前もって会員名簿を県へ通知するとともに実施体制を取りまとめ、県に報告するものとする。
- 4 前項の実施体制は、協会の連絡系統図及び編成表とし、編成表には会員の動員できる建設資機材等を記載するものとする。
- 5 協会は、連絡体制、建設資機材等の数量など実施体制に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

(支援の手続き)

- 第4条 県は、管理する港湾・漁港施設が被災又は被災の恐れがある場合において必要と認められるときは、会員を特定し、別紙様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。会員はこれに対し、別紙様式第2号の出動応諾書を提出する。
- 2 県は、会員を特定する際に必要に応じて、使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を協会に求めることができる。

(契約の締結)

第5条 県は、会員に出動を要請し、会員が応じたときは、遅延なく会員と契約手続きを進めるものとする。

(損害の負担)

第6条 支援の実施に伴い、県又は会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、会員の建設資機材等に損害が生じた場合及び会員の技術者や作業要員等に労働災害が生じた場合には、会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により県に報告するものとする。

2 県と会員は、前項の損害の対応、処理については協議のうえ決定するものとする。

3 会員は、その技術者や作業要員等に労働災害が発生した場合、原則として自らの労災保険により労働災害補償を行うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに県、協会いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、県、協会が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、県、協会が、押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成27年 3月19日

愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

愛知県 代表者

愛知県知事 大村秀章

愛知県名古屋市中区錦三丁目2番1号

愛知県港湾空港建設協会

会長 小辻昌典

災害時における愛知県が管理する港湾・漁港施設の緊急的な応急対策業務に関する 協定書（県対海洋調査協会）

愛知県（以下「県」という。）と、一般社団法人海洋調査協会（以下「協会」という。）とは、災害時における県が管理する港湾・漁港施設の緊急的な応急対策に関する調査・設計業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、県内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、県の管理する港湾・漁港施設が被災し、その応急対策に関する調査・設計業務（以下「業務」という。）を実施するにあたり、協会はこれを支援するため、必要な器材及び技術者等（以下「技術者等」という。）の確保及び動員方法を定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

(業務の対象)

第2条 業務の対象は、県の管理する港湾・漁港施設とする。

(業務の内容)

第3条 県は、業務の実施が必要と認めるときは、協会の会員（以下「会員」という。）に出動を要請し、別紙様式第1号の業務出動要請書により業務を行わせることができるものとする。会員はこれに対し、別紙様式第2号の業務出動応諾書を提出する。

2 会員は、県から出動要請の連絡を受け、第1項の応諾書を提出したときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を県の指示により把握し、業務を実施するものとする。

(業務の実施体制等)

第4条 協会は、業務が速やかに実施できるよう、前もって会員名簿を県へ通知するとともに実施体制（協会の連絡系統図及び編成表）を取りまとめ、県に報告するものとする。

2 協会は、連絡系統及び編成表など、実施体制に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 県は、会員に出動を要請し、会員が応じたときは、遅延なく会員と契約手続きを進めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、県又は会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、会員の器材等に損害が生じた場合及び会員の技術者や作業要員等に労働災害が生じた場合には、会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により県に報告するものとする。

2 県と会員は、前項の損害の対応、処理については協議のうえ決定するものとする。

3 会員は、その技術者や作業要員等に労働災害が発生した場合、原則として自らの労災保険により労働災害補償

を行うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに県、協会いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもつて1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、県、協会が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、県、協会が、押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成27年 3月19日

愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

愛知県 代表者

愛知県知事 大村秀章

東京都中央区日本橋本町2丁目8番6号

一般社団法人 海洋調査協会

会長 川嶋康宏

災害時における徒歩帰宅者支援に関する確認書

愛知県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）との間において、平成30年2月26日に締結した「災害時における支援に関する覚書」（以下「覚書」という。）第3条に基づく甲からの要請に対し、次のとおり確認を行う。

（目的）

第1条 この確認書は、大規模地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定める。

（協定の範囲）

第2条 この確認書は、甲の各市町村内に所在する乙の施設と、当該市町村が、個別に確認した場合または協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 甲及び乙は、愛知県帰宅困難者対策実施要領に基づき、支援ステーションの設置について調整を図るとともに、市町村は乙の施設に対してこの確認書に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 甲及び市町村は、乙の施設の運営上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第4条 甲は乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。
乙は、次の事項の全部または一部において、施設の業務に支障のない範囲で協力するものとする。

- (1) 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供。
 - (2) 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、ラジオ等のメディアを通じた情報（各施設において任意に知り得た情報に限る）及び市町村が作成した地図等による道路情報の提供。
- 2 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の実施）

第5条 乙は、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。

ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、支援を実施することができる。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第6条 乙は、前条の規定により、甲からの要請を受け支援を実施するときは、徒歩帰宅者への周知のため、ただちに支援可能な各施設に甲又は市町村が提供する支援ステーション・ステッカーを掲出するものとする。

2 支援ステーション・ステッカーが劣化した場合の取扱いや定期更新の方法など支援ステーション・ステッカーの継続的な供給方法及び運用については、別途施設と当該市町村とが協議を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 前記4の支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（適用）

第8条 本確認書は、平成30年2月26日から適用する。

この確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、愛知県防災局長と日本郵便株式会社東海支社経営管理本部経営管理部長とが押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年7月25日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県防災局長 相津晴洋

乙 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
日本郵便株式会社東海支社
経営管理本部経営管理部長 萩原岳浩

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、東海地震の警戒宣言発令時及び突発地震時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町村内に直営店及びフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町村（以下「市町村」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町村は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供すること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについては、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町村が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲又は市町村は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回4月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲又は市町村が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結後1年間とし甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表

示がない場合は、更新されたものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 6 月 9 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県知事 神田真秋

乙 大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新浪剛史

1 平成 17 年 6 月 9 日締結

(1) コンビニエンスストア事業者

- ① 株式会社ローソン
 - ② 株式会社ファミリーマート
 - ⑤ 株式会社デイリーヤマザキ (当時 (現在 : 山崎製パン株式会社))
 - ⑧ ミニストップ株式会社
 - ⑫ 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
- (2) 愛知県石油商業組合

2 平成 20 年 5 月 27 日締結

- (1) 株式会社壹番屋
- (2) 株式会社ユタカファーマシー
- (3) 株式会社吉野家

3 平成 22 年 5 月 10 日締結

株式会社九九プラス (当時 (現在 : 株式会社ローソンストア 100))

4 平成 22 年 10 月 22 日締結

株式会社モスフードサービス

5 平成 23 年 10 月 21 日締結

チムニー株式会社

6 平成 23 年 11 月 18 日締結

生活協同組合コープあいち

7 平成 24 年 6 月 5 日締結

株式会社サガミチェーン (当時 (現在 : サガミレストランツ株式会社))

- 8 平成 24 年 10 月 1 日締結
株式会社ダスキン
- 9 平成 25 年 2 月 13 日締結
サトレストランシステムズ株式会社（当時（現在：S R S ホールディングス株式会社）
- 10 平成 26 年 3 月 24 日締結
中日新聞販売店会（名古屋中日会、尾張中日会、三河中日会）
- 11 平成 26 年 10 月 7 日締結
A I R オートクラブ中部ブロック
- 12 平成 29 年 8 月 31 日締結
ネットトヨタ中部株式会社
- 13 平成 29 年 11 月 2 日締結
株式会社レクスト
- 14 平成 30 年 5 月 17 日締結
株式会社 A T グループ
- 15 平成 30 年 12 月 26 日
N T P ホールディングス株式会社
- 16 令和 5 年 6 月 30 日
株式会社オートバックスセブン
- 17 令和 5 年 7 月 31 日
株式会社ドトールコーヒー
- 18 令和 6 年 10 月 31 日
株式会社リンガーハット

災害時における徒歩帰宅者支援に関する覚書

(目的)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力並びに徒歩帰宅者支援に関する協定書」第2条（4）に基づき、大規模地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）への支援の実施に関して、必要な事項を定める。

(覚書の効力)

第2条 この覚書は、甲の各市町村内に加盟している事業者の施設が所在する乙と、当該市町村（以下、「市町村」という。）が、個別に協定等を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 甲及び乙は、徒歩帰宅者への支援の実施のため、愛知県帰宅困難者対策実施要領に基づき支援ステーションの設置について調整を図るとともに、市町村は乙の施設に対しこの覚書に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供。
- (2) 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、ラジオ等のメディアを通じた情報及び市町村から提供を受けた地図等による帰宅可能な道路に関する情報の提供。

2 前項に規定する施設は、支援ステーションの設置に賛同する施設であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な施設であるとともに、協定第2条に掲げる他の協力業務に支障のない施設とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。

ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについては、広く住民へ協力施設の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町村が提供する支援ステーション・ステッカーを掲出するものとする。

2 施設へ掲出中の支援ステーション・ステッカーが劣化した場合の取り扱いや定期更新の方法など支援ステーション・ステッカーの継続的な供給方法及び運用については、甲又は市町村が乙と協議を行い、決定するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この覚書が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

(適用)

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年5月31日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県防災安全局長 山田 哲夫

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 山下 裕史

災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）、中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による、大規模な停電に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知県内で災害による大規模な停電が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、愛知県内とする。

（平時の連携）

第3条 甲及び乙は、平時及び災害時の連絡先及び通信手段等、円滑な連携のために必要な事項を相互に確認しておくものとする。

2 甲は、優先的に電源車を配置すべき、災害応急対策のために不可欠な重要施設のリストをあらかじめ作成し、乙と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時更新するものとする。また、甲は、重要施設における自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。

3 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため被害を及ぼす恐れのある樹木等の除去に努めるものとする。

4 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

5 甲は、自衛隊への災害派遣要請を円滑に行うことができるよう、乙と協議の上、派遣要請方法等を整理しておくとともに、自衛隊とも情報共有を図るものとする。

（大規模な停電発生時の連携）

第4条 乙は、大規模な停電が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、甲の災害対策本部等に連絡員を派遣するとともに、甲乙が連携し、停電の復旧を進めるもの

とする。

- 2 乙は、電源車を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案するとともに、甲と適宜協議を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを優先的に実施するものとする。
- 4 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- 5 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- 6 甲及び乙は、大規模な停電が発生している地域の被災状況、停電の復旧状況、道路啓開状況等の情報について、情報共有を行う。また、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、県民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

(要請手続等)

第5条 第3条及び第4条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(市町村との連携)

第7条 甲は、第1条の目的を達成するため、市町村と連携して、乙との関係強化を図るものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第9条 この協定の実施にあたっては、甲乙が相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年8月4日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社

代表取締役社長
社長執行役員 林 欣吾

災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による、大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知県内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、愛知県内とする。

（平時の連携）

第3条 甲及び乙は、平時及び災害時の連絡先及び通信手段等、円滑な連携のために必要な事項を相互に確認しておくものとする。

- 2 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき、災害応急対策のために不可欠な重要施設のリストをあらかじめ作成し、乙と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、隨時更新するものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び通信障害を未然に防止するため被害軽減を図ることを目的とした対策に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。
- 5 甲は、自衛隊への災害派遣要請を円滑に行うことができるよう、乙と協議の上、派遣要請方法等を整理しておくとともに、自衛隊とも情報共有を図るものとする。

（大規模な通信障害発生時の連携）

第4条 乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲の災害対策本部等に連絡員を派遣するとともに、甲乙が連携し、通信障

害の復旧を進めるものとする。

- 2 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案するとともに、甲と適宜協議を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを優先的に実施するものとする。
- 4 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- 5 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- 6 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生している地域の被災状況、通信の復旧状況、道路啓開状況、停電の復旧状況等の情報について、情報共有を行う。また、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、県民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

(要請手続等)

第5条 第3条及び第4条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(市町村との連携)

第7条 甲は、第1条の目的を達成するため、市町村と連携して、乙との関係強化を図るものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第9条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年8月4日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 小林 充佳

標高表示板および避難誘導標識板の電柱への設置に関する覚書

愛知県（以下、「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下、「乙」という。）は、愛知県沿岸市町村等津波対策推進協議会の構成員のうち、別表1に掲げる市町村（以下、「丙」という。）が、乙との間で、標高表示板および避難誘導標識板（以下、「標高表示板等」という。）を乙が所有する電柱へ設置（以下、「添架」という。）する旨の契約（以下、「添架契約」という。）を締結するにあたり、添架契約の基本事項に関し、次のとおり覚書を交換する。

（標高表示板等を設置する地域）

第1条 電柱に標高表示板等を設置する地域は、別表2に定める地域および当該地域から避難場所または避難所への避難経路上に存する地域とする。ただし、既に設置している標高表示板等についてはこの限りではない。

（標高表示板等の形状、内容及び設置位置等）

第2条 標高表示板等の形状、内容および設置位置等は、別に定める「標高表示板等設置要領」によるものとする。

（添架契約の締結）

第3条 標高表示板等を添架する場合は、乙が別に定める様式により、乙と丙との間で添架契約を締結するものとする。

（添架料）

第4条 電柱に標高表示板等を設置する場合の添架料は無料とする。

（占用料の減免に関する取扱）

第5条 電柱の占用料の減免は、電柱に標高表示板等を設置することを理由としては行わない。

（既覚書の失効）

第6条 本覚書の交換をもって、平成29年8月8日付「標高表示板および避難誘導標識板の電柱への設置に関する覚書」を失効とする。

（その他）

第7条 この覚書について疑義が生じた場合、またはこの覚書に定めのない事項が生じた場合については、甲および乙が誠意をもって協議して決定する。

この覚書を交換の証として、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年4月11日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県 代表者
愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県名古屋市中区大須4-9-60
西日本電信電話株式会社名古屋支店
取締役名古屋支店長 山本尚樹

別表 1

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

別表 2

- ・愛知県津波浸水想定及び愛知県高潮浸水想定（平成26年11月26日）
- ・平成23～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年3月）
- ・別表1に掲げる市町村が調査した南海トラフ地震等にかかる被害予測調査
- ・別表1に掲げる市町村が作成した津波又は高潮ハザードマップ

標高表示板等設置要領

本要領は標高表示板及び避難誘導標識板（以下、「標高表示板等」という。）の電柱等への設置に関する基本事項を定めることで手続きの円滑化を図ることを目的としている。

1 標高表示板等の形状

サイズは縦30cm以内、横40cm以内とする（愛知県が定める「愛知県避難誘導標識等設置指針」別図10（道路に設置する避難誘導標識等）のサイズは適用しない。）。また、基盤の材料としては、アルミニウム合金板、鋼板、合成樹脂版等、各々その特性を生かして使用し、下端、両端に安全カバーを取り付けるなど、安全性に十分配慮するものとする。

2 標高表示板等の内容

愛知県が定める「愛知県避難誘導標識等設置指針」、一般社団法人日本標識工業会が定める「災害種別避難誘導標識システム」JISZ9098 防災標識ガイドブック及び「津波避難誘導標識システム」JISZ9097 津波標識ガイドラインによるものとする。

なお、「標高表示」及び「避難誘導標識」双方の内容を組み合わせて使用する場合も可とする。

また、標高表示板等には、管理部署名及び連絡先等を明示するものとする。

3 標高表示板等の設置位置

設置位置は電柱地際から1.2mから1.5mまでの間の30cmに設置する。

4 標高表示板等の設置方法

ステンレスバンドによる巻きつけ等により堅ろうに固定する。固定する材料は、十分な強度を持ち、耐久性に優れ、維持管理が容易で、かつ、付近の状況に調和した形状及び材質のものを使用するものとする。

以上

標高表示板および避難誘導標識板の電柱への設置に関する覚書

愛知県（以下、「甲」という。）と中部電力株式会社（以下、「乙」という。）は、愛知県沿岸市町村等津波対策推進協議会の構成員のうち、別表1に掲げる市町村（以下、「丙」という。）が、乙との間で、標高表示板および避難誘導標識板（以下、「標高表示板等」という。）を乙が所有する電柱へ設置（以下、「共架」という。）する旨の契約（以下、「共架契約」という。）を締結するにあたり、共架契約の基本事項に関し、次のとおり覚書を交換する。

（標高表示板等を設置する地域）

第1条 電柱に標高表示板等を設置する地域は、別表2に定める地域および当該地域から避難場所または避難所への避難経路上に存する地域とする。ただし、既に設置している標高表示板等についてはこの限りではない。

（標高表示板等の形状、内容及び設置位置等）

第2条 標高表示板等の形状、内容および設置位置等は、別に定める「標高表示板等設置要領」によるものとする。

（共架契約の締結）

第3条 標高表示板等を共架する場合は、乙が別に定める様式により、乙と丙との間で共架契約を締結するものとする。

（共架料）

第4条 電柱に標高表示板等を設置する場合の共架料は無料とする。

（占用料の減免に関する取扱）

第5条 電柱の占用料の減免は、電柱に標高表示板等を共架することを理由としては行わない。

（既覚書の失効）

第6条 本覚書の交換をもって、平成29年8月8日付「標高表示板および避難誘導標識板の電柱への設置に関する覚書」を失効とする。

（その他）

第7条 この覚書について疑義が生じた場合、またはこの覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議して決定する。

この覚書を交換の証として、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年4月11日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 代表者

愛知県知事 大 村 秀 章

乙 愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

電力ネットワークカンパニー

配電部長 岡 俊 彦

別表 1

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

別表 2

- ・愛知県津波浸水想定及び愛知県高潮浸水想定（平成26年11月26日）
- ・平成23～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年3月）
- ・別表1に掲げる市町村が調査した南海トラフ地震等にかかる被害予測調査
- ・別表1に掲げる市町村が作成した津波又は高潮ハザードマップ

標高表示板等設置要領

本要領は標高表示板及び避難誘導標識板（以下、「標高表示板等」という。）の電柱等への設置に関する基本事項を定めることで手続きの円滑化を図ることを目的としている。

1 標高表示板等の形状

サイズは縦30cm以内、横40cm以内とする（愛知県が定める「愛知県避難誘導標識等設置指針」別図10（道路に設置する避難誘導標識等）のサイズは適用しない）。また、基盤の材料としては、アルミニウム合金板、鋼板、合成樹脂版等、各々その特性を生かして使用し、下端、両端に安全カバーを取り付けるなど、安全性に十分配慮するものとする。

2 標高表示板等の内容

愛知県が定める「愛知県避難誘導標識等設置指針」、一般社団法人日本標識工業会が定める「災害種別避難誘導標識システム」JISZ9098 防災標識ガイドブック及び「津波避難誘導標識システム」JISZ9097 津波標識ガイドラインによるものとする。

なお、「標高表示」及び「避難誘導標識」双方の内容を組み合わせて使用する場合も可とする。

また、標高表示板等には、管理部署名及び連絡先等を明示するものとする。

3 標高表示板等の設置位置

設置位置は電柱地際から1.2mから1.5mまでの間の30cmに設置する。

4 標高表示板等の設置方法

ステンレスバンドによる巻きつけ等により堅ろうに固定する。固定する材料は、十分な強度を持ち、耐久性に優れ、維持管理が容易で、かつ、付近の状況に調和した形状及び材質のものを使用するものとする。

以上

中京競馬場の災害拠点としての使用に関する覚書

令和4年4月1日締結

覚書

愛知県（以下「甲」という。）、豊明市（以下「乙」という。）、名古屋競馬株式会社（以下「丙」という。）及び日本中央競馬会中京競馬場（以下「丁」という。）は、甲及び乙が愛知県地域防災計画、豊明市地域防災計画に基づく災害発生時等（以下「災害発生時等」という。）の避難場所及び人員・物資の活動・配送拠点として、丙及び丁の管理する施設等を利用することに関し、以下のとおり覚書を交わす。

記

（提供施設等）

第1条 災害発生時等に丙及び丁が甲及び乙に提供する施設等は、次に掲げるものとし、各施設等の利用主体及び利用形態の区分については、別紙地図に掲げるとおりとする。

ただし、災害の規模及び被害の程度、丙及び丁の施設等の被害状況等によっては、提供施設等を一部制限又は縮小することがある。

施設管理者	施設名称	用 途	
		甲	乙
丙	東第1駐車場	活動・物資配送拠点 ※ヘリポートを含む	物資集配拠点 ※ヘリポートを含む
	東第5駐車場		活動拠点
丁	競馬場正門前広場		緊急避難場所（大火）
	敷田駐車場		緊急避難場所（大火）
共通	その他以上の施設に付属する設備		

（施設等の提供要請）

第2条 甲及び乙は、災害発生時等に、丙及び丁の管理する施設等の利用の必要が生じた時は、次の各号に掲げる内容を記載した文書をもって、その施設等を管理する者に施設等の提供要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請できるものとする。この場合は、事後に文書を提出するものとする。なお、緊急避難場所（大火）である競馬場正門前広場及び敷田駐車場は、要請を必要としないものとする。

- (1) 施設等の提供を受けようとする理由
- (2) 提供を受けようとする施設等の名称及び規模数量
- (3) 提供を受けようとする時期

(4) 連絡責任者の氏名及び連絡先

(5) その他必要な事項

2 緊急を要する場合の口頭要請は、次の緊急連絡網により、原則として電話で行うものとし、緊急連絡先等は、甲、乙、丙及び丁の各担当者において別に共有するものとする。



(甲及び乙の責務)

第3条 甲及び乙は、前条の規定に基づく丙及び丁の管理する施設等を利用する場合は、必ず次の各号に掲げる者を派遣し、丙及び丁の指名した担当職員と連携して、避難誘導に伴う混乱の防止と、丙及び丁の施設管理に必要な指示事項の厳守に努めるものとする。

(1) 連絡責任者

(2) 避難所駐在員

(3) その他丙及び丁が要請する者

(丙の責務)

第4条 丙は、甲及び乙から第2条の要請を受けたときは、すみやかに提供施設等の点検等受入れ態勢の確認を行い、施設等の管理に支障がない限り、甲及び乙の要請に協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲及び乙が提供を受けた施設等の経費の負担額、支払期日及び支払方法は、甲、乙、丙及び丁との間で協議して定める。

(賠償責任)

第6条 甲及び乙は、故意又は過失により施設等を滅失し、又は毀損したときは、丙及び丁の請求するところにより、その損害を賠償し、又は現状に回復しなければならない。

また、その賠償額、支払期日及び支払方法は、甲、乙、丙及び丁との間で協議して定める。

(協議)

第7条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合及び定めがない事項については、その都度甲、乙、丙及び丁との間で協議するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、甲、乙、丙及び丁の判断により対応し、事後速やかに協議確認するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の定めによる施設等の利用にあたっては、甲、乙、丙及び丁との

間で誠意をもって対応するものとする。

(適用)

第9条 この覚書は、令和4年4月1日から適用する。

この覚書の発効と同時に、平成30年2月21日付「中京競馬場の災害拠点としての使用に関する覚書」は廃止する。

この覚書の証として、本覚書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和4年4月1日

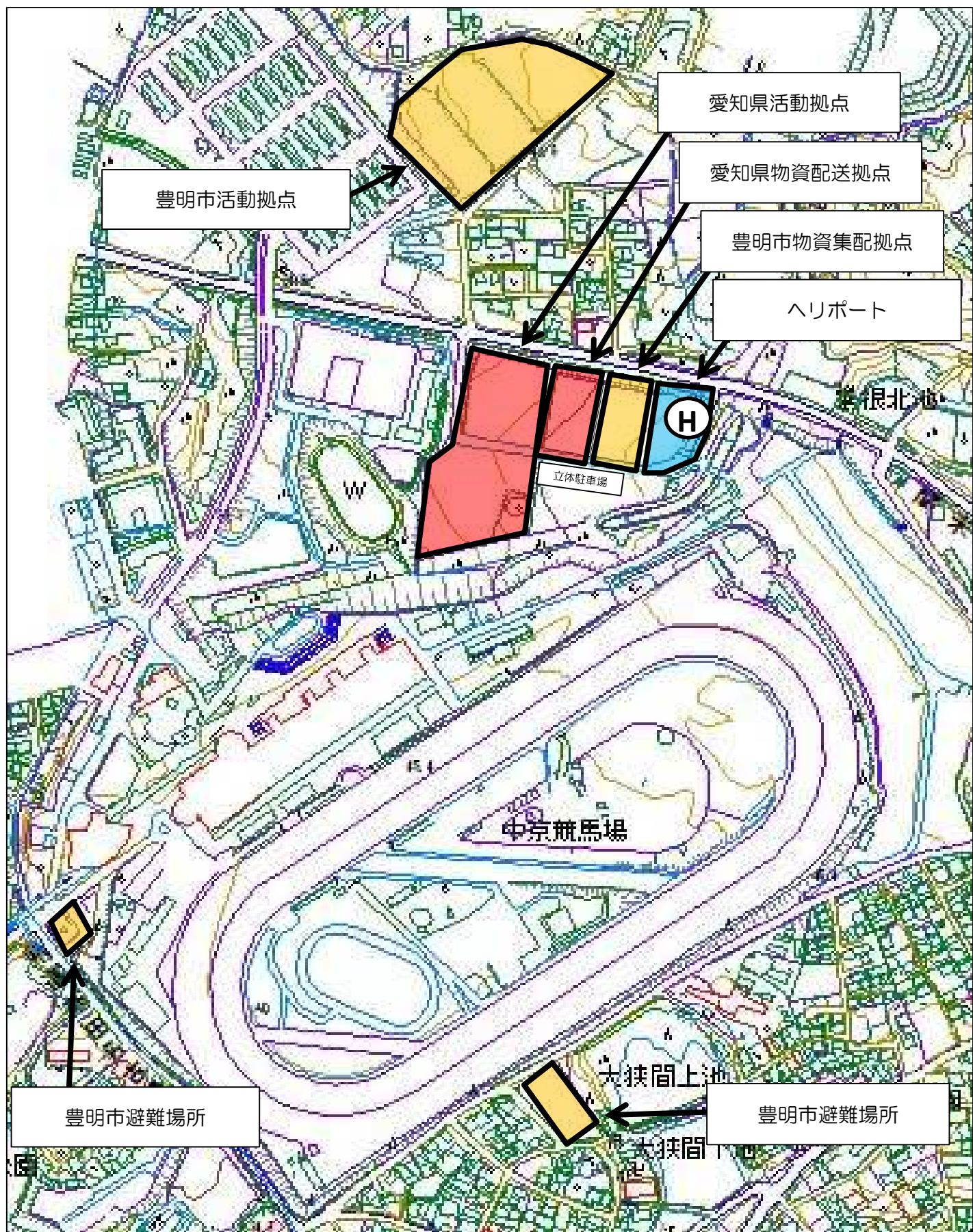
甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村秀章

乙 豊明市新田町子持松1番1
豊明市
豊明市長 小浮正典

丙 名古屋市緑区大将ヶ根一丁目2818番地
名古屋競馬株式会社
代表取締役社長 中西肇

丁 豊明市間米町敷田1225番地
日本中央競馬会中京競馬場
場長 清水康行

使 用 区 分



道の駅「とよはし」の防災活動拠点としての活用に関する協定書

国土交通省中部地方整備局（以下「甲」という。）、愛知県（以下「乙」という。）及び豊橋市（以下「丙」という。）とは、一般国道23号名豊道路に設置された道の駅「とよはし」（以下「道の駅」という。）の防災活動拠点としての活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、道の駅に関して、甲と丙が別途締結する『道の駅「とよはし」の管理に関する協定書』に定めるもののほか、道の駅の防災活動拠点としての活用の範囲などを定め、もって円滑な災害応急対策に資することを目的とする。

（防災活動拠点としての活用の範囲等）

第2条 この協定に基づく防災活動拠点としての活用（甲、乙及び丙の協議の上使用者が実施する訓練を含む。以下同じ。）は、別図「防災活用区分図」に定める4つに区分された範囲及び別表「防災活用区分表」に定める使用者及び用途により行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は協議の上、同項に規定する範囲並びに使用者及び用途を適宜変更することができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、使用者による防災活動拠点としての活用の妨げとなることがないように十分に配慮することとする。

（防災活動拠点としての活用の連絡）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定に基づき道の駅を防災活動拠点として活用するときは、別紙「連絡体制表」により相手方に連絡することとともに、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めるものとする。

（上水道等の使用料等の負担）

第4条 防災活動拠点としての活用に伴う道の駅の上水道、電気（自家発電燃料を含む。）及びガスの使用料等は、『道の駅「とよはし」の管理に関する協定書』に基づき、甲及び丙がそれぞれ負担するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙及び丙で協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、道の駅の供用開始の日から供用廃止又は登録抹消の日までとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成31年4月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

国土交通省中部地方整備局長

勢田 昌功

乙 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事

大村 秀章

丙 愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市長

佐原 光一

連絡体制表

1 連絡先

	区分	電話	FAX	
中部地方整備局 名古屋国道事務所	通常時	052-853-7324	052-841-2517	
	小規模災害時			
	大規模災害時	052-853-7330	052-853-7331	
愛知県防災安全局 防災部災害対策課	通常時	052-954-6193	052-954-6912	
	小規模災害時 (休日・夜間)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)	
	大規模災害時	052-971-7105	052-971-7106	
豊橋市 防災危機管理課	通常時	0532-51-3116	0532-56-2122	
	小規模災害時	0532-51-2055		
	大規模災害時			

※大規模災害時とは、災害救助法が適用される場合とする

2 施設の活用に関する連絡経路

エリア	連絡先	市が活用する場合の連絡経路	県が活用する場合の連絡経路
Ⓐ	豊橋市	—	愛知県⇒豊橋市
Ⓑ	国土交通省 名古屋国道事務所	豊橋市⇒名古屋国道事務所	愛知県⇒名古屋国道事務所
Ⓒ	国土交通省 名古屋国道事務所	豊橋市⇒名古屋国道事務所	愛知県⇒名古屋国道事務所
Ⓓ	豊橋市	—	—

○別図 「防災活用区分図」



○別表 「防災活用区分表」

使用者 【用途】	段階	(A)		(B)		(C)		(D)	
		発災後 ～24時間	道路利用者及び施設利用者 【一時避難場所】	自衛隊	【被害状況の把握、捜索救助活動】	国土交通省	【TEC-FORCE 道路啓開】	豊橋市	【防災備蓄倉庫】
	24時間 ～72時間	【被害状況の把握、捜索救助活動】	自衛隊	消防、警察、海上保安庁	【被害状況の把握、捜索救助活動】	自衛隊	【被害状況の把握、捜索救助活動】	自衛隊	【被害状況の把握、捜索救助活動】
	72時間 以降	応援自治体、協定締結事業者 【災害協定事業者等による物資供給その他の活動拠点】			【災害協定事業者等による物資供給その他の活動拠点】				

災害時における「道の駅 筆柿の里・幸田」施設使用に関する協定書

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長(以下「甲」という。)、愛知県知事(以下「乙」という。)及び幸田町長(以下「丙」という。)は、幸田町内及びその周辺で発生した災害時における救援部隊(自衛隊、警察、消防等)の活動拠点として、一般国道23号(愛知県額田郡幸田町大字須美字東山17番地5)にある「道の駅 筆柿の里・幸田」(以下「道の駅」という。)施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、道の駅を災害時における救援部隊の活動拠点として使用される際の範囲等を定め、もって円滑な災害応急対策に資することを目的とする。

(使用施設等)

第2条 甲及び丙は、丙の地域防災計画に基づき、道の駅を災害時における救援部隊の活動拠点として使用する場合は、次に掲げる甲及び丙が所有する施設を使用させることができるものとする。

(1)甲の所有施設：駐車施設、衛生施設、情報提供施設

(2)丙の所有施設：地域振興施設

(適切な管理運営)

第3条 甲、乙及び丙は、使用施設等を災害時における救援部隊の活動拠点として使用するため、その管理運営に協力するものとする。
また、適切な管理運営ができるように、甲、乙及び丙は1年に1回以上訓練等を行うものとする。

(使用期間)

第4条 災害時における救援部隊の活動拠点としての使用期間は、当該活動拠点として開設する時から閉鎖する時までとする。

(使用料等)

第5条 災害時における救援部隊の活動拠点として使用されることにより生じる上下水道、電気等の各使用料は、「一般国道23号 道の駅『筆柿の里・幸田』の管理に関する覚書」に従い、甲、丙がそれぞれ負担するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、本協定締結日から道の駅の供用廃止、又は登録抹消日までとする。

(疑義)

第7条 本協定について疑義が生じた時、又は本協定書に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙及び丙は協議の上、これを定めるものとする。

令和2年3月17日

(甲) 国土交通省中部地方整備局
名古屋国道事務所長 五十川 泰史 (印)

(乙) 愛知県知事 大村 秀章 (印)

(丙) 幸田町長 成瀬 敦 (印)

災害時における「道の駅 筆柿の里・幸田」施設使用に関する協定書 (第1回変更)

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長（以下「甲」という。）と愛知県知事（以下「乙」という。）及び幸田町長（以下「丙」という。）は、令和2年3月17日付けで締結した「災害時における「道の駅 筆柿の里・幸田」施設使用に関する協定書」（以下「原協定」という。）第7条に基づき、次のとおり協定を締結する。

第1条 原協定第2条を次のとおり変更する。

甲及び丙は、丙の地域防災計画に基づき、道の駅を災害時における救援部隊の活動拠点として使用する場合は、次に掲げる甲及び丙が所有する施設を使用させることができるものとする。

- (1) 甲の所有施設：駐車施設、衛生施設、情報提供施設、衛星携帯電話
- (2) 丙の所有施設：地域振興施設

第2条 原協定書第3条を次のとおり変更する。

甲、乙及び丙は、使用施設等を災害時における救援部隊の活動拠点として使用するため、その管理運営に協力するものとする。

また、災害時に適切な管理運営ができるよう、甲、乙及び丙は、協力して、防災トイレ、非常用発電機、衛星携帯電話を活用した防災訓練を1年に1回以上実施するものとする。

第3条 この協定書に定めのない事項については原協定のとおりとする。

令和2年10月26日

甲 国土交通省中部地方整備局

名古屋国道事務所長

五十川 泰史

乙 愛知県知事

大村 秀章

丙 幸田町長

成瀬 敦

災害時における道の駅 「どんぐりの里いなぶ」施設使用に関する協定書

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長(以下「甲」という。)、愛知県知事(以下「乙」という。)及び豊田市長(以下「丙」という。)は、豊田市内及びその周辺で発生した災害時における救援部隊(自衛隊、警察、消防等)の活動拠点として、一般国道153号(愛知県豊田市武節町針原4-1)にある道の駅「どんぐりの里いなぶ」(以下「道の駅」という。)施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、道の駅を災害時における救援部隊の活動拠点として使用される際の範囲等を定め、もって災害応急対策を行う際の円滑な施設使用に資することを目的とする。

(使用施設等)

第2条 甲及び丙は、丙の地域防災計画に基づき、道の駅を災害時における救援部隊の活動拠点として使用する場合は、次に掲げる甲及び丙が所有する施設を使用させることができるものとする。

- (1)甲の所有施設：衛生施設、植栽帯、駐車帯等、道路情報施設
- (2)丙の所有施設：地域振興施設(イベント広場、路線バス等乗降場)

(適切な管理運営)

第3条 甲、乙及び丙は、使用施設等を災害時における救援部隊の活動拠点として使用するため、その管理運営に協力するものとする。
また、適切な管理運営ができるように、甲、乙及び丙は1年に1回以上訓練等を行うものとする。

(使用期間)

第4条 災害時における救援部隊の活動拠点としての使用期間は、当該活動拠点として開設する時から閉鎖する時までとする。

(使用料等)

第5条 災害時における救援部隊の活動拠点として使用されることにより生じる上下水道、電気等の各使用料は、「一般国道153号に設置した道路施設の管理に関する覚書」に従い、甲、丙がそれぞれ負担するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、本協定締結日から道の駅の供用廃止、又は登録抹消日までとする。

(疑義)

第7条 本協定について疑義が生じた時、又は本協定書に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙及び丙は協議の上、これを定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 日

(甲) 国土交通省中部地方整備局
名古屋国道事務所長 五十川 泰史

(乙) 愛知県知事 大村 秀章

(丙) 豊田市長 太田 稔彦

災害時における道の駅「にしお岡ノ山」施設使用に関する協定書

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長(以下「甲」という。)、愛知県知事(以下「乙」という。)及び西尾市長(以下「丙」という。)は、西尾市内及びその周辺で発生した災害時における救援部隊(自衛隊、警察、消防等)の活動拠点として、一般国道23号(愛知県西尾市小島町岡ノ山105番地57)にある道の駅「にしお岡ノ山」(以下「道の駅」という。)施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、道の駅を災害時における救援部隊の活動拠点として使用する際の範囲等を定め、もって災害応急対策を行う際の円滑な施設使用に資することを目的とする。

(使用施設等)

第2条 丙の地域防災計画に基づき、道の駅を災害時における救援部隊の活動拠点として使用する場合、甲及び丙は次に掲げる所有施設を使用させることができるものとする。

(1)甲の所有施設：道路情報提供施設、衛生施設、駐車場等、植栽帯、歩道等

(2)丙の所有施設：地域振興施設、駐車場等

(適切な管理運営)

第3条 甲、乙及び丙は、使用施設等を災害時における救援部隊の活動拠点として使用するため、その管理運営に協力するものとする。

また、適切な管理運営ができるように、甲、乙及び丙は1年に1回以上訓練等を行うものとする。

(使用期間)

第4条 災害時における救援部隊の活動拠点としての使用期間は、当該活動拠点として開設する時から閉鎖する時までとする。

(使用料等)

第5条 災害時における救援部隊の活動拠点として使用されることにより生じる上下水道、電気等の各使用料は、「一般国道23号に設置した道路施設の管理に関する覚書」に従い、甲、丙がそれぞれ負担するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、本協定締結日から道の駅の供用廃止、又は登録抹消日までとする。

(疑義)

第7条 本協定について疑義が生じた時、又は本協定書に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙及び丙は協議の上、これを定めるものとする。

令和3年3月31日

(甲) 国土交通省中部地方整備局
名古屋国道事務所長 五十川 泰史

(乙) 愛知県知事 大村 秀章

(丙) 西尾市長 中村 健

災害時における物流施設の使用等に関する覚書

愛知県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合における乙の施設の使用等に関して、甲及び乙の間で2018年5月31日に締結した「愛知県と佐川急便株式会社との連携・協力に関する包括協定」（以下「本協定」という。）の合意事項に則り、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（覚書の趣旨）

第1条 本覚書は、県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、緊急物資を受け入れ、市町村の物資拠点等に向けて送り出すための拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）として、甲が乙に対して、施設の使用等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、様式第1号により乙に対し協力を文書で要請する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 広域物資輸送拠点の運営に必要な場所の提供
- (2) 広域物資輸送拠点の運営に必要な人員の派遣
- (3) 広域物資輸送拠点の運営に必要な資機材等の提供
- (4) その他甲が必要とする業務

2 甲は、乙が前項の協力をを行うために必要がある場合は、広域物資輸送拠点としての機能確保のために必要な支援に努める。

（提供施設）

第3条 災害時等に甲が広域物資輸送拠点として使用できる乙の施設は、被災状況や地理的条件等を踏まえ、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（承認及び承認の取消）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その重要性を考慮し、すみやかに施設等の点検や受け入れ態勢の確認を行い、通常業務や施設管理等に支障がない限り、様式第2号によりその使用を文書で承認するものとする。ただし、文書をもって承認するいとまがないときは、電話又は口頭で承認し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙が乙の施設を使用する必要が生じたときは、乙は使用承認を取り消すことができる。

(広域物資輸送拠点の運営の終了)

第5条 甲は、広域物資輸送拠点の運営を終了した場合、その旨を乙に対して連絡するとともに、乙の施設を現状に復し速やかに乙に引き渡す。

(使用期間)

第6条 乙の施設の使用期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、被災状況に応じて、甲及び乙が協議して延長することができるものとする。

(物資の緊急輸送)

第7条 災害時等における物資の緊急輸送については、甲及び一般社団法人愛知県トラック協会（以下「協会」という。）の間に締結した「災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定」に基づき、甲から要請を受けた協会が協会員に実施させることになるが、乙は協会から依頼を受けた場合は、特別な事由がない限り、通常業務に優先して緊急輸送を実施する。

(費用の負担)

第8条 第2条の要請により、乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害直前における適正な価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(防災訓練等への参加)

第10条 甲及び乙は、本覚書に定める事項が円滑に行われるよう、相互の防災訓練等に参加するように努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、本覚書に基づく業務に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知するものとする。

(事故による損害)

第12条 乙の作業遂行中に発生した事故による損害については、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、直接かつ現実に生じた損害の範囲で乙が負担するものとする。

(協議)

第13条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第14条 本覚書に関して紛争が生じた場合は、甲及び乙が協議して解決を図るものとする。

(有効期間)

第15条 本覚書は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって本覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

2 本覚書の有効期間中といえども本協定が終了もしくは失効した場合には、本覚書も自動的に終了するものとする。ただし、甲乙いずれかの債務に未履行の部分があるときには、その履行が完了するまでは本覚書はなお効力を存続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月16日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙　愛知県小牧市三ツ渕惣作1350
佐川急便株式会社
中京支店長 広瀬 祐幸

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

佐川急便株式会社
様

愛知県知事 印

施設の使用等に関する要請について

「災害時における物流施設の使用等に関する覚書」第2条の規定に基づき、下記の施設の使用等を要請します。

記

1 使用する施設名等

(1) 施設名

(2) 使用期間

2 広域物資輸送拠点の運営のために必要となるもの

(1) 人員の派遣

業務内容	派遣期間	人数

(2) 資機材等の提供

資機材等の名称	使用期間	数量

(3) その他

様式第2号（第4条関係）

年　月　日

愛知県知事

様

佐川急便株式会社

印

施設の使用等に関する承認について

年　月　日付け　　第　　号により要請のあった施設の使用等について、「災害時における物流施設の使用等に関する覚書」第4条の規定に基づき承認します。

災害時における物流施設の使用等に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合における乙の施設の使用等について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 本協定は、県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、緊急物資を受け入れ、市町村の物資拠点等に向けて送り出すための拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）として、甲が乙に対して、施設の使用等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、様式第1号により乙に対し協力を文書で要請する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 広域物資輸送拠点の運営に必要な場所の提供
- (2) 広域物資輸送拠点の運営に必要な人員の派遣
- (3) 広域物資輸送拠点の運営に必要な資機材等の提供
- (4) その他甲が必要とする業務

2 甲は、乙が前項の協力をを行うために必要がある場合は、広域物資輸送拠点としての機能確保のために必要な支援に努める。

3 甲は、物資拠点としての場所の提供について被災市町村から甲に要請があったときは、乙を市町村に斡旋することができるものとする。

（提供施設）

第3条 災害時等に甲が広域物資輸送拠点として使用できる乙の施設は、別紙に掲げるもののほか、被災状況や地理的条件等を踏まえ、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（承認及び承認の取消）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その重要性を考慮し、すみやかに施設等の点検や受け入れ態勢の確認を行い、通常業務や施設管理等に支障がない限り、様式第2号によりその使用を文書で承認するものとする。ただし、文書をもって承認するいとまがないときは、電話又は口頭で承認し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙が乙の施設を使用する必要が生じたときは、乙は使用承認を取り消すことができる。

(広域物資輸送拠点の運営の終了)

第5条 甲は、広域物資輸送拠点の運営を終了した場合、その旨を乙に対して連絡するとともに、乙の施設を現状に復し速やかに乙に引き渡す。

(使用期間)

第6条 乙の施設の使用期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、被災状況に応じて、甲及び乙が協議して延長することができるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請により、乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害直前における適正な価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(防災訓練等への参加)

第9条 甲及び乙は、本協定に定める事項が円滑に行われるよう、相互の防災訓練等に参加するように努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任

者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知するものとする。

(事故による損害)

第11条 乙の作業遂行中に発生した事故による損害については、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第13条 本協定に関して紛争が生じた場合は、甲及び乙が協議して解決を図るものとする。

(有効期間)

第14条 本協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月16日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県豊田市生駒町切戸21番1
ヤマト運輸株式会社
執行役員 中部支社長 樽見 宏

別紙（第3条関係）

施設名称	所 在 地	備考
中部ゲートウェイ（中部支社）	豊田市生駒町切戸 21-1	
名古屋主管支店	名古屋市港区藤前 5-401-1	
小牧主管支店	小牧市新小木 2-8	
愛知主管支店	長久手市前熊寺田 18	

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

ヤマト運輸株式会社
様

愛知県知事 印

施設の使用等に関する要請について

「災害時における物流施設の使用等に関する協定」第2条の規定に基づき、下記の施設の使用等を要請します。

記

1 使用する施設名等

(1) 施設名

(2) 使用期間

2 広域物資輸送拠点の運営のために必要となるもの

(1) 人員の派遣

業務内容	派遣期間	人数

(2) 資機材等の提供

資機材等の名称	使用期間	数量

(3) その他

様式第2号（第4条関係）

年　月　日

愛知県知事

様

ヤマト運輸株式会社

印

施設の使用等に関する承認について

年　月　日付け　第　　号により要請のあった施設の使用等について、
「災害時における物流施設の使用等に関する協定」第4条の規定に基づき承認します。

災害時における物流施設の使用等に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と西濃運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合における乙の施設の使用等について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 本協定は、県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、緊急物資を受け入れ、市町村の物資拠点等に向けて送り出すための拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）として、甲が乙に対して、施設の使用等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、様式第1号により乙に対し協力を文書で要請する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 広域物資輸送拠点の運営に必要な場所の提供
- (2) 広域物資輸送拠点の運営に必要な資機材等の提供
- (3) その他甲が必要とする業務

2 甲は、乙が前項の協力をを行うために必要がある場合は、広域物資輸送拠点としての機能確保のために必要な支援に努める。

3 甲は、物資拠点としての場所の提供について被災市町村から甲に要請があったときは、乙を市町村に斡旋することができるものとする。

（提供施設）

第3条 災害時等に甲が広域物資輸送拠点として使用できる乙の施設は、被災状況や地理的条件等を踏まえ、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（承認及び承認の取消）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その重要性を考慮し、すみやかに

施設等の点検や受け入れ態勢の確認を行い、通常業務や施設管理等に支障がない限り、様式第2号によりその使用を文書で承認するものとする。ただし、文書をもって承認するいとまがないときは、電話又は口頭で承認し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙が乙の施設を使用する必要が生じたときは、乙は使用承認を取り消すことができる。

(広域物資輸送拠点の運営の終了)

第5条 甲は、広域物資輸送拠点の運営を終了した場合、その旨を乙に対して連絡するとともに、乙の施設を現状に復し速やかに乙に引き渡す。

(使用期間)

第6条 乙の施設の使用期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、被災状況に応じて、甲及び乙が協議して延長することができるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請により、乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害直前における適正な価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(防災訓練等への参加)

第9条 甲及び乙は、本協定に定める事項が円滑に行われるよう、相互の防災訓練等に参加するように努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知するものとする。

(事故による損害)

第11条 乙の作業遂行中に発生した事故による損害については、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑惑が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第13条 本協定に関して紛争が生じた場合は、甲及び乙が協議して解決を図るものとする。

(有効期間)

第14条 本協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月16日

甲　　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
　　　　愛知県知事 大村 秀章

乙　　名古屋市中川区柳川町14-15
　　　　西濃運輸株式会社
　　　　取締役執行役員 名古屋エリア統括マネージャー
　　　　山本 英之

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

西濃運輸株式会社
様

愛知県知事 印

施設の使用等に関する要請について

「災害時における物流施設の使用等に関する協定」第2条の規定に基づき、下記の施設の使用等を要請します。

記

1 使用する施設名等

(1) 施設名

(2) 使用期間

2 広域物資輸送拠点の運営のために必要となるもの

(1) 人員の派遣

業務内容	派遣期間	人数

(2) 資機材等の提供

資機材等の名称	使用期間	数量

(3) その他

様式第2号（第4条関係）

年　月　日

愛知県知事

様

西濃運輸株式会社

印

施設の使用等に関する承認について

年　月　日付け 第　　号により要請のあった施設の使用等について、
「災害時における物流施設の使用等に関する協定」第4条の規定に基づき承認します。

災害時における物流施設の使用等に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と名鉄運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合における乙の施設の使用等について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 本協定は、県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、緊急物資を受け入れ、市町村の物資拠点等に向けて送り出すための拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）として、甲が乙に対して、施設の使用等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、様式第1号により乙に対し協力を文書で要請する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 広域物資輸送拠点の運営に必要な場所の提供
- (2) 広域物資輸送拠点の運営に必要な人員の派遣
- (3) 広域物資輸送拠点の運営に必要な資機材等の提供
- (4) その他甲が必要とする業務

2 甲は、乙が前項の協力をを行うために必要がある場合は、広域物資輸送拠点としての機能確保のために必要な支援に努める。

3 甲は、物資拠点としての場所の提供について被災市町村から甲に要請があったときは、乙を市町村に斡旋することができるものとする。

（提供施設）

第3条 災害時等に甲が広域物資輸送拠点として使用できる乙の施設は、被災状況や地理的条件等を踏まえ、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（承認及び承認の取消）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その重要性を考慮し、すみやかに施設等の点検や受け入れ態勢の確認を行い、通常業務や施設管理等に支障がない限り、様式第2号によりその使用を文書で承認するものとする。ただし、文書をもって承認するいとまがないときは、電話又は口頭で承認し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙が乙の施設を使用する必要が生じたときは、乙は使用承認を取り消すことができる。

(広域物資輸送拠点の運営の終了)

第5条 甲は、広域物資輸送拠点の運営を終了した場合、その旨を乙に対して連絡するとともに、乙の施設を現状に復し速やかに乙に引き渡す。

(使用期間)

第6条 乙の施設の使用期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、被災状況に応じて、甲及び乙が協議して延長することができるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請により、乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害直前における適正な価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(防災訓練等への参加)

第9条 甲及び乙は、本協定に定める事項が円滑に行われるよう、相互の防災訓練等に参加するように努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任

者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知するものとする。

(事故による損害)

第11条 乙の作業遂行中に発生した事故による損害については、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第13条 本協定に関して紛争が生じた場合は、甲及び乙が協議して解決を図るものとする。

(有効期間)

第14条 本協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月16日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙　名古屋市東区葵二丁目12番8号
名鉄運輸株式会社
専務取締役 グループ管理本部長 近藤 乗弘

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

名鉄運輸株式会社
様

愛知県知事 印

施設の使用等に関する要請について

「災害時における物流施設の使用等に関する協定」第2条の規定に基づき、下記の施設の使用等を要請します。

記

1 使用する施設名等

(1) 施設名

(2) 使用期間

2 広域物資輸送拠点の運営のために必要となるもの

(1) 人員の派遣

業務内容	派遣期間	人数

(2) 資機材等の提供

資機材等の名称	使用期間	数量

(3) その他

様式第2号（第4条関係）

年　月　日

愛知県知事

様

名鉄運輸株式会社

印

施設の使用等に関する承認について

年　月　日付け 第　　号により要請のあった施設の使用等について、
「災害時における物流施設の使用等に関する協定」第4条の規定に基づき承認しま
す。

災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し又は発生する恐れがある場合の物資等の緊急輸送等の業務を適正かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して、物資等の緊急輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、必要に応じて中部運輸局の協力を得て、様式第1号により災害の状況及び応援を要する事由等を示した文書により乙に対し協力を要請する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害時等における物資等の緊急輸送
- （2）別表に掲げる県広域物資輸送拠点の運営に必要となる資機材等の提供
- （3）愛知県災害対策本部等への物流専門家（作業指揮者及び技能者等）の派遣
- （4）中部トラック総合研修センター（以下「研修センター」という。）の使用及び資機材等の提供
- （5）県広域物資輸送拠点が使用できない場合等における民間物流施設及び資機材等の提供

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、所属する協会員に対して、特別の事由がない限り、通常業務に優先して本協定に基づく物資等の緊急輸送等（以下「緊急輸送等」という。）を実施させるものとする。

（研修センターの使用期間）

第4条 研修センターの使用期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、被災状況に応じて、甲及び乙が協議して延長することができるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告するいとまがないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の要請により、乙又は乙の協会員が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、甲及び乙が協議して決定するものとする。ただし、研修センターの使用に伴う経費については、協会員が使用する際の価格を基準に、甲及び乙が協議して決定することとする。
- 3 第2項の費用のうち、輸送車両に係る運賃については、輸送に従事する乙の協会員が災害発生時直前において、国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準とする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 前条第1項の規定により甲が費用を負担するときは、乙又は乙の協会員は、業務の終了後、実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、費用を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払わなければならない。

(事故発生時の取扱い)

第8条 乙は、緊急輸送等の際に事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

- 2 乙は、事故や車両等の故障その他の事由により、緊急輸送等の継続が困難な事由が発生した場合は、速やかに代替手段の確保等必要な措置を講じ、緊急輸送等を継続しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙の措置にもかかわらず、なお緊急輸送等の継続が困難な場合は、乙は速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、緊急輸送等の際に、乙の責めに帰する事由により緊急輸送等に従事した者及び第3者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、緊急輸送等の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより起因し、その者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は身体障害を有することとなったときは、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年12月24日愛知県条例35号）」に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(燃料の確保)

第11条 甲は、災害時等における緊急輸送等の用に供する車両に係る燃料の確保に努めることとする。

(関係市町村との連絡)

第12条 災害時における物資等の緊急輸送等の業務の実施にあたり必要な関係市町村との連絡調整業務は、原則として甲において実施する。

(被災都道府県の応援)

第13条 甲が、被災した都道府県への協力又は応援を行う場合、乙は本協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(連絡窓口)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づく物資等の緊急輸送等の業務に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知するものとする。

(平常時における連絡会等の開催)

第15条 甲及び乙は、本協定に基づく物資等の緊急輸送等の業務を円滑に実施するため、必要に応じて中部運輸局の協力を得て、平常時から相互の情報交換、意見交換を目的とする連絡会等を開催する。

(実施細目)

第16条 本協定に基づく物資等の緊急輸送等の業務の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第17条 本協定は、県内市町村等の緊急輸送等に関する協定を排除するものではない。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間) .

第19条 本協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(附則) .

第20条 平成16年3月24日付け締結の協定については、本協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月14日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事

大 村 秀 章

乙 名古屋市瑞穂区新開町12番6号

一般社団法人愛知県トラック協会

会 長

小 幡 錠 伸

別表（第2条関係）

広域物資輸送拠点	所有者 (管理課室)	所在地
愛・地球博記念公園	愛知県 (公園緑地課)	長久手市茨ヶ廻間
豊橋市総合体育館	豊橋市	豊橋市神野新田町字メノ割1番地の3
岡崎中央総合公園	岡崎市	岡崎市高隆寺字峠1
中小企業振興会館	名古屋市	名古屋市千種区吹上2-6-3
愛知県一宮総合運動公園	愛知県 (保健体育スポーツ課)	一宮市千秋町佐野字向農756

(代替施設)

代替施設	所有者 (管理課室)	所在地
愛知県体育館	愛知県 (保健体育スポーツ課)	名古屋市中区二の丸1番1号
名古屋港 (名古屋市国際展示場)	名古屋市	名古屋市港区金城ふ頭2-2
名古屋港 (金城ふ頭5, 6, 12号上屋)	名古屋港管理組合	名古屋市港区金城ふ頭3-1
大高緑地	愛知県 (公園緑地課)	名古屋市緑区大高町、鳴海町一帯

様式第1号（第2条関係）

第
平成 年 月 日 号

一般社団法人 愛知県トラック協会会長 様

愛知県知事 氏 名

災害時等における物資等の緊急輸送等の要請について

このことについて、災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書第2条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害の状況及び応援をする事由

2 応援を必要とする車両・輸送内容等

必要とする車両数、車種、人員	輸送期間（日時）及び輸送場所（区間）	集合場所又は物資積込み場所又は荷下ろし場所	輸送品目
車両数 台 車種 人 員	輸送期間 (自) 月 日 (至) 月 日 輸送場所 から まで		

（適宜行を追加すること）

3 物流専門家（作業指揮者及び技能者等）の派遣

派遣場所	派遣期間	人数	必要な技能等
	期間 (自) 月 日 (至) 月 日		

（適宜行を追加すること）

4 中部トラック総合研修センターの使用の有無と使用期間

5 民間物流施設の名称及び使用期間等

民間物流施設名	使用期間	取扱品目
	期間 (自) 月 日 (至) 月 日	

（適宜行を追加すること）

6 資機材等の名称及び使用期間等

資機材等の名称	数量	使用期間	使用施設の名称
		期間 (自) 月 日 (至) 月 日	

（適宜行を追加すること）

7 その他必要な事項

様式第2号（第5条関係）

第
平成 年 月 日 号

愛知県知事 氏名様

一般社団法人愛知県トラック協会会長 氏名

災害時等における物資等の緊急輸送等の報告について

このことについて、災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 緊急輸送の内容

運送に従事した事業者名、車両数、車種及び人員	輸送期間（日時）及び輸送場所（区間）及び走行距離	輸送品目（品名及び数量）	その他必要な事項
事業者名			
車種（最大積載量）			
車両数 人 員	台 人		

（適宜行を追加すること）

2 物流専門家（作業指揮者及び技能者等）の派遣

派遣者氏名	実施した業務	派遣期間	勤務時間
		期間（自） （至） 月 日 月 日	

（適宜行を追加すること）

3 中部トラック総合研修センターの使用施設及び使用期間等

4 民間物流施設の使用状況等

民間物流施設名	使用期間	取扱品目
	期間（自） （至） 月 日 月 日	

（適宜行を追加すること）

5 資機材等の名称及び使用期間等

資機材等の名称	数量	使用期間	使用施設の名称
		期間（自） （至） 月 日 月 日	

（適宜行を追加すること）

6 その他必要な事項

大規模災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、大規模災害時等における物資等の緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲が災害対策本部を設置し、かつ甲の区域内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用となる等の大規模災害が発生した場合等において、甲が乙に対して、物資等の緊急輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、前項に掲げる場合等において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により災害の状況及び応援を要する事由等を示して文書で行う。ただし、特別の事情により、文書で要請することができないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次に掲げる業務とする。

一 甲の区域外に所在する物資等の甲が開設する広域物資輸送拠点又は甲が指定する場所までの緊急輸送

二 その他災害時物流に関し、甲が必要とする業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員に対して、物資等の緊急輸送等を優先的に実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害直前における適正な価格を基準として甲及び乙が協議して決定する。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、前条に定める費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、

甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月11日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 和佐見 勝

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長様

愛知県知事 氏 名

大規模災害時等における物資等の緊急輸送等の要請について

のことについて、大規模災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 応援を必要とする緊急輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間 (自) (至)	輸送区間 (積み込み場所) (荷下ろし場所)	備考
		月 日 月 日		

（適宜行を追加すること）

3 その他必要な業務

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

愛知県知事様

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 氏名

大規模災害時等における物資等の緊急輸送等の報告について
このことについて、大規模災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 応援を実施した緊急輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	従事人員	従事車両数	備考
			(積み込み場所) (荷下ろし場所)			

(適宜行を追加すること)

2 その他応援を実施した業務

災害発生時等の物資の保管等に関する協定書

岐阜県(以下「甲」という。)、愛知県(以下「乙」という。)及び三重県(以下「丙」という。)と東海倉庫協会(以下「丁」という。)は、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送に係る物資(以下「物資」という。)の保管、物流専門家、作業指揮者及び技能者(以下「物流専門家等」という。)の派遣、災害時物流に必要な荷役機械及び資機材(以下「資機材等」という。)の供出等に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲、乙及び丙の各県から丁に対して行う物資の保管、物流専門家等の派遣及び資機材等の供出等の要請に関する必要事項を定める。

(物資の保管に関する要請)

第2条 甲、乙及び丙の各県は、物資を保管する上で、丁の応援を必要と認めるときは、丁に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 必要とする保管倉庫の地域
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 主な保管品目及び数量
- (5) その他参考となる事項

2 丁は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

(物流専門家等の派遣及び資機材等の供出等の要請)

第3条 甲、乙及び丙の各県は、円滑な災害時物流を実施する上で、丁の応援を必要と認めるときは、丁に対し、物流専門家等の斡旋及び資機材等の供出等の手配を要請する。

2 丁は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

(保管倉庫(場所)の選定等)

第4条 丁は、第2条の要請があったときは、速やかに災害時において活用する保管倉庫(場所)を要請県毎に選定し、次に掲げる事項を文書により報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 物資の保管を行う事業者名(必要とする保管場所に事業者がないときはその旨)
- (2) 保管倉庫(場所)の所在地、名称、面積
- (3) 保管期間
- (4) 保管品目及び数量
- (5) その他

2 丁は、前条の要請があったときは、次に掲げる事項を文書により要請県に報告する。ただし、

文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 幹旋する者の所属及び氏名、連絡先
- (2) 幹旋する者の従事可能期間及び従事可能場所
- (3) 手配する荷役機械及び資機材の名称、数量
- (4) その他

(物資の保管に要した経費の負担)

第5条 第2条第1項の規定に基づく物資の保管に要した費用及び第3条第1項の規定に基づく資機材等の供出に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額）は、甲、乙及び丙の各県がそれぞれ負担する。

- 2 前項の費用のうち倉庫に係る保管料及び荷役料は、災害発生時の丁の加盟事業者が定める料金を基準として、甲、乙及び丙の各県と丁の協議の上、決定する。
- 3 丁は、前項の決定をする前に、前条第1項第1号の事業者の同意を得なければならない。

(物流専門家等の派遣に要した経費の負担)

第6条 第3条第1項の規定に基づく丁の幹旋により、物流専門家等の派遣に要した費用の負担については、災害救助法施行令第3条により各県が定める規則の規定を基準とし、甲、乙及び丙の各県と丁の協議の上、決定する。

- 2 丁は、前項の決定をする前に、派遣された物流専門家等の所属する事業者（以下「派遣事業者」という。）の同意を得なければならない。

(経費の支払い)

第7条 丁は、第5条の規定により甲、乙及び丙の各県が負担することとなる費用を、甲、乙及び丙の各県にそれぞれ請求する。

- 2 派遣事業者は、前条の規定により甲、乙及び丙の各県が負担することとなる費用を、甲、乙及び丙の各県にそれぞれ請求する。
- 3 甲、乙及び丙の各県は、前2項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

(事故等)

第8条 事故の発生等により第4条第1項第1号の事業者による物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、丁は、速やかに他の倉庫（トラックターミナル）の提供その他の措置を講じ物資の継続保管に努める。

- 2 丁は、物資の保管の実施に際し事故が発生したときは、当該物資の保管を依頼した県に対し速やかにその状況を報告する。

(災害補償)

第9条 本協定に基づき丁の幹旋により業務に従事した物流専門家等が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなったときは、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲、乙及び丙並びに丁は誠意をもって協議

する。

- (1) 当該業務に従事する物流専門家等の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、丁又は当該業務に従事する物流専門家等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(関係市町村との連絡)

第10条 本協定に基づく物資の保管等に係る業務の実施に当たり、必要となる関係市町村との連絡調整は、原則として当該市町村を区域内にもつ甲、乙及び丙の各県がそれぞれ実施する。

(情報提供)

第11条 甲、乙及び丙の各県は、丁と各県がそれぞれ知り得た災害に関する諸情報をお互いに提供するよう努める。

(担当部署及び連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙の各県は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

- 2 丁は、甲、乙及び丙の各県に、それぞれ連絡責任者を選定する。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。

(情報連絡会)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、災害発生時等における円滑な物資の保管等を実現するため、平常時から相互の情報共有、意見交換等を目的とする情報連絡会を開催する。

- 2 前条の情報連絡会の運営その他、開催に関する必要な事項は別に定める。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲、乙及び丙の各県が丁と協議の上、それぞれ別に定める実施細目で決定する。

(協議)

第15条 この協定に定めがない事項について疑義が生じた時は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までの間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

(協定の改訂)

第17条 この協定は、甲、乙、丙及び丁のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は改訂することができる。

(実施日)

第18条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書を4通作成し、各者記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 岐阜県岐阜市薮田南二丁目1番1号

岐 阜 県

代表者 岐阜県知事 古 田 肇

乙 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛 知 県

代表者 愛知県知事 大 村 秀 章

丙 三重県津市広明町13番地

三 重 県

代表者 三重県知事 鈴 木 英 敬

丁 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号

東海倉庫協会

会 長 白 石 好 孝

災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県バス協会（以下「乙」という。）とは、愛知県内で地震等の大規模災害が発生し、被災市町村に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、愛知県災害対策本部を設置した場合におけるバスによる緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員に対して協力を要請するものとし、乙又は乙の協会員は可能な限りこの要請に応ずるものとする。
- 2 要請は、甲が別に定める文書をもって乙又は乙の協会員に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - 3 甲は、前項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。
 - 4 乙又は乙の協会員は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。
 - 5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

（業務の内容）

- 第2条 この協定により、甲が乙又は乙の協会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
- (1) 災害応急対策に必要な要員の輸送業務
 - (2) 被災者（滞留者を含む。）の搬送業務
 - (3) ボランティアの輸送業務
 - (4) その他バスによる支援業務

（緊急通行車両等の取扱い）

- 第3条 乙又は乙の協会員は、第1条の要請を受けたときは、速やかに甲又は最寄りの警察署に対し緊急通行車両等届出書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに乙又は乙の協会員に対し、標章及び緊急通行車両等確認書（以下「標章等」という。）を交付するものとする。
 - 3 乙又は乙の協会員は、標章等の有効期限が終了後、速やかに交付を受けた機関に返納しなければならない。

(業務報告)

第4条 乙の協会員は、第2条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに別に定める様式によりその状況を甲に報告する。ただし特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第5条 この協定に基づき、乙の協会員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の協会員が甲に供給した輸送業務終了後において、乙の協会員が提出する輸送実績報告書等に基づき、乙の協会員が道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基準として、甲及び乙の協会員が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙の協会員から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(事故発生時の取扱い)

第6条 乙の協会員は、バスの運行等に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙の協会員の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙の協会員は、速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙の協会員は、バスの運行に際し、乙の協会員の責めに帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙の協会員の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年愛知県条例第35号）に準じて、その損害を補償するものとする。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(燃料の確保)

第9条 甲は、この協定に基づくバスの運行に要する車両に係る燃料の確保に努めなければならない。

(協力会員名簿等の提出)

第10条 乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの連絡先を記載した名簿及び所有するバス車両の台数一覧を毎年度1回、甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成30年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(附則)

第13条 平成20年2月13日付け締結の協定については、本協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成29年3月17日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市西区名駅二丁目21-14 大都名駅ビル1階
公益社団法人 愛知県バス協会
会長 小池 潤

災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県タクシー協会及び名古屋タクシー協会（以下「乙」という。）とは、愛知県内で地震等の大規模災害が発生し、被災市町村に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、愛知県災害対策本部を設置した場合におけるタクシーによる緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙及び乙の協会員（以下、「会員」という。）に対して協力を要請するものとし、乙及び会員は可能な限りこの要請に応ずるものとする。
- 2 要請は、甲が別に定める文書をもって乙及び会員に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 会員は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲及び乙に報告するものとする。
- 4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

（業務の内容）

- 第2条 この協定により、甲が乙及び会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
- (1) 災害応急対策に必要な要員等の輸送業務
(2) 災害に伴う要配慮者、傷病者等の搬送業務
(3) その他タクシーによる支援業務

（緊急通行車両等の取扱い）

- 第3条 会員は、第1条の要請を受けたときは、速やかに甲又は最寄りの警察署に対し緊急通行車両等届出書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに会員に対し、標章及び緊急通行車両等確認書（以下「標章等」という。）を交付するものとする。
- 3 会員は、標章等の有効期限が終了後、速やかに交付を受けた機関に返納しなければならない。

（業務報告）

- 第4条 会員は、第2条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに別に定める様式によりその状況を甲及び乙に報告する。ただし特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第5条 この協定に基づき、会員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、会員が甲に供給した輸送業務終了後において、会員が提出する輸送実績報告書等に基づき、会員が中部運輸局長への手続きを経て実施している運賃及び料金を基準として、甲及び会員が協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、前項で決定した費用について、会員から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(事故発生時の取扱い)

第6条 会員は、タクシーの運行等に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告しなければならない。

- 2 会員の供給したタクシーが故障その他の理由により運行を中断したときは、会員は、速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 会員は、タクシーの運行に際し、乙の協会員の責めに帰する理由によりタクシーの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、会員の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年愛知県条例第35号）に準じて、その損害を補償するものとする。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(燃料の確保)

第9条 甲は、この協定に基づくタクシーの運行に要する車両に係る燃料の確保に努めなければならない。

(協力会員名簿等の提出)

第10条 乙は、会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの連絡先を記載した名簿及び所有するタクシー車両の台数一覧を毎年度1回、甲に提出するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 29 年 3 月 17 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市昭和区滝子町 30 番 16 号
愛知県タクシー協会
会長 青木 吉浩

名古屋市昭和区滝子町 30 番 16 号
名古屋タクシー協会
会長 天野 清美

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時における被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンター（以下「被災者等」という。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における県内の被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、甲及び乙の役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認められる場合又は被災した市町村からの要請があった場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（役割等）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲と連携の上、県内の被災者等に対する自動車の無償貸与事業を可能な範囲で実施するものとする。

- 2 甲は、前項の無償貸与事業の実施場所の確保に努めるとともに、必要に応じ、市町村に対して協力を求めるものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項の無償貸与事業の運営に必要な事項について相互に協力するとともに、必要に応じ、市町村又は関係団体に協力を求めるものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項の無償貸与事業を円滑かつ効果的に遂行するため、平時から、同事業について県民へ周知するほか、市町村及び関係団体との協力体制の構築に努めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定を締結した相手方（以下「相手方」という。）から提供を受けた文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料等（以下「情報」という。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用する、又は第三者に開示する場合については、この限りでない。

- (1) 事前に相手方の承諾を得て第三者に開示する情報
 - (2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
 - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた者の故意又は過失によることなく公知となつた情報
 - (4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
 - (5) この協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
 - (6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
 - (7) 愛知県情報公開条例（平成十二年三月二十八日愛知県条例第十九号）その他の法令等の規定により開示しなければならない情報
- 2 甲及び乙の弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、この協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負った上で前項ただし書の規定により情報の開示を受けたものは、前項の第三者に含まれないものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了す

る日の1か月前までに甲及び乙から書面による申出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後の有効期間についても同様とする。

(協定内容の変更)

第6条 甲及び乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年5月22日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村 秀章

乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号
一般社団法人日本カーシェアリング協会
代表理事 吉澤 武彦

船舶による輸送等に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と中部沿海海運組合、東海内航海運組合及び全国内航タンカー海運組合東海支部（以下「乙」という。）とは、大規模地震等による災害発生時における船舶による輸送等に關し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大規模地震等による災害が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するため、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域における適正な運賃とし、甲、乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した乙の組合員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することになったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年12月24日愛知県条例第35号）の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(協力組合員名簿の提出)

第9条 乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年6月25日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年6月25日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市港区入船二丁目1番17号
中部沿海海運組合
理事長 高村博三

名古屋市港区名港二丁目9番10号
東海内航海運組合
理事長 加藤貢

名古屋市港区名港一丁目9番12号
全国内航タンカー海運組合東海支部
支部長 仲野光洋

様式第1号

第
平成 年 月 日 号

中部沿海海運組合理事長
東海内航海運組合理事長 様
全国内航タンカー海運組合東海支部長

愛知県知事 氏 名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

様式第2号

第
平成 年 月 日 号

愛知県知事 氏 名 様

中部沿海海運組合理事長 氏 名
東海内航海運組合理事長 氏 名
全国内航タンカー海運組合東海支部長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

のことについて、船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従業人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従業人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

船舶による災害時の輸送等に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県水難救済会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛知県において大規模地震等が発生した場合（以下「災害時」という。）において、水上における緊急輸送等を確保するため、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急輸送等要請書（様式第1号）により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の救難所・救難支所の長に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む）の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による災害応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、救難所・救難支所の長又は所員（以下「救難所の所員等」という。）に甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送等実施報告書（様式第2号）によりその状況を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、電話又は口頭で報告し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害直前における適正な価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(事故等)

第8条 乙は救難所の所員等による船舶等の運航に際し、傷病、事故等が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を事故報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(従事者の補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した者が、その責に帰することのできない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなったときは、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年12月24日愛知県条例35号）」に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 他の法令により、療養その他の給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (4) 当該損害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(情報の共有等)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について、救難所の所員等の理解を深めるよう努力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては愛知県防災安全局防災部災害対策課長、乙においては愛知県水難救済会事務局長とする。

(防災訓練への参加)

第12条 乙は、甲が実施する防災訓練への参加依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(広域応援体制等の整備)

第13条 乙は、災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年11月5日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市港区入船二丁目3番12号

愛知県水難救済会

会長 吉川 修一

災害時における交通の確保等の業務に関する協定（県警察対県警備業協会）

愛知県警察（以下「甲」という。）と社団法人愛知県警備業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合における交通の確保等に関する警備事業の要請手続等について次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため、甲が乙に対し警備業務を要請する手続その他必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により甲が乙に実施を要請する警備業務（以下「要請業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地、避難場所等における警戒警備業務
- (3) その他甲が必要と認める警備業務

(出動要請等)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し日時、場所、業務内容及び出動要請人員を示し、出動を要請するものとする。

なお、出動期間については、要請時に甲及び乙が協議して定めるものとする。

- 2 乙は、前項の出動要請があった場合は、その要請内容を警備業者に連絡するとともに、警備員の出動を依頼するものとする。
- 3 警備業者は、前項の依頼を受けて警備員を出動させるときは、警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項の警備員指導教育責任者資格者証若しくは警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証の交付を受けている者又は要請業務に関して専門的な知識及び技能を有し、かつ、警備業務の経験が1年以上ある者を充てるものとする。

(業務の実施)

第4条 甲の要請により出動した警備員は、所属する警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

- 2 乙は、出動後速やかに、現場責任者、出動人員、出動者の氏名、出動時間等を甲に報告しなければならない。

(出動要請の解除等)

第5条 甲は、要請業務の必要がなくなったときは、乙に対し速やかに文書等により出動要請の解除を連絡するものとする。

- 2 乙は、要請業務終了後、業務結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務の終了後、甲と協議の上、当該業務に要した費用の支払いを甲に請求するものとする。

(出動警備員の災害補償)

第7条 出動した警備員が要請業務の実施により災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 要請業務の実施により生じた損害は、当該要請業務を行った警備員の使用者たる

警備業者が負担するものとする。

(出動可能人員表の備付け等)

第9条 乙は、要請業務に応じるため、警備業者ごとの出動可能人員等を記載した表を備え付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を、毎年、甲に提出しなければならない。

(訓 練)

第10条 乙は、この協定に基づく業務を適正に実施するため、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(広域支援体制の整備)

第11条 乙は、この協定に基づき出動させる警備員を確保するため、愛知県以外を事業区域とする警備業協会との連携を強化し、広域支援協定を締結するなど体制の整備に努めなければならない。

(協 議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適 用)

第13条 この協定は、平成9年5月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保管する。

平成9年5月16日

甲 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
愛知県警察本部長 漆間 巍

乙 名古屋市中区栄三丁目8番21号
社団法人愛知県警備業協会
会長 松本定道

災害時における車両等の除去活動についての協定

愛知県警察本部長（以下「甲」という。）及び社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項の規定及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第25条の規定に基づく権限行使について、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、警察官の権限行使について必要があると認める場合は、次に掲げる事項を乙に通知して、当該措置についての協力を要請するものとする。

- 一 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- 二 除去を要する車両その他の物件（以下「車両等」という。）の種別、台数
- 三 現場の警察官の官職及び氏名
- 四 連絡方法その他必要な事項

（除去活動）

第2条 乙は、甲から協力要請があった場合は、現場の警察官の指示に従い、保有する車両、装備等の範囲内で通行の妨害となっている車両等の除去活動を行うものとする。

（費用弁償）

第3条 前条の除去活動に係る費用は、乙の負担とする。

（災害補償）

第4条 第2条の規定により、除去活動に従事した乙の職員がこれに従事したことにより死亡し、若しくは負傷し、又は疾病にかかった場合は、乙の責任において補償するものとする。

（除去を要する車両等の破損等の補償）

第5条 第2条の除去活動により、乙の職員が除去の対象となる車両等を破損した場合又は他人に損害を与えた場合は、乙の責任において補償するものとする。

（訓練への参加）

第6条 乙は、この協定に基づく除去活動を適正かつ効果的に実施するため、甲が行う訓練に積極的に参加するものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

（雑則）

第8条 この協定書は、平成17年6月22日から施行する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年6月22日

甲 愛知県警察本部長
宮本和夫

乙 社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部長
小栗七生

災害時における災害救助犬の出動に関する協定

愛知県警察（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人愛知災害救助犬協会（以下「乙」という。）は、災害救助犬の出動について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛知県内において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合に、被災者の救出活動等を円滑に実施するため、甲が乙に対し災害救助犬の出動を要請する手続その他必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 この協定により甲が乙に出動を要請する活動は、愛知県内の災害現場において、救助を要する者の存在を災害救助犬により確認する活動（以下「検索活動」という。）とする。

（出動要請等）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し日時、出動地域及び検索活動の内容を示して、出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害救助犬の頭数、乙の構成員の人数、出動期間及び活動場所については、要請時に甲及び乙が協議して定めるものとする。

（検索活動の実施）

第4条 乙は、出動要請に基づく検索活動に当たっては、甲が定めた現場指揮者の指示に従うものとする。

（検索活動の終了等）

第5条 この協定による検索活動の終了は、次に掲げるところによるものとする。

（1）甲が検索活動の終了を告げたとき

（2）災害救助犬による検索活動が困難又は不可能となったとき

（費用負担）

第6条 第3条第2項に基づく出動に関する乙の費用は、乙の負担とする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結した日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保管する。

平成26年1月17日

甲　名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
愛知県警察本部警備部長

乙　愛知県岡崎市若松東2丁目24番18号
特定非営利活動法人　愛知災害救助犬協会
理事長

災害時における遺体搬送の協力に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と社団法人全国靈柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時の遺体搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、愛知県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）、遺体の搬送を迅速かつ円滑に行うため、必要な手続等について定める。

(協力)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 灵柩自動車等による遺体搬送
- (2) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

(協力の要請)

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時応援協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。

ただし、当該協力要請書により要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時応援協力要請書を乙に送付するものとする。

(職員の同乗)

第4条 甲は、必要に応じて乙の搬送車両に、甲の職員の同乗を要請することができる。
2 乙は、搬送業務を実施しようとするとき、必要に応じて、甲に対して甲の職員の同乗を要請することができる。

(実施報告)

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により文書で甲に通知するものとする。

(費用の負担及び算定方法)

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した費用について、甲が負担するものとする。

- 2 遺体搬送に関する費用の算定は、遺体搬送に使用した車両に係る地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。
- 3 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法第23条の基準

額を参考にして、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、第1項に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

(1) 甲 愛知県防災局長

(2) 乙 社団法人全国靈柩自動車協会 愛知県支部長

(災害時の情報提供)

第10条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、遺体搬送等の支援協力をを行う場合において知りえた個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第12条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了2ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、

なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事　大　村　秀　章

乙　東京都新宿区四谷四丁目14番
社団法人全国靈柩自動車協会
会　長　坂　下　成　行

第1号様式

番 号
平成 年 月 日

災 害 時 応 援 協 力 要 請 書

社団法人全国靈柩自動車協会会長 様

愛 知 県 知 事

災害時における遺体搬送の協力に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
搬送拠点	
搬送先	
要請期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備考	

第2号様式

平成 年 月 日

災害時要請業務実施報告書

愛知県知事 殿

社団法人全国靈柩自動車協会長

災害時における遺体搬送の協力に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名	電話番号
電話・ファクシミリ等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃	
実施業務内容		
使用物資・数量	<input type="checkbox"/> 遺体搬送車両台数 ・靈柩自動車 台 ・その他の車両 台 <input type="checkbox"/> その他の役務等	
業務の従事者数		
搬送区間	～	
履行期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
搬送回数・遺体数・走行距離	搬送回数	回
	遺体数	体
	走行距離	k m
備考		

災害時における化学物質等の調査に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「乙」という。）とは、災害時における化学物質等の調査に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において化学物質が環境中へ漏えいしたことなどにより必要となった調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある物質、その他甲が必要があると認めるものとする。

(要請)

第3条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 化学物質等の試料の採取
- (2) 化学物質等の測定及び分析
- (3) 調査地点周辺状況の情報収集
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

(業務の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けたときは、乙に所属する会員に対して、甲が必要とする業務を優先的に実施させるものとする。

(測定結果の報告)

第6条 第5条の業務を実施した乙の会員は、第4条第2号及び第3号に規定する測定等の結果について、速やかに甲へ報告するものとする。

(業務実績報告)

第7条 乙は、第5条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第2号により業務実績を報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、甲に円滑に協力できるよう、乙に所属する会員に対して、協力体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成23年3月18日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中区金山1丁目2番4号
社団法人愛知県環境測定分析協会
会長 濱地光男

災害時におけるフロン類の回収に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した際（以下「災害時」という。）において被災地域で廃棄される冷凍空調機器等についてフロン類を回収するにあたり、愛知県（以下「甲」という。）が、市町村の要請を受けて愛知県フロン回収・処理推進協議会（以下「乙」という。）に協力を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収について、県内の市町村（以下「市町村」という。）からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) フロン類の回収を依頼した市町村の名称
- (2) その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(要請事項の実施)

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限りフロン類の回収を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従いフロン類の回収を実施したときは、実施した事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、フロン類の回収に円滑な協力を得ができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、フロン類の回収に関し協力が可能な協議会員の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が第3条の要請を受けて実施したフロン類の回収に要した費用及び当該作業中

による事故の補償については、乙とフロン類の回収を要請した市町村との間で協議するものとする。

(協議会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協議会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑なフロン類の回収ができるよう、組織内での協力体制の整備及び情報等の収集に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 災害時の被害が甚大で乙がこの協定に定める協力を十分に行うことが困難と認められる場合には、甲は乙の要請に基づいて、県外の関係団体に協力を求めることがある。

2 他の都道府県の災害時において、当該都道府県から災害応援要請があった場合には、乙はこの協定に準じて可能な限りの協力をを行うものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部大気環境課、乙においては愛知県フロン回収・処理推進協議会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲　名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県
愛知県知事　　神田　真秋

乙　名古屋市中区金山2丁目7番6号
愛知県フロン回収・処理推進協議会
会長　　潮田　治久

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下、「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下、「甲」という。）が、愛知県解体工事業連合会（以下、「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（以下、「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

（1）災害廃棄物の撤去

（2）災害廃棄物の収集及び運搬

（3）災害廃棄物の処分

（4）前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（1）市町村の名称

（2）協力要請をする災害廃棄物の処理等

（3）その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用及び災害補償については、乙と当該廃棄物の処理等に係る市町村との間で協議するものとする。

(協会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 被害が甚大で、乙がこの協定に定めるところによる協力の遂行が困難な場合は、甲は乙の要請に基づき、関係団体に協力を求めることができるものとする。

2 被災した他の都道府県からの災害応援要請に対し、甲が応援をする場合においては、乙はこの協定に準じて可能な限り協力をするものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては愛知県解体工事業連合会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成21年3月25日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県

愛知県知事 神田 真秋

乙 名古屋市中村区則武1-15-13

Uコープ名古屋4C

愛知県解体工事業連合会

(現 一般社団法人愛知県解体工事業協会)

会長 加藤 榮

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬並びに災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、愛知県衛生事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (4) 災害廃棄物の処分
- (5) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称
- (2) 協力要請をする廃棄物の処理等
- (3) その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができ るよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状況を 甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が、第3条の要請を受けて実施した廃棄物の処理等に要した費用及び災害補償につ いては、乙と当該廃棄物の処理等に係る市町村との間で協議するものとする。

(協会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会員の状況をあらかじめ甲に報 告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情 報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 被害が甚大で、乙がこの協定に定めるところによる協力の遂行が困難な場合は、甲 は乙の要請に基づき、関係団体に協力を求めることができるものとする。

2 被災した他の都道府県からの災害応援要請に対し、甲が応援をする場合においては、乙は この協定に準じて可能な限り協力をするものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部廃棄物対策課、乙 においては愛知県衛生事業協同組合事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるものほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定 める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事　　神田　真秋

乙　名古屋市中区栄四丁目3番26号
愛知県衛生事業協同組合
理 事 長　　相木　邦昭

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対産業資源循環協会）

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村の名称
 - （2）協力要請をする災害廃棄物の処理等
 - （3）その他必要な事項
- 2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

（情報の提供）

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用及び災害補償については、乙と当該廃棄物の処理等に係る市町村との間で協議するものとする。

(協会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 被害が甚大で、乙がこの協定に定めるところによる協力の遂行が困難な場合は、甲は乙の要請に基づき、関係団体に協力を求めることができるものとする。

2 被災した他の都道府県からの災害応援要請に対し、甲が応援をする場合においては、乙はこの協定に準じて可能な限り協力をするものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人愛知県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲　名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県
愛知県知事　　神田　真秋

乙　名古屋市中区金山2丁目10番9号
社団法人 愛知県産業廃棄物協会
(現 一般社団法人愛知県産業資源循環協会)
会長　近藤 成章

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県建設業協会）

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、一般社団法人愛知県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の災害に伴う廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（地方自治法第252条の14の規定により市町村からの事務委託を受けた場合の甲を含む。以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村及び廃棄物関係団体のみでは対応が難しい場合、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称及び連絡担当者の氏名及び連絡先
 - (2) 協力要請の内容（車両・資機材の種類・数量、災害廃棄物の場所・種類・概算量・運搬先・処分方法等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を基に乙の会員を特定し、その結果を、乙及び要請を行った市町村に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた乙は、その内容を速やかに甲が特定した乙の会員（以下「処理協力者」という。）に伝達するものとする。

5 処理協力者は、協力の内容、方法及び協力に要する費用の支払方法について、対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の協力)

第5条 処理協力者は、前条第4項の通知があったときは、公共土木施設等の緊急的な応急対策を優先しつつ、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(実施報告)

第6条 処理協力者は、前条の規定により、災害廃棄物の処理等を実施したときは、処理等の状況について第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

(損害の負担)

第8条 災害廃棄物の処理等の実施に伴い、処理協力者又は市町村の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、処理協力者は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を文書により市町村に報告し、その処置について市町村と協議するものとする。

(会員の状況等の報告)

第9条 乙は、第4条第2項に定める場合のほか、この協定に定めるところによる協力が可能な乙の会員の状況を毎年、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては一般社団法人愛知県建設業協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中区栄三丁目28番21号

一般社団法人愛知県建設業協会

会長 徳倉正晴

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県土木研究会）

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、一般社団法人愛知県土木研究会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の災害に伴う廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（地方自治法第252条の14の規定により市町村からの事務委託を受けた場合の甲を含む。以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村及び廃棄物関係団体のみでは対応が難しい場合、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称及び連絡担当者の氏名及び連絡先
 - (2) 協力要請の内容（車両・資機材の種類・数量、災害廃棄物の場所・種類・概算量・運搬先・処分方法等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を基に乙の会員を特定し、その結果を、乙及び要請を行った市町村に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた乙は、その内容を速やかに甲が特定した乙の会員（以下「処理協力者」という。）に伝達するものとする。

5 処理協力者は、協力の内容、方法及び協力に要する費用の支払方法について、対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の協力)

第5条 処理協力者は、前条第4項の通知があったときは、公共土木施設等の緊急的な応急対策を優先しつつ、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(実施報告)

第6条 処理協力者は、前条の規定により、災害廃棄物の処理等を実施したときは、処理等の状況について第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

(損害の負担)

第8条 災害廃棄物の処理等の実施に伴い、処理協力者又は市町村の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、処理協力者は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を文書により市町村に報告し、その処置について市町村と協議するものとする。

(会員の状況等の報告)

第9条 乙は、第4条第2項に定める場合のほか、この協定に定めるところによる協力が可能な乙の会員の状況を毎年、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては一般社団法人愛知県土木研究会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市東区泉二丁目11番22号

一般社団法人愛知県土木研究会

会長 朝日啓夫

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対日本建設業連合会中部支部）

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、一般社団法人日本建設業連合会中部支部（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の災害に伴う廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（地方自治法第252条の14の規定により市町村からの事務委託を受けた場合の甲を含む。以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村及び廃棄物関係団体のみでは対応が難しい場合、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称及び連絡担当者の氏名及び連絡先
 - (2) 協力要請の内容（車両・資機材の種類・数量、災害廃棄物の場所・種類・概算量・運搬先・処分方法等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を基に乙の会員を特定し、その結果を、乙及び要請を行った市町村に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた乙は、その内容を速やかに甲が特定した乙の会員（以下「処理協力者」という。）に伝達するものとする。

5 処理協力者は、協力の内容、方法及び協力に要する費用の支払方法について、対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の協力)

第5条 処理協力者は、前条第4項の通知があったときは、公共土木施設等の緊急的な応急対策を優先しつつ、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(実施報告)

第6条 処理協力者は、前条の規定により、災害廃棄物の処理等を実施したときは、処理等の状況について第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

(損害の負担)

第8条 災害廃棄物の処理等の実施に伴い、処理協力者又は市町村の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、処理協力者は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を文書により市町村に報告し、その処置について市町村と協議するものとする。

(会員の状況等の報告)

第9条 乙は、第4条第2項に定める場合のほか、この協定に定めるところによる協力が可能な乙の会員の状況を毎年、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては一般社団法人日本建設業連合会中部支部事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中区栄三丁目28番21号

一般社団法人日本建設業連合会中部支部

支部長 岩川千行

災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があつたときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼動できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼動に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあつた事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を実施する協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を実施するものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

附則 この協定は、平成31年3月29日から適用する。

2 平成18年3月30日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和4年3月31日から適用する。

2 平成31年3月29日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

令和4年3月31日

名古屋市長	河村たかし	豊橋市長	浅井由崇	岡崎市長	中根康浩
一宮市長	中野正康	瀬戸市長	伊藤保徳	豊川市長	竹本幸夫
津島市長	日比一昭	刈谷市長	稻垣 武	豊田市長	太田稔彦
安城市長	神谷 学	西尾市長	中村 健	常滑市長	伊藤辰矢
稲沢市長	加藤錠司郎	新城市長	下江洋行	知多市長	宮島壽男
知立市長	林 郁夫	田原市長	山下政良	愛西市長	日永貴章
弥富市長	安藤正明	蟹江町長	横江淳一	飛島村長	加藤光彦
設楽町長	土屋 浩	東栄町長	村上孝治		

知多中部広域事務組合管理者

半田市長 久世孝宏

愛北広域事務組合管理者

扶桑町長 鮎瀬 武

衣浦衛生組合管理者

高浜市長 吉岡初浩

知多南部衛生組合管理者

南知多町長 石黒和彦

尾張東部火葬場管理組合管理者

春日井市長 伊藤 太

知北平和公園組合管理者

東海市長 花田勝重

蒲郡市幸田町衛生組合管理者

蒲郡市長 鈴木寿明

五条広域事務組合管理者

あま市長 村上浩司

立会人 愛知県保健医療局長 吉田 宏

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
西尾張ブロック	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、 弥富市、蟹江町、飛島村	愛北広域事務組合
東尾張ブロック	名古屋市、瀬戸市	尾張東部火葬場管理組合、五条広域事務組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、 知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、 西尾市、知立市	衣浦衛生組合
東三河ブロック	豊橋市、豊川市、新城市、田原市、 設楽町、東栄町	蒲郡市幸田町衛生組合

中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の相互間において、災害の発生時等における遺体の火葬に関して、広域応援を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この覚書における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬に関する調整
 - (2) 火葬業務に必要な物資等の提供及び斡旋に関する調整
 - (3) 火葬業務に係る人員の派遣に関する調整
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、要請を受けた事項のうち必要と認められる事項
- 2 前各号の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする県は、各県に対して、第2条第1項各号に規定する内容について要請するものとする。

(応援回答の手続)

第4条 前条の連絡を受けた各県は、管内の火葬場と連絡調整し、応援可能な遺体の火葬数及び火葬場等について把握するものとする。

- 2 各県は、前項で把握した応援可能な遺体の火葬数及び火葬場等について、応援を要請した県へ連絡するものとする。
- 3 各県は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに、応援を要請した県に通知するものとする。

(火葬数及び火葬場等の調整・連絡)

第5条 応援を要請した県は、前条第2項に規定する応援回答の到達後、応援要請する遺体の火葬数及び火葬場等について調整を行い、その結果を応援県へ連絡するものとする。

(広域火葬応援依頼の終了)

第6条 応援を要請した県は、広域火葬応援の必要がなくなった場合には、速やかに各県にその旨を連絡するものとする。

(実施報告)

第7条 応援県は、その火葬実施数等について、応援を要請した県へ報告するものとする。

(各県の責務)

第8条 各県は、管内の火葬業務に支障がない限り応援を行うものとする。

- 2 各県は、第2条第1項各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、管内の市町村及び火葬場と連携のうえ、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援体制の整備等に努めるものとする。

(情報交換)

第9条 各県は、災害発生時に円滑に応援要請及び受入報告を行うため、平時から管内火葬場の連絡先等の把握に努め、一覧表を作成し、相互に交換しておくものとする。

(その他)

第10条 応援要請及び回答等の手続きに使用する各種様式については、別に定めるものとする。ただし、その目的が達成される限りにおいて各県で作成したものを使用しても差し支えないものとする。

附 則

この覚書は、平成26年3月28日から施行する。

この覚書の成立を証するため、本書9通を作成し、各自1通を保管する。

平成26年3月28日

富山県厚生部長

山 崎 康 至

石川県健康福祉部長

北 川 龍 郎

福井県健康福祉部長

田 端 浩 之

長野県健康福祉部長

眞 鍋 馨

岐阜県健康福祉部長

川 出 達 恭

静岡県健康福祉部長

宮 城 島 好 史

愛知県健康福祉部健康担当局長

加 藤 昌 弘

三重県健康福祉部長

北 岡 寛 之

滋賀県健康福祉部長

那 須 安 穂

災害時的一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時的一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事	大 村	秀 章	豊川市公共下水道管理者		
愛知県流域下水道管理者			豊川市長	山 脇	実
愛知県知事	大 村	秀 章	津島市長	伊 藤	文 郎
名古屋市長	河 村	たかし	津島市下水道事業		
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者			津島市長	伊 藤	文 郎
	小 林	寛 司	碧南市長	禰宜田	政 信
豊橋市長	佐 原	光 一	碧南市公共下水道管理者		
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者			碧南市長	禰宜田	政 信
	石 黒	拓 夫	刈谷市長	竹 中	良 則
岡崎市長	内 田	康 宏	刈谷市公共下水道管理者		
岡崎市公共下水道管理者			刈谷市長	竹 中	良 則
岡崎市長	内 田	康 宏	豊田市長	太 田	稔 彦
一宮市長	谷	一 夫	豊田市事業管理者		
一宮市水道事業等管理者				横 地	清 明
	飯 田	正 明	安城市長	神 谷	学
瀬戸市長	増 岡	錦 也	安城市公共下水道管理者		
瀬戸市公共下水道管理者			安城市長	神 谷	学
瀬戸市長	増 岡	錦 也	西尾市長	榎 原	康 正
半田市長	榎 原	純 夫	西尾市公共下水道管理者		
半田市公共下水道管理者			西尾市長	榎 原	康 正
半田市長	榎 原	純 夫	蒲郡市長	稻 葉	正 吉
春日井市長	伊 藤	太	蒲郡市公共下水道管理者		
春日井市公共下水道管理者			蒲郡市長	稻 葉	正 吉
春日井市長	伊 藤	太	犬山市長	田 中	志 典
豊川市長	山 脇	実	犬山市公共下水道管理者		
			犬山市長	田 中	志 典

常滑市長	片 岡	憲 彦	知立市公共下水道管理者	
常滑市公共下水道管理者			知立市長	林 郁 夫
常滑市長	片 岡	憲 彦	尾張旭市長	水 野 義 則
江南市長	堀 元		尾張旭市公共下水道管理者	
江南市公共下水道管理者			尾張旭市長	水 野 義 則
江南市長	堀 元		高浜市長	吉 岡 初 浩
小牧市長	山 下	史守朗	高浜市公共下水道管理者	
小牧市公共下水道管理者			高浜市長	吉 岡 初 浩
小牧市長	山 下	史守朗	岩倉市長	片 岡 恵 一
稻沢市長	大 野	紀 明	岩倉市公共下水道管理者	
稻沢市公共下水道管理者			岩倉市長	片 岡 恵 一
稻沢市長	大 野	紀 明	豊明市長	石 川 英 明
新城市長	穂 積	亮 次	豊明市公共下水道管理者	
新城市公共下水道管理者			豊明市長	石 川 英 明
新城市長	穂 積	亮 次	日進市長	萩 野 幸 三
東海市長	鈴 木	淳 雄	日進市公共下水道管理者	
東海市公共下水道管理者			日進市長	萩 野 幸 三
東海市長	鈴 木	淳 雄	田原市長	鈴 木 克 幸
大府市長	久 野	孝 保	田原市公共下水道管理者	
大府市公共下水道管理者			田原市長	鈴 木 克 幸
大府市長	久 野	孝 保	愛西市長	日 永 貴 章
知多市長	宮 島	壽 男	愛西市公共下水道管理者	
知多市公共下水道管理者			愛西市長	日 永 貴 章
知多市長	宮 島	壽 男	清須市長	加 藤 静 治
知立市長	林 郁	夫	清須市公共下水道管理者	
			清須市長	加 藤 静 治

北名古屋市長	長瀬	保	扶桑町公共下水道管理者		
北名古屋市長	長瀬	保	扶桑町長	江戸	満
弥富市長	服部	彰文	大治町長	村上	昌生
弥富市長	服部	彰文	大治町公共下水道管理者		
みよし市長	小野田	賢治	大治町長	村上	昌生
みよし市長	小野田	賢治	蟹江町長	横江	淳一
あま市長	村上	浩司	蟹江町公共下水道管理者		
あま市長	村上	浩司	蟹江町長	横江	淳一
長久手市長	吉田	一平*	飛島村長	久野	時男
長久手市長	吉田	一平*	阿久比町長	竹内	啓二
※「吉」は土に口			阿久比町公共下水道管理者		
東郷町長	川瀬	雅喜	阿久比町長	竹内	啓二
東郷町公共下水道管理者			東浦町長	神谷	明彦
東郷町長	川瀬	雅喜	東浦町公共下水道管理者		
豊山町長	鈴木	幸育	東浦町長	神谷	明彦
豊山町公共下水道管理者			南知多町長	石黒	和彦
豊山町長	鈴木	幸育	美浜町長	山下	治夫
大口町長	鈴木	雅博	武豊町長	糸山	芳輝
大口町公共下水道管理者			武豊町公共下水道管理者		
大口町長	鈴木	雅博	武豊町長	糸山	芳輝
扶桑町長	江戸	満	幸田町長	大須賀	一誠
			幸田町公共下水道管理者		
			幸田町長	大須賀	一誠
			設楽町長	横山	光明
			東栄町長	尾林	克時

東栄町公共下水道管理者 東栄町長 尾林 克時	尾張旭市長久手市衛生組合管理者 尾張旭市長 水野 義則
豊根村長 伊藤 実	刈谷知立環境組合管理者 刈谷市長 竹中 良則
愛北広域事務組合管理者 岩倉市長 片岡 恵一	江南丹羽環境管理組合管理者 江南市長 堀 元
中部知多衛生組合管理者 常滑市長 片岡 憲彦	北設広域事務組合管理者 設楽町長 横山 光明
東部知多衛生組合管理者 大府市長 久野 孝保	北名古屋衛生組合管理者 北名古屋市長 長瀬 保
衣浦衛生組合管理者 高浜市長 吉岡 初浩	尾三衛生組合管理者 東郷町長 川瀬 雅喜
常滑武豊衛生組合管理者 武豊町長 粕山 芳輝	日東衛生組合管理者 日進市長 萩野 幸三
蒲郡市幸田町衛生組合管理者 蒲郡市長 稲葉 正吉	五条広域事務組合管理者 あま市長 村上 浩司
逢妻衛生処理組合管理者 豊田市長 太田 稔彦	知多南部広域環境組合管理者 半田市長 榊原 純夫
西知多医療厚生組合管理者 東海市長 鈴木 淳雄	
尾張東部衛生組合管理者 瀬戸市長 増岡 錦也	
海部地区環境事務組合管理者 蟹江町長 横江 淳一	
小牧岩倉衛生組合管理者 小牧市長 山下 史守朗	
知多南部衛生組合管理者 南知多町長 石黒 和彦	

災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する協定書

愛知県（以下「県」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会（以下「協会」という。）とは、災害時における下水道管路施設の調査及び応急復旧（以下「緊急対応」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、県の管理する下水道管路施設が被災した場合などにおいて、緊急対応の支援に関し人員・資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（体制の確保等）

第2条 県と協会は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、協会の会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

2 協会は、会員への連絡体制及び会員が有する資機材の数量及び作業員の員数について様式1号の動員可能報告書により県に報告するものとする。また協会は、報告に大幅な変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

3 協会の会員は、業務を迅速に実施できるよう、資機材及び必要な人員の確保に努めるものとする。

（緊急対応の手続き等）

第3条 県は、下水道管路施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは、協会に対し、様式第2号もしくは任意の様式により、災害の概要等を示し、対応可能な会員の情報提供を求めることができる。

2 協会は、前項の規定に基づき情報提供の依頼があった場合には、可能な限り迅速に様式1号の動員可能報告書で県へ報告するものとする。

3 県は、下水道管路施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは、前項の報告とともに、被災状況に応じて、協会の会員を特定し、様式第3号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

4 県は協会の会員に出動の要請を行った際、その状況を協会に通知するものとする。

5 協会の会員は、県からの出動要請に応じる場合は、様式第4号により県に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに当該災害に関する緊急対応を実施するものとする。

6 協会は、第2項にかかる情報について、協会から各会員に伝えないものとし、各会員間でも共有されないものとすること。

（契約の締結）

第4条 県は、前条の規定により協会の会員に出動要請し、協会の会員が応じたときは、遅延なく契約手続きを進めるものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の期間は、協定締結日より平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに県、協会いずれからも申し出のない時は、この協定をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第6条 緊急対応の実施に伴い、県又は協会の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、協会の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により県に報告し、その措置について県と協議して定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、県、協会が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、県、協会それぞれ1通を保管する。

平成26年 4月 1日

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

名古屋市中区金山五丁目10番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

中部支部愛知県部会

愛知県部会長 小島 正樹

日本下水道管理業協会 動員可能報告書

第3条 第2項に基づき、以下の通り報告します。

会社名	住所	担当者	電話番号	FAX番号	動員可能人数		調達可能資機材数
					管路管理主任技士	管路管理総合技士	
赤外線空洞調査機器							
大口径カメラ							
簡易TVカメラ							
ファイバースコープカメラ							
取付管カメラ							
TVカメラ車							
小型高压洗浄機							
給水車							
汚泥脱水車							
揚泥車							
強力吸引車(1t)							
強力吸引車(8t)							
強力吸引車(6t)							
強力吸引車(4t)							
超高压洗浄車							
高压洗浄車							
産業洗浄技術士 (高压洗浄)							
職業欠乏危険作業主任者 (二種)							
職業欠乏危険作業主任者 (一種)							
技術士							

※第2条第2項の報告は建設部下水道課、第3条第2項の報告は所管の建設事務所に提出すること。

情 報 提 供 依 頼 書

依頼年月日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

〇〇建設事務所長 〇〇 〇〇 印

「災害時における下水道管路施設の応急対応に関する協定書」第3条第1項に基づき、貴会員を特定するための資料として、次の災害に対して貴会員の情報提供を依頼しますので、動員可能報告書に記入の上、提出をお願いします。

流域名	
幹線名	・ ・ ・
摘要	

所 属 _____
担 当 _____
連絡先 _____

出 動 要 請 書 第 号

要請年月日時 年 月 日 時 分

〇〇建設事務所長 〇〇 〇〇 印

「災害時における下水道管路施設の応急対応に関する協定書」第3条第3項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名 _____

要請の理由	
流 域 名	
幹 線 名	• • •
摘要	

所 属 _____

担 当 _____

連絡先 _____

出 動 応 諾 書

応諾年月日時 _____ 年 月 日 時 分

○○建設事務所長 殿

「災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する協定書」第3条第5項に基づき、
_____ 年 月 日 第 号により出動要請のあったことについて応諾する。

会社名 _____

代表者役職者名 _____ 印

連絡先 _____

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙1から乙49まで）（以下、乙1から乙49までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

- 2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。
- 3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

- 2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。
- 3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。
- 4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(労災及び損害補償など)

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関する支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
- (3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和6年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和5年11月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県流域下水道管理者
愛知県知事 大村 秀章 印

乙1 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長 木和田 治伸

乙2 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
伊藤 茂

乙3 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市水道事業等管理者
小塙 重男

乙4 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 川本 雅之

乙5 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市下水道事業
半田市長 久世 孝宏

乙6 愛知県春日井市鳥居松町5目44番地
春日井市公共下水道事業
春日井市長 石黒 直樹

乙7 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市下水道事業
豊川市長 竹本 幸夫

乙8 愛知県津島市立込町2丁目21番地
津島市下水道事業
津島市長 日比 一昭

- 乙 9 愛知県碧南市松本町 28 番地
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 補宜田 政信
- 乙 10 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市長 稲垣 武
- 乙 11 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市事業管理者
前田 雄治
- 乙 12 愛知県安城市桜町 18 番 23 号
安城市長 三星 元人
- 乙 13 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市長 中村 健
- 乙 14 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 15 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市公共下水道管理者
犬山市長 原 欣伸
- 乙 16 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市公共下水道管理者
常滑市長 伊藤 辰矢
- 乙 17 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長 澤田 和延
- 乙 18 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市下水道事業
小牧市長 山下 史守朗
- 乙 19 愛知県稻沢市稻府町 1 番地
稻沢市下水道事業
稻沢市長 加藤 錠司郎

- 乙 2 0 愛知県新城市字東入船 115 番地
新城市下水道事業
新城市長 下江 洋行
- 乙 2 1 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市下水道事業
東海市長 花田 勝重
- 乙 2 2 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市下水道事業
大府市長 岡村 秀人
- 乙 2 3 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市長 宮島 壽男
- 乙 2 4 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市長 林 郁夫
- 乙 2 5 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 柴田 浩
- 乙 2 6 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉岡 初浩
- 乙 2 7 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 久保田 桂朗
- 乙 2 8 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 小浮 正典
- 乙 2 9 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市公共下水道管理者
日進市長 近藤 裕貴
- 乙 3 0 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良

- 乙 3 1 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
- 乙 3 2 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
清須市下水道事業
清須市長 永田 純夫
- 乙 3 3 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 太田 考則
- 乙 3 4 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 安藤 正明
- 乙 3 5 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小山 祐
- 乙 3 6 愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市公共下水道管理者
あま市長 村上 浩司
- 乙 3 7 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長 佐藤 有美
- 乙 3 8 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長 井俣 憲治
- 乙 3 9 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長 鈴木 邦尚
- 乙 4 0 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴木 雅博
- 乙 4 1 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 鮎瀬 武

乙 4 2 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町公共下水道管理者
大治町長 村上 昌生

乙 4 3 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横江 淳一

乙 4 4 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿久比町下水道事業
阿久比町長 田中 清高

乙 4 5 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町下水道事業
東浦町長 日高 輝夫

乙 4 6 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町公共下水道管理者
武豊町長 粕山 芳輝

乙 4 7 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
幸田町公共下水道管理者
幸田町長 成瀬 敦

乙 4 8 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
設楽町公共下水道管理者
設楽町長 土屋 浩

乙 4 9 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地
東栄町公共下水道管理者
東栄町長 村上 孝治

丙 愛知県名古屋市中区錦一丁目 8 番 6 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長 庄村 昌明 印

様式第1

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

2 支援活動開始日（緊急の場合は想定開始日を記載）

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

4 支援活動内容

5 要請担当者

所 属 :	
氏 名 :	
電 話 :	
F A X :	
E-mail :	

6 その他

様式第2

年　月　日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

下水道技術支援協力要請書（甲→丙）

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づく要請がありました。

自治体名等	支援活動開始日 (予定)	支援活動箇所数	担当者名	連絡先（電話）

担当：

電話：

FAX：

E-mail：

様式第3

年　月　日

下水道管理者名
(愛知県建設局下水道課経由)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部　支部長

技術支援協力可能企業通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 支援協力者

自治体名等	企業名	支援活動開始日 (予定)	業務担当者 (予定)	連絡先 (電話)

2 丙の事務局の担当者

所 属 :
氏 名 :
電 話 :
FAX :
E-mail :

様式第4

年　月　日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

業務実施者選任通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づき、次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

業務実施者	備 考

様式第5

年　月　日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

業務実施者選任通知書（甲→丙）

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づく通知がありました。

自治体名等	業務実施者	備考

担当：

電話：

FAX：

E-mail：

愛知県・日本下水道事業団災害支援協定

愛知県（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
二 その他甲と乙の協議により定めるもの
2 この協定の対象となる下水道施設は、別表に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものと除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人工費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 愛知県建設局下水道課

二 乙の事務局 日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届

を乙に提出するものとする。

- 3 甲は、前2項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 森岡泰裕

(別表)

協定下水道施設

豊川流域下水道	豊川浄化センター
五条川左岸流域下水道	五条川左岸浄化センター
境川流域下水道	境川浄化センター
衣浦西部流域下水道	衣浦西部浄化センター 亀崎中継ポンプ場
矢作川流域下水道	矢作川浄化センター 矢作川右岸幹線中継ポンプ場 幡豆幹線中継ポンプ場 幸田幹線中継ポンプ場
衣浦東部流域下水道	衣浦東部浄化センター 見合ポンプ場 新高取橋ポンプ場 田尻ポンプ場
日光川上流流域下水道	日光川上流浄化センター
五条川右岸流域下水道	五条川右岸浄化センター
新川東部流域下水道	新川東部浄化センター
日光川下流流域下水道	日光川下流浄化センター 弥富ポンプ場 津島ポンプ場 佐織ポンプ場
新川西部流域下水道	新川西部浄化センター

自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の緊急工事を円滑に実施するためには必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、緊急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

(会員との協定)

第3条 甲は、緊急工事を円滑に実施するために、乙の会員と、甲乙協議のうえ別途定めた協定及びその様式を予め締結しておくものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和3年3月31日までとする。
但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(補則)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 東京都中央区新川二丁目6番16号
一般社団法人 日本下水道施設業協会
会長 木股 昌俊

災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が愛知県内で発生した場合、甲の管理する用地を、乙の復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あいち健康の森公園
- (2) 所在地 大府市森岡町源吾
- (3) 場所及び数量 球技場 10,000m²

（災害復旧用オープンスペースの使用要請）

第2条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、甲に對し期間、内容等を明らかにして、使用要請をする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があったときは、特別の理由がない限り、これに協力する。

（要請等の手続）

第3条 乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話又はファックスをもつて連絡を取り、災害復旧用オープンスペースとして甲の管理する用地の使用を開始する。

2 乙は、使用に当たって、都市公園法第6条第1項及び第3項に基づく都市公園の占用許可の手続を行う。

（原状復旧等）

第4条 甲の施設に損傷等を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

（使用する範囲及び使用内容）

第5条 乙は、原則として甲の管理する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用する。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

- 3 施設の鍵の管理は、甲の指示に従う。
- 4 施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第7条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議するものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成17年4月22日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県

代表者 愛知県知事 神田真秋



乙 名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦瓦斯株式会社

代表者 取締役社長 水野耕太郎





災害における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

(使用料)
第6条 乙が、第2条第1項の規定に基づき第1条の用地を使用する場合は、乙の使用料は無料とする。

愛知県（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害（地震・台風等）により電力設備に被害が発生したとき、又は発生の恐れがあるときに、稲沢市または中部電力管轄区域の電力を迅速に復旧するため、甲の所有する用地を、乙が電力設備を復旧するための基地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として、一時的に使用することについて、次のとおり定める。

（使用する用地）

第1条 使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 木曽川祖父江緑地
- (2) 所在地 愛知県稲沢市祖父江鍋島132
- (3) 場所及び数量 第1駐車場および第2駐車場 3,840 m²

（災害復旧用オープンスペースの使用手続）

第2条 乙は、災害復旧用オープンスペースを使用する必要が生じた場合は、甲に対し、被害状況、復旧計画、使用期間等を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより甲に申出をするものとし、甲は、特別な理由がない限り、これを承諾するものとする。

2 乙は、使用にあたって、都市公園法第6条第1項及び第3項に基づく都市公園の占有の許可等の手続きを行うものとする。なお、被害状況により緊急を要する場合は、利用開始後の事後手続きについても可能なものとする。

3 甲は、前各項の場合において、復旧活動で災害復旧用オープンスペースを使用する必要があるときなどの特別の事情により、全部又は一部を乙に使用させることができない場合は、乙と使用範囲等について協議するものとする。

（遵守事項）

第3条 乙は、災害復旧用オープンスペースを善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盜難、破損等の防止に努めなければならない。

（用地の使用方法等）

第4条 乙は、原則として、甲の所有する用地の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用するものとする。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定めるものとする。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3 使用期間終了後は、乙の責任で現状復旧を行うものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、故意又は重大な過失により本施設等に損傷を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天災地変等の不可抗力により本施設等が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからの意思表示がないときは、さらには有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月3日

愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
甲 愛知県 代表者 愛知県知事 人村 秀章
乙 中部電力株式会社 代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員

愛知県名古屋市東区東新町1番地

乙 中部電力株式会社 代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員



災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会（以下「乙」という。）は、愛知県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲が、災害時に愛知県災害対策本部を設置し、かつ、愛知県内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談センターの開設
- (2) 県又は市町村への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、別添の災害時協力要請書により行うものとする。ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後すみやかに災害時協力要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用負担)

第5条 第3条の行政書士業務で必要となった人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(損害の補償)

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成24年3月13日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会長 山田 高嗣

番 号
平成 年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県行政書士会長 様

愛 知 県 知 事

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第2条の規定に基づき、
次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名 電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要請内容	
場所	
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備考	

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（五十音順、以下「乙」という。）は、災害時に市町村が行う家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、次のとおり基本協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 乙は、県内に災害が発生した場合に、市町村が実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）に関し、甲又は市町村から応援要請があつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（市町村との協定締結）

第3条 乙は、第1条に規定する業務に関し、業務内容、費用負担等必要な事項について、市町村と協議し「災害時における家屋被害認定業務に関する協定」を締結するものとする。

（応援要請等の手続）

第4条 甲は、市町村から書面（様式第1号－1）により応援要請を受けたとき、又は市町村からの応援要請の暇がなく乙の協力が必要と判断した場合は、乙に対し書面（様式第1号－2）により応援要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

- 2 乙は、甲からの応援要請を受け、乙の会員から業務に従事する者を選定するとともに、受諾の可否を甲へ連絡する。
- 3 甲は、乙からの受諾に基づき、応援要請市町村へその旨を連絡する。
- 4 乙は、甲の要請に基づき業務に従事した場合は、活動終了後速やかに活動

報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（研修会の開催）

第5条 甲は、業務に関する知識、技術の習得を目的として、市町村の職員及び乙の会員を対象とした研修会を開催するものとする。

2 乙は、甲又は市町村の開催する研修会に乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（連絡体制の確立）

第6条 甲及び乙は、甲及び市町村の当該業務の連絡窓口並びに乙の連絡窓口に関する情報を共有し、連絡体制の確立に努めるものとする。

2 乙は、連絡窓口に関する情報を書面（様式第3号）により甲に報告するものとする。以後、情報に変更があった場合はすみやかに甲に報告するものとする。

3 甲は、前項の情報及び市町村の連絡窓口をとりまとめ、乙及び市町村へ情報提供するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和2年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年1月20日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事　大村　秀章

乙　名古屋市中区錦一丁目18番24号

公益社団法人愛知県建築士事務所協会

会長　松岡　由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号

公益社団法人愛知建築士会

会長　柳澤　講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号

愛知県土地家屋調査士会

会長　伊藤　直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会長　安田　商基

様式第1号－1（第4条関係）

第 号
年 月 日

愛知県知事殿

市町村長 氏名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 必要な人員等の内容

従事人数	従事期間			業務内容等
人	期間 (自) (至)	月 月	日 日	
人	期間 (自) (至)	月 月	日 日	

(適宜行を追加すること)

3 口頭による要請をした場合の日付

年 月 日

4 その他必要な事項

5 要請担当者

(職名)

(氏名)

(電話番号)

(FAX)

(E-mail)

様式第1号－2（第4条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）会長様

愛知県知事 氏名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 応援が必要な市町村及び内容

市町村名	従事人数	従事期間	業務内容等
	人	期間 (自) (至) 月 月 日 日	
	人	期間 (自) (至) 月 月 日 日	

（適宜行を追加すること）

3 口頭による要請をした場合の日付

年 月 日

4 その他必要な事項

5 要請担当者

（職名）

（氏名）

（電話番号）

（FAX）

（E-mail）

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

愛知県知事様

（団体名）

会長 氏名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定に基づき、下記のとおり業務に従事しましたので、同協定書第4条第4項の規定により報告します。

記

1 内容

市町村名	従事人数	従事期間	業務内容等
	人	期間 (自) 月 日 (至) 月 日	
	人	期間 (自) 月 日 (至) 月 日	

（適宜行を追加すること）

2 その他必要な事項

3 報告担当者

（職名）

（氏名）

（電話番号）

（FAX）

（E-mail）

様式第3号（第6条関係）

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書にかかる連絡窓口

団体名		
担当者	職名	
	氏名	
住所		
電話番号		
FAX		
E-mail		
備考		

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下、「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における県民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。
2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。
3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

(要請手続)

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

(被災者相談業務の範囲)

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く県民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

(被災者相談業務の実施)

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、甲主催の相談業務の広報及び会場の確保の業務を行うものとする。
2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。
(1) 相談員の派遣
(2) 相談の実施

(市町村との調整)

第6条 甲は、市町村における相談の開催の必要がある場合は市町村との必要な調整を行うものとする。

(体制整備)

- 第7条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

- 第8条 被災者相談業務に従事する相談員の人工費その他費用の負担は、乙の負担とする。

(相談料)

- 第9条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

- 第10条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第12条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成28年11月15日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事
大村秀章

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
愛知県司法書士会長
和田博恭

災害時における被災者支援に関する協定書（県対県理容生活衛生同業組合）

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための理容業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次とのおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に愛知県災害対策本部を設置し、かつ、愛知県内に災害救助法が適用された場合において、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めることにより、県民の公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、市町村からの要請を受け、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請するものとする。

（業務の範囲）

第3条 甲の要請に基づき乙が実施する業務は、避難所等の被災者に対して行う理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に定める業務のうち、要請時点では乙が対応可能なものとする。

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、甲が別に定める文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請に対する業務の提供を行うものとする。
- 3 乙は、前項の業務が完了したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、業務の提供に要する化粧品等の消耗品にかかる費用については、災害の発生した直前の価格を基準として、乙の支援を受けた市町村と乙の双方が協議により、乙の請求により乙の支援を受けた市町村が支払うものとする。

(損害の補償)

第6条 乙が甲の要請による業務の提供を行う際に、第3条に規定する業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害補償及び第3条に規定する業務の提供を受けた被災者が負傷した場合における損害賠償は、乙の負担とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年3月28日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市千種区今池2-1-13
愛知県理容生活衛生同業組合
理事長 柿本 佐春

災害時における被災者支援に関する協定書（県対県美容業生活衛生同業組合）

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県美容業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための美容業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に愛知県災害対策本部を設置し、かつ、愛知県内に災害救助法が適用された場合において、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めることにより、県民の公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、市町村からの要請を受け、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請するものとする。

(業務の範囲)

第3条 甲の要請に基づき乙が実施する業務は、避難所等の被災者に対して行う美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項に定める業務のうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、甲が別に定める文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請に対する業務の提供を行うものとする。
- 3 乙は、前項の業務が完了したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用負担)

第5条 第3条の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、業務の提供に要する化粧品等の消耗品にかかる費用については、災害の発生した直前の価格を基準として、乙の支援を受けた市町村と乙の双方が協議により、乙の請求により乙の支援を受けた市町村が支払うものとする。

(損害の補償)

第6条 乙が甲の要請による業務の提供を行う際に、第3条に規定する業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害補償及び第3条に規定する業務の提供を受けた被災者が負傷した場合における損害賠償は、乙の負担とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年3月28日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区上前津2-9-10
愛知県美容業生活衛生同業組合
理事長 山本 幸助

災害時における被災者支援に関する協定書(県対県ホテル・旅館生活衛生同業組合、 公衆浴場業生活衛生同業組合)

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための入浴業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に愛知県災害対策本部を設置し、かつ、愛知県内に災害救助法が適用された場合において、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めることにより、県民の公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は市町村からの要請を受け、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請するものとする。

(業務の範囲)

第3条 甲の要請に基づき乙が実施する業務は、避難所等の被災者に対して行う業務のうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、甲が別に定める文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請に対する業務の提供を行うものとする。
- 3 乙は、前項の業務が完了したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、業務の提供に要する石けん等の消耗品費、燃料費及び光熱水費については、災害の発生した直前の価格を基準として、乙の支援を受けた市町村と乙の双方が協議により乙の請求により乙の支援を受けた市町村が支払うものとする。

(損害の補償)

第6条 乙が甲の要請による業務の提供を行う際に、第3条に規定する業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害賠償及び第3条に規定する業務の提供を受けた被災者が負傷した場合における損害賠償は、乙の負担とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年3月28日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区栄4-14-21
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
理事長 渡邊 剛男

本協定については、同日付で愛知県と次の団体との間で個別に締結されている。

名古屋市中区千代田3-9-14
愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 林 徳男

災害時における被災者支援に関する協定書（県対県クリーニング 生活衛生同業組合）

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県クリーニング生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のためのクリーニング業務（以下「業務」という。）に關し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に愛知県災害対策本部を設置し、かつ、愛知県内に災害救助法が適用された場合において、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めることにより、県民の公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は市町村からの要請を受け、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請するものとする。

(業務の範囲)

第3条 甲の要請に基づき乙が実施する業務は、避難所等の被災者に貸し出された自治体所有のシーツ、毛布等のクリーニングのうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、甲が別に定める文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請に対する業務の提供を行うものとする。
- 3 乙は、前項の業務が完了したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、業務の提供に要する洗剤等の消耗品費及び光熱水費については、災害の発生した直前の価格を基準として、乙の支援を受けた市町村と乙の双方が協議により乙の請求により乙の支援を受けた市町村が支払うものとする。

(損害の補償)

第6条 乙が甲の要請による業務の提供を行う際に、第3条に規定する業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害賠償及びクリーニングしたシーツ、毛布等の事故による損害賠償は、乙の負担とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の前にこの協定の解除又は変更について、甲とのいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年3月28日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市千種区大久手町5-11
愛知県クリーニング生活衛生同業組合
理事長 古谷 一

中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

愛知県（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。
- (2) 原子力災害対策特別措置法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (4) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (5) 発電所の非常用炉心冷却装置等の工学的安全施設が作動したとき。
- (6) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 愛知県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (9) 発電所の発電施設に異常が発生し、計画外に発電を停止したとき。
- (10) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。

3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は、愛知県防災局災害対策課において処理する。

4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
- (2) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
- (3) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

（その他）

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成23年9月30日

甲　名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村秀章
乙　名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 水野明久

**関西電力株式会社の原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制に関する
合意書**

関原発503号
平成24年3月26日

愛知県知事
大村 秀章 殿

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
平素は当社事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、平成24年3月16日付 23災対第915号によりご要請のありました原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制について、別紙のとおりご連絡させて頂きますので、よろしくお願ひ申しあげます。

敬具

別 紙

1. 対象発電所

美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所

2. 異常時における連絡

次に掲げる事項について、発生の際には速やかに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (4) その他上記各号に準ずる異常が生じたとき。

3. 連絡方法

- (1) 連絡先 愛知県 防災局 災害対策課
[勤務時間外については県の指定する所]
- (2) 連絡元 関西電力株式会社 東海支社 総務・広報グループ
- (3) 手 段 電話を原則とし、必要に応じFAX、電子メールも併用する。

4. その他

愛知県と関西電力株式会社は、必要に応じて互いに情報交換及び連携を図るものとする。

細部については、愛知県 防災局と関西電力株式会社 東海支社が協議のうえ取り決めるものとする。

以 上

**日本原子力発電株式会社の原子力発電所の異常時に関する情報連絡に関する
合意書**

総 室 発 第 141号
平成24年3月30日

愛知県知事

大村 秀章 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男

原子力発電所の異常時に関する情報連絡について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
平素は当社事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、平成24年3月19日付 23災対第923号によりご要請のありました原子力発電所の異常時に関する情報連絡について、別紙のとおりご連絡させて頂きますので、よろしくお願ひ申しあげます。

敬具

別 紙

1. 対象発電所

敦賀発電所

2. 異常時における連絡

次に掲げる事項について、発生の際には速やかに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (4) その他上記各号に準ずる異常が生じたとき。

3. 連絡方法

- (1) 連絡先 愛知県 防災局 災害対策課
[勤務時間外については県の指定する所]
- (2) 連絡元 日本原子力発電株式会社 敦賀地区本部 業務・立地部
業務総括グループ
- (3) 手 段 電話を原則とし、必要に応じFAX、電子メールも併用する。

4. その他

愛知県と日本原子力発電株式会社は、必要に応じて互いに情報交換と連携を図るものとする。

細部については、愛知県 防災局と日本原子力発電株式会社 敦賀地区本部
業務・立地部が協議のうえ取り決めるものとする。

以 上

独立行政法人日本原子力研究開発機構の原子炉施設に係る情報連絡体制に関する合意書

23原機(総)046
平成24年3月30日

愛知県知事

大村 秀章 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之

原子炉施設に係る情報連絡体制について（回答）

拝啓 ますます御清栄のこととお喜び申しあげます。
平素は当機構の事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成24年3月19日付け 23災対第924号により御要請がありました「独立行政法人日本原子力研究開発機構の原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制について（依頼）」につきまして、別紙のとおり御連絡させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

別 紙

1 対象発電所

高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）

原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）

2 異常時における連絡

次に掲げる事項について、発生の際には速やかに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (3) 工学的安全施設が動作したとき。
- (4) その他上記各号に準ずる異常が生じたとき。

3 連絡方法

- (1) 連絡先 愛知県 防災局 災害対策課
〔勤務時間外については県の指定する所〕
- (2) 連絡元 独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部
- (3) 手 段 電話を原則とし、必要に応じFAX、電子メールも併用する。

4 その他

愛知県と日本原子力研究開発機構敦賀本部は、必要に応じて互いに情報交換及び連携を図るものとする。

細部については、愛知県防災局と日本原子力研究開発機構敦賀本部とで協議の上取り決めるものとする。

以 上

ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する 協定書

(趣 旨)

第1 条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、被災地住民の速やかな自立支援を行うボランティア活動を効果的に援助するための前提となるボランティアの受入体制の整備とネットワーク化を推進するために、愛知県（以下「県」という。）がボランティア団体又はボランティア支援団体（以下「協力団体」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(広域ボランティア支援本部の開設)

第2 条 県は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部内に必要な資機材や場所を確保して広域ボランティア支援本部（以下「支援本部」という。）を開設する。

2 県は、支援本部の開設に当たっては、ボランティアと被災地の住民等からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を協力団体に要請する。

3 協力団体は、前項の要請があった場合には、速やかにコーディネーターを派遣するよう努めるものとする。

(広域ボランティア支援本部の運営)

第3 条 県は、支援本部の運営に当たっては、コーディネーターの自主性を尊重しなければならない。

(広域ボランティア支援本部の閉鎖)

第4 条 コーディネーターは、ボランティアによる災害応急活動が概ね完了したときは、支援本部の閉鎖について、県と協議するものとする。

2 コーディネーターは、支援本部が閉鎖されるときは、当該活動について、行政や社会福祉協議会等の関係機関に円滑に引き継ぐよう努めるものとする。

(経費の負担)

第5 条 県は、支援本部の設置及びコーディネーターがコーディネートを行うために必要な経費を負担するものとする。

(平常時の協力活動)

第6 条 協力団体は、平常時から県の実施する次の施策について協力するものとする。

(1) 災害時のボランティア活動に関する講座、研修会等

(2) 「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日から21日まで）」に開催される啓発行事

(3) その他ボランティアの受入体制の整備及びネットワーク化の推進等に関するこ

(ボランティアの活動環境の整備等)

第7 条 県及び協力団体は、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めるため、災害時におけるボランティアの被害救済制度の充実のほか、自主的なボランティア活動の円滑かつ効果的な実施のために必要な各種制度の整備に努めるものとする。

(その他)

第8 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度県及び協力団体が協議して定めるものとする。

(適用)

第9 条 この協定は、平成10年8月28日から適用する。

この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年8月28日

日本赤十字社愛知県支部

支部長代理 副支部長 松島淳登

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

会長 鈴木 匡

日本ボイスカウト愛知連盟

理事長 岡谷篤一

一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟

支部長 若尾弘子

社団法人愛知青少年協会

理事長 青木信樹

愛知県青年団協議会

会長 村松正敏

公益財団法人愛知県国際交流協会

常任理事兼事務局長 木村忠孝

震災から学ぶボランティアネットの会

代表 西田又紀二

愛知県

愛知県知事 鈴木礼治

平成11年11月1日

財団法人名古屋キリスト教青年会

理事長 西村 清

財団法人名古屋キリスト教女子青年会

理事長 諏訪昭子

一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部

支部長 木村時政

愛知県

愛知県知事 神田真秋

平成18年3月17日

特定非営利活動法人 NPO愛知ネット

理事長 天野竹行

トヨタグループ災害Vネット

代表 鈴木盈宏

愛知県

愛知県知事 神田真秋

平成21年9月3日

社会福祉法人愛知県共同募金会

会長 岡谷篤一

公益社団法人日本青年会議所

東海地区愛知ブロック協議会

会長 河本圭史

愛知県

愛知県知事 神田真秋

平成24年7月6日

日本労働組合総連合会愛知県連合会

会長

神野 進

愛知県

愛知県知事

大村秀章

平成29年10月1日

トヨタ自動車株式会社社会貢献推進部

トヨタボランティアセンター

センター長

大洞和彥

愛知県

愛知県知事

大村秀章

平成30年3月23日

特定非営利活動法人レスキューストックヤード

代表理事

栗田暢之

愛知県

愛知県知事

大村秀章

防災啓発活動に関する覚書

愛知県防災局（以下「甲」という。）とあいち防災リーダー会（以下「乙」という。）は、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震、伊勢湾台風並みの台風等による大規模災害に備えて、愛知県の地域防災力を高めるため、連携を図りながら協力して防災啓発活動に取り組むこととし、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲及び乙が実施する防災啓発活動について、相互に連携を図りながら協力して行い、その活動を効果的に推進することにより、県民の防災意識を高め、地域防災力の向上に資することを目的とする。

（協働実施）

第2条 甲及び乙は、次の防災啓発活動について、協働して実施するものとする。

- (1) 防災知識等の普及啓発を図るための講座、研修会、講演会等の開催
- (2) 防災知識等の普及啓発を図るための冊子、リーフレット等の作成、配布
- (3) その他協働実施により効果的な推進を図ることが期待できる防災啓発活動

2 甲及び乙は、協働実施する活動、実施方法、役割分担等について、相互に協議、調整し、円滑な実施に努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲又は乙に対して、市町村、自主防災組織、学校、企業、各種団体等から、防災啓発活動について協力依頼があった場合、必要に応じてそれぞれから協力を要請することができるものとする。

（意見交換等）

第4条 甲及び乙は、防災啓発活動の効果的な推進を図るため、隨時、情報交換、意見交換等を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、覚書の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月7日

甲 愛知県防災局

局長 小林壯行

乙 あいち防災リーダー会

会長 早川澄男

地域協働による防災・減災のための人材育成に関する協定書

あいち防災協働社会推進協議会、愛知県、名古屋市、国立大学法人名古屋大学、愛知県商工会議所連合会、一般社団法人中部経済連合会、防災のための愛知県ボランティア連絡会及びなごや災害ボランティア連絡会は、防災協働社会の形成を推進し、災害に強い安心安全な地域づくりに向け、防災・減災のための人材育成に連携、協働して取り組むことに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、あいち防災協働社会推進協議会、愛知県、名古屋市、国立大学法人名古屋大学、愛知県商工会議所連合会、一般社団法人中部経済連合会、防災のための愛知県ボランティア連絡会及びなごや災害ボランティア連絡会（以下「関係者」という。）が、連携と協働により防災・減災のための人材の育成を図ることを目的とする。

(連携・協働事項)

第2条 関係者は、次に掲げる事項について協議の上、連携、協働して実施するものとする。

- (1) 防災・減災のための人材育成に関する事項
- (2) その他関係者が前条の目的達成に必要と認める事項

(協議)

第3条 関係者は、この協定に基づく防災・減災のための人材育成の具体的な内容及び関係者の役割の分担その他必要な事項について、協議するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する日の3月前までに、関係者のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じた場合は、関係者が協議の上、決定するものとする。

本協定の証として本協定書を7通作成し、関係者署名の上、各1通を保有する。

平成24年6月16日

あいち防災協働社会推進協議会会長
愛知県知事
大村秀章

名古屋市長
河村たかし

国立大学法人名古屋大学総長
濱口道成

愛知県商工会議所連合会会长
高橋治朗

一般社団法人中部経済連合会会长
三田敏雄

防災のための
愛知県ボランティア連絡会代表者
栗田暢之

なごや災害ボランティア連絡会代表者
小野月比古

防災教育・啓発活動に関する覚書

愛知県防災局（以下「甲」という。）と名古屋大学減災連携研究センター（以下「乙」という。）は、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震、伊勢湾台風並みの台風等による大規模災害に備えて、愛知県の地域防災力を高めるため、連携を図りながら協力して防災教育・啓発活動に取り組むこととし、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲及び乙が実施する防災教育・啓発活動について、相互に連携を図りながら協力して行い、その活動を効果的に推進することにより、県民の防災意識を高め、地域防災力の向上に資することを目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協議の上、連携、協力して実施するものとする。

- (1) 防災・減災のための教育・啓発に関する事項
- (2) その他甲及び乙が前条の目的達成に必要と認める事項

（協議）

第3条 甲及び乙は、この覚書に基づく防災教育・啓発活動の具体的な内容及び甲及び乙の役割の分担その他必要な事項について、協議するものとする。

（期間）

第4条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から3年間とする。ただし、覚書の有効期間が満了する日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の運用に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本覚書の証として、本書を2通作成し、甲及び乙は署名の上、各1通を保有する。

平成26年2月21日

甲 愛知県防災局長 小林壯行

乙 名古屋大学減災連携研究センター長 福和伸夫

防災啓発情報等の発信に関する協定書

愛知県（以下、「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下、「乙」という。）は、地震、津波、風水害、土砂災害その他の自然災害に対する防災啓発情報等を発信するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、愛知県民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、地域防災力の強化に繋げることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、自らの業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から乙が編集・発行・運営を受託した媒体への防災啓発情報等の掲載
- (2) 乙が編集・発行・運営する媒体への防災啓発情報等の掲載
- (3) 甲から乙に対する防災啓発情報等の提供
- (4) 第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合の対応

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は適宜協議を行うものとし、具体的な実施事項については甲及び乙合意の上、決定する。

(費用の負担)

第3条 前条に基づく甲及び乙それぞれの作業に係る経費は、各自が負担するものとする。

(連絡責任者)

第4条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を決め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報管理)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し又は漏らしてはならない。

(本協定の有効期間)

第6条 協定の期間は、協定締結の日から平成29年8月31日までとし、甲又は乙から期間満了の日の1か月前までに解約の申出がない場合は、1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めるもののほか、本協定に基づく防災啓発情報等の発信に係る事項については、甲及び乙が協議して別に定める。また、本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県

愛知県知事 大村 秀章

乙 東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
N T T タウンページ株式会社

代表取締役社長 岡田 昭彦

愛知県の防災取組に対する地域防災力向上の相互協力に関する協定

(県対三井住友海上火災保険(株))

愛知県（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで大規模災害時に備えた地域防災力の向上を推進するために、次のとおり協定を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に密接な連携と協働することにより、大規模災害に備える地域防災力の向上を推進し、もって愛知県内の防災への取組を活性化することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 愛知県が行う防災訓練その他の地域防災イベントへの参画や協力に關すること
- (2) 防災・減災カレッジの実施協力に關すること
- (3) 愛知県民への防災意識の啓発及び防災知識の普及に關すること
- (4) 愛知県の地域防災力の向上に資する助言及び情報提供に關すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

(協定の要請)

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

(費用の負担)

第4条 前条に基づく甲、乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行うものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 この報告事項に変更があった場合についても速やかに相手方に報告するものとする。

(本協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力が継続するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名の上、各1通を保有する。

平成27年9月11日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県名古屋市中区錦一丁目2番1号
三井住友海上火災保険株式会社
専務執行役員名古屋企業本部長 村戸眞

愛知県の防災取組に対する地域防災力向上の相互協力に関する協定 (県対あいおいニッセイ同和損害保険(株))

愛知県（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、愛知県内における大規模災害時に備えた地域防災力の向上を推進するために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、愛知県民・企業の大規模災害に備える地域防災力の向上を図るとともに、協定に定める業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) 甲及び乙が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントへの参画や協力
- (2) 防災・減災カレッジの実施への協力
- (3) 愛知県民・企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及への協力
- (4) 地震保険の加入促進に資する情報提供
- (5) 乙の予算の範囲内における地域防災力向上のための寄附

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は適宜協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

(協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

(費用の負担)

第4条 乙が協力の実施に要した費用は、乙又は必要に応じて関係者及び参加者が負担するものとし、甲は負担しないものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても速やかに文書により相手方に報告するものとする。

(情報管理)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し又は漏らしてはならない。

(本協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力が継続するものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成28年6月14日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県名古屋市中区千代田五丁目七番五号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
執行役員
中部地域・東海ディーラー担当 末野智弘

愛知県の防災取組に対する地域防災力向上の相互協力に関する協定 (県対損害保険ジャパン日本興亜(株))

愛知県(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)は、愛知県内における大規模災害に備えた地域防災力の向上を推進するために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、大規模災害に備える愛知県民や企業の地域防災力の向上を図るとともに、協定に定める業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) 甲及び乙が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントへの参画にすること
- (2) 防災まちづくりに関すること
- (3) 防災・減災カレッジの実施への協力に関すること
- (4) 県民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること
- (5) 地震保険の加入促進に資する情報提供に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙合意の上、決定する。

(協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

(費用の負担)

第4条 乙が第2条の規定による協力をを行うために要した費用については、特段の合意がない限り、乙が負担するものとする。

(連絡責任者)

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても速やかに文書により相手方に報告するものとする。
(情報管理)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し又は漏らしてはならない。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了通知しない限りその効力が継続するものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成28年8月30日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目22番21号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
常務執行役員中部本部長 德岡宏行

愛知県の防災取組に対する地域防災力向上の相互協力に関する協定 (県対国際ロータリー第 2760 地区 (愛知))

愛知県(以下「甲」という。)と国際ロータリー第 2760 地区(愛知)(以下「乙」という。)は、相互の連携強化を図ることで大規模災害時に備えた地域防災力の向上を推進するために、次のとおり協定を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に密接な連携と協働することにより、大規模災害に備える地域防災力の向上を推進し、もって愛知県内の防災への取組を活性化することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 愛知県が実施する地域防災イベント等への参画や協力に関するこ
- (2) 愛知県民への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関するこ
- (3) 災害時における国際ロータリーのネットワークを活用した支援及び情報共有に関するこ

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

(協定の要請)

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

(費用の負担)

第4条 前条に基づく甲、乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行うものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 この報告事項に変更があった場合についても速やかに相手方に報告するものとする。

(本協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力が継続するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名の上、各1通を保有する。

平成29年11月19日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目15番15号
国際ロータリー第2760地区（愛知）
2017-2018年度ガバナー 神野重行

災害時における調査及び技術支援等の相互協力に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）並びに長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、及び名古屋市長（以下「乙」という。）と、公益社団法人土木学会中部支部長、公益社団法人地盤工学会中部支部長、公益社団法人砂防学会東海支部長、公益社団法人砂防学会信越支部長、及び公益社団法人日本地すべり学会中部支部長（以下「丙」という。）とは、災害時における調査及び技術支援等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）において発生した被害の調査、応急対策等の技術支援に関し、相互協力の方法を定め、もって被害の拡大防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査等の実施範囲）

第2条 調査及び技術支援等の範囲は、中部地方整備局管内の被害を受けた所管施設等とする。

（協力の内容）

第3条 甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長又は乙は、所管施設等に災害が発生し、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査及び技術支援等が必要と認める時は、甲より、丙の構成員間の調整を実施する公益社団法人土木学会中部支部（以下「幹事学会」）を通じて、丙に調査及び技術支援等を要請することができる。

2 丙は前項に定める調査及び技術支援等の要請があったときは、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査の実施及び技術者等の派遣の可否を検討し、甲に回答するとともに、調査の実施が可能なときは速やかに調査団を結成して被災状況調査又は応急対策工法等に関する助言・提案を行う。

- 3 甲若しくは甲の所掌する事務所等の長、乙、又は丙は、調査等の実施方法等について、別途協議して定めることができるものとする。
- 4 丙は、所管施設等に災害が発生し、防災技術の向上のため自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、幹事学会を通じて、甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
- 5 甲若しくは甲の所掌する事務所等の長又は乙は、前項に定める要請があつたときは、丙の実施する調査に可能な限り協力するものとする。
- 6 甲は、第2項の回答及び第4項の要請があつた場合は、速やかに乙に報告するものとする。
- 7 本協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力に関する協定等による調査及び技術支援等に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡体制)

- 第4条 丙は、前条第1項の要請に係る連絡体制を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は、事務所等の長及び地方機関の長に前項に基づく連絡体制を通知しておくものとする。

(費用の負担)

- 第5条 第3条第1項に基づき、丙が実施する調査及び技術支援等において、費用が伴う場合には、中部地方整備局又は長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、及び名古屋市（以下「協定自治体」という。）が、公益社団法人土木学会中部支部、公益社団法人地盤工学会中部支部、公益社団法人砂防学会東海支部、公益社団法人砂防学会信越支部、及び公益社団法人日本地すべり学会中部支部（以下「協定学会」という。）に対してその費用を支払うものとする。

- 2 第3条第4項に基づき丙が実施する調査の費用は協定学会の負担とする。

(有効期限)

- 第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙のいずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

- 第7条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として、甲若しくは甲の所掌す

る事務所等の長又は乙が、丙に調査の実施及び技術支援等の要請した場合は、可能な限りこれに応じるものとする。

(損害の負担)

第8条 調査の実施に伴い、中部地方整備局並びに協定自治体及び協定学会の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合には、丙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲若しくは甲の所掌する事務所等の長の要請に係るものについては甲若しくは甲の所掌する事務所等の長に、又は、乙の要請に係るものについては乙に、報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲若しくは甲の所掌する事務所等の長に係るものについては甲若しくは甲の所掌する事務所等の長、乙に係るものについては乙が、丙と協議して定めるものとする。

(成果の公表)

第9条 成果を公表する場合には、甲、乙及び丙が確認した上で行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書14通を作成し、それぞれ甲、乙、及び丙が捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 30年 3月 26日

甲 国土交通省 中部地方整備局長 塚原 浩一

乙 長野県 知事 阿部 守一

岐阜県 知事 古田 肇

静岡県 知事 川勝 平太

愛知県 知事 大村 秀章

三重県 知事 鈴木 英敬

静岡市 長 田辺 信宏

浜松市 長 鈴木 康友

名古屋市 長 河村 たかし

丙 公益社団法人 土木学会中部支部長 服部 邦男

公益社団法人 地盤工学会中部支部長 酒井 俊典

公益社団法人 砂防学会東海支部長 土屋 智

公益社団法人 砂防学会信越支部長 平松 晋也

公益社団法人 日本地すべり学会中部支部長 平松 晋也

道路の法面に関する防災協定

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部（以下「乙」という。）とは道路の法面に関する防災協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路（国道及び県道）の法面において、地震、豪雨等の異常な自然現象及び予期できない自然事象若しくは事故により土砂崩落等が発生した場合又はそのおそれがある場合において、その応急対策に関し、被害の拡大防止と迅速な災害復旧のため、乙が協力することを目的とする。

（出動要請）

第2条 甲は、管理する道路の法面に被害が発生又はそのおそれがあるなど、必要と認めるときは、被害状況に応じて、乙の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

- 2 甲は、乙の会員を特定する際に、派遣可能人員及び資機材に関する情報等を必要に応じて乙に求めることができる。
- 3 乙の会員は、甲から出動要請に応じる場合は、様式第2号の応諾書により、甲に対して応諾した旨を連絡するものとする。

（応急対策）

第3条 出動要請に応じた乙の会員は速やかに当該災害等に関する応急対策を実施するものとする。現場作業にあたっては、土木工事標準仕様書（愛知県建設局）により実施するものとする。

- 2 応急対策は、次に掲げる内容のうち甲が要請したものとする。
 - (1) 法面の被災状況及びその周辺の調査
 - (2) 法面の安全性、復旧に関する技術的な助言及び提案等
 - (3) 被害の拡大防止等の緊急的な応急措置等

（体制の確保等）

第4条 乙は、応急対策を速やかに実施できるよう、この協定に基づき出動要請に応じる会員の名簿及び資機材、連絡体制及び人員の体制に関して、毎年、4月末までに甲へ報告するものとする。報告内容に変更が生じた場合は、その都度報告するものとする。

- 2 乙は、災害発生時における協力体制について、甲からの要請に迅速に対応できるよう、次の各号により確保するとともに乙の会員に指導するものとする。
 - (1) 主体的に被害状況等の情報収集に努めること。
 - (2) 必要な人員の確保に努めること。また自主訓練等を実施し対応の強化を図ること。

(3) 甲が主催若しくは参加する防災訓練等への参加依頼があった場合には、可能な範囲で協力するものとする。

(契約手続き)

第5条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅滞なく契約手続きを進めるものとする。

(対象範囲の特例)

第6条 甲は、災害時における緊急対応として必要と判断した場合、乙の会員に甲の管理する道路以外の施設の法面についても出動要請を行うことができるものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、協定締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第8条 応急対策の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は乙の会員の建設資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、各自保管するものとする。

令和4年12月21日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県名古屋市中村区畠江通四丁目22番地

一般社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部

支部長 金藤達也

様式第1号

出動要請書

要請	年月日	整理番号	
様			
愛知県○○建設事務所長			
「道路の法面に関する防災協定」第2条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。			
なお、応諾の際は様式第2号を提出して下さい。			
要請の理由			
施設名等			
路線名			
場所（住所）			
摘要 (見取り図等)			
担当課／担当者名			
連絡先			

※場所が分かりづらい場合は必要に応じて位置図等を添付のこと

出動応諾書

要請	年月日	応諾	年月日	整理番号	
愛知県○○○建設事務所長 殿 (会社名)					
「道路の法面に関する防災協定」に基づく出動要請について、以下のとおり応諾します。					
施設名等					
路線名					
場所					
着手予定日時	年月日 時頃				
出動技術員名					
担当者					
連絡先					